



毎月2回10日・25日発行

発行所

川崎市役所  
(総務企画局総務部法制課)

川崎市川崎区宮本町1

電話 044-200-2062

FAX 044-200-3748

---

## 監査公表

---

◇令和6年度包括外部監査の結果に関する報告について ..... (第1号)

◇令和5年度包括外部監査の結果に基づく措置について ..... (第2号)



7 川監公第1号

令和7年2月3日

令和6年度包括外部監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から次のとおり、令和6年度包括外部監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定に基づき公表します。

川崎市監査委員 大村研一

同 川上善行

同 石田康博

同 かわの忠正



# 令和 6 (2024) 年度

## 包括外部監査結果報告書

基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について

令和 7 (2025) 年 2 月

川崎市包括外部監査人

公認会計士 小俣雅弘



## 目次

<b>I. 包括外部監査の概要</b> .....	1
(1) 外部監査の種類 .....	1
(2) 選定した特定の事件（監査テーマ） .....	1
(3) 事件を選定した理由 .....	1
(4) 包括外部監査人及び補助者 .....	1
(5) 包括外部監査の対象・実施期間 .....	2
(6) 主な監査要点 .....	3
(7) 主な監査手続 .....	3
(8) 「監査の結果」と「意見」 .....	4
(9) 利害関係 .....	4
<b>II. 地方自治体の基金の概要</b> .....	5
(1) 地方自治体における基金 .....	5
(2) 基金の設置及び処分 .....	5
(3) 基金の主な機能 .....	5
(4) 基金の分類 .....	6
(5) 基金残高の推移 .....	6
<b>III. 川崎市の基金について</b> .....	11
(1) 川崎市の基金一覧 .....	11
(2) 川崎市の基金残高の推移 .....	13
(3) 他の政令指定都市との比較 .....	16
(4) 川崎市の基金に関する条例・規則等 .....	22
(5) 川崎市の基金の積立目標額・積立方法・取崩方法 .....	22
(6) 運用益金の処理について .....	27
(7) 基金の活用状況 .....	29
<b>IV. 基金の実在性の検証</b> .....	35
(1) 基金管理簿の作成状況 .....	36
(2) 基金管理簿上の残高の実在性 .....	36
<b>V. 基金の運用</b> .....	39
(1) 川崎市の公金運用方針 .....	39
(2) 基金運用の手法について .....	43
(3) 過去5年間の基金の平均残高、運用収入、利回りの推移 .....	44
(4) 基金運用実績について他団体との比較 .....	47
(5) 基金の繰替運用 .....	49
<b>VI. 各基金の詳細内容</b> .....	55

1. 財政調整基金 .....	55
2. 減債基金 .....	57
3. 土地開発基金 .....	61
4. スポーツ振興基金 .....	63
5. 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金 .....	65
6. 文化振興基金 .....	67
7. 国際交流基金 .....	70
8. 競輪施設等整備事業基金 .....	72
9. 競輪事業運営基金 .....	73
10. 勤労者福祉共済事業基金 .....	74
11. 地域環境保全基金 .....	76
12. 資源再生化基金 .....	78
13. 国民健康保険財政調整基金 .....	80
14. 介護保険給付費準備基金 .....	82
15. 公害健康被害補償事業基金 .....	83
16. 心身障害者福祉事業基金 .....	85
17. 動物愛護基金 .....	87
18. 大規模災害被災者等支援基金 .....	89
19. 長寿社会福祉振興基金 .....	90
20. 民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金 .....	92
21. 子ども・若者応援基金 .....	93
22. 災害遭児等援護事業基金 .....	95
23. 都市整備事業基金 .....	97
24. 鉄道整備事業基金 .....	99
25. 市営住宅等修繕基金 .....	101
26. 市営住宅等敷金基金 .....	103
27. 緑化基金 .....	104
28. 等々力陸上競技場整備基金 .....	108
29. 墓地整備事業基金 .....	110
30. 港湾整備事業基金 .....	112
31. 災害救助基金 .....	114
32. 奨学事業基金 .....	115
33. 学校給食運営基金 .....	117
<b>VII. 監査の結果及び意見 .....</b>	<b>119</b>
(1) 監査の結果について .....	119
(2) 監査対象の基金、指摘及び意見 .....	121

(3) 指摘及び意見 .....	122
① 【意見】減債基金以外の基金の運用手法の検討について .....	122
② 【意見】寄附金増額に向けた取組の検討について .....	123
③ 【意見】減債基金からの借入の確実な返済について .....	125
④ 【意見】基金取支状況集計表のシステム化について .....	127
⑤ 【意見】基金の活用方針について .....	127
⑥ 【意見】寄附金増額に向けた取組の検討について .....	128
⑦ 【意見】基金充当事業の検討について .....	130
⑧ 【意見】中長期の積立計画の作成について .....	130
⑨ 【意見】基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合について .....	131
⑩ 【指摘】募金の回収手続について .....	131
⑪ 【意見】募金箱のあり方の検討について .....	132

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として、金額の単位未満の端数を切り捨て、比率の表示単位未満について切り捨てにより表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料や川崎市から入手した資料等については、千円単位等で端数処理がされているものは、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の数値・表記等の出典

報告書の数値・表記等は、原則として川崎市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。

報告書の数値等のうち、川崎市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出典を明示している。

## I. 包括外部監査の概要

### (1) 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく監査

### (2) 選定した特定の事件（監査テーマ）

基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について

### (3) 事件を選定した理由

地方自治法第 241 条では基金について、条例の定めるところにより積立、管理が適切に実施されるとともに、確実かつ効率的な運用が求められている。また、特定の目的のために積み立てられた基金については、その目的に沿った事業が適切に遂行される必要がある。

川崎市の令和 6 年 5 月末における基金数は 33 であり、その残高総額は 3,388 億円である。これは、令和 5 年度の川崎市的一般会計予算規模 8,600 億円の 39% に当たり、その金額的重要性は高いと言える。さらに、令和 6 年度予算においては減債基金からの新規借入が 157 億円計上されており、借入総額は 674 億円に達している。減債基金からの借入金については、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行われているとのことであるが、毎年度の予算編成や決算の中で、借入額の圧縮と早期の返済に努めすることが必要とされている。

そのため、各基金の積立について必要な額が積み立てられているか、取崩しについて設置目的に従って必要な事業に充当されているか、運用について確実性、効率性は確保されているか等を確認することは、市の財政の健全性という観点から有用であると考えた。

このような状況を踏まえ、基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について合規性、事業の執行の有効性、運用の効率性等について監査することは意義があると考え、今回の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

### (4) 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	小俣 雅弘	公認会計士
補助者	板垣 宏一郎	公認会計士
同	佐藤 秀忠	公認会計士
同	佐々木 智弘	公認会計士
同	山本 夏海	公認会計士

同 神戸 亮太 公認会計士  
 同 足田 翔 公認会計士  
 同 小林 大輔 会計士補

(5) 包括外部監査の対象・実施期間

① 対象

令和5年度末に設置されている全ての基金を対象とした。

(監査対象の基金)

No.	基金名	所管局	所管課
1	財政調整基金	財政局	財政課
2	減債基金	財政局	資金課
3	土地開発基金	財政局	資産運用課
4	スポーツ振興基金	市民文化局	市民スポーツ室
5	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金	市民文化局	市民文化振興室
6	文化振興基金	市民文化局	市民文化振興室
7	国際交流基金	市民文化局	多文化共生推進課
8	競輪施設等整備事業基金	経済労働局	公営事業部総務課
9	競輪事業運営基金	経済労働局	公営事業部総務課
10	労働者福祉共済事業基金	経済労働局	労働雇用部
11	地域環境保全基金	環境局	企画課
12	資源再生化基金	環境局	減量推進課
13	国民健康保険財政調整基金	健康福祉局	医療保険課
14	介護保険給付費準備基金	健康福祉局	介護保険課
15	公告健康被害補償事業基金	健康福祉局	環境保健・アレルギー疾患対策担当
16	心身障害者福祉事業基金	健康福祉局	障害者社会参加・就労支援課
17	動物愛護基金	健康福祉局	生活衛生担当
18	大規模災害被災者等支援基金	健康福祉局	総務部危機管理担当
19	長寿社会福祉振興基金	健康福祉局	地域包括ケア推進室
20	民間社会福祉事業従事者福利厚	健康福祉局	地域包括ケア推進

No.	基金名	所管局	所管課
	生等事業基金		室
21	子ども・若者応援基金	こども未来局	企画課
22	災害遭児等援護事業基金	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
23	都市整備事業基金	まちづくり局	企画課
24	鉄道整備事業基金	まちづくり局	交通政策室
25	市営住宅等修繕基金	まちづくり局	住宅整備推進課
26	市営住宅等敷金基金	まちづくり局	住宅整備推進課
27	緑化基金	建設緑政局	みどり・多摩川協働推進課
28	等々力陸上競技場整備基金	建設緑政局	みどりの管理課
29	墓地整備事業基金	建設緑政局	靈園事務所
30	港湾整備事業基金	港湾局	庶務課
31	災害救助基金	危機管理本部	危機管理部
32	奨学事業基金	教育委員会事務局	学事課
33	学校給食運営基金	教育委員会事務局	健康給食推進室

## ② 実施期間

令和6年8月1日から令和7年1月26日まで

## (6) 主な監査要点

包括外部監査の主な監査要点は以下のとおりである。

- ・ 積立について、必要な額が積み立てられているか、又は過剰に積み立てられていなか。
- ・ 積立方法は適切に整備・運用されているか。
- ・ 取崩について、充当事業は設置目的に従って適切か。
- ・ 取崩方法は適切に整備・運用されているか。
- ・ 運用について、確実性、効率性は確保されているか。
- ・ 運用方法は適切に整備・運用されているか。

## (7) 主な監査手続

包括外部監査の主な監査手続は以下のとおりである。

- ・ 基金に係る条例等を査閲し、基金の概要を把握する。
- ・ 基金の直近推移、現在高を把握し、異常性の有無を把握する。

- ・ 各基金について所管課へヒアリング及び書面調査を実施する。

(8) 「監査の結果」と「意見」

本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項（主に合規性に関する事項）に該当する。法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項となる。

「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項など（経済性、効率性及び有効性に関する事項）に該当する。ただし、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

(9) 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## II. 地方自治体の基金の概要

### (1) 地方自治体における基金

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための資金又は財産である。

### (2) 基金の設置及び処分

基金は、各自治体の条例によって設置することが可能であるが、条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用することが求められており、条例で定めた特定の目的のためでなければ処分することができないという性質を有する。

#### ・地方自治法

##### (基金)

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

### (3) 基金の主な機能

基金の主な機能としては以下の 2 点があげられる。

- ① 特定の事業の複数年度にわたる安定的な運営
- ② 歳入・歳出の変動に対する年度間の財源調整

(参考) 地方財政審議会「今後目指すべき地方財政の姿と令和 2 年度の地方財政への対応についての意見」第二 令和 2 年度の地方財政への対応より抜粋

#### 1. ③地方自治体の基金

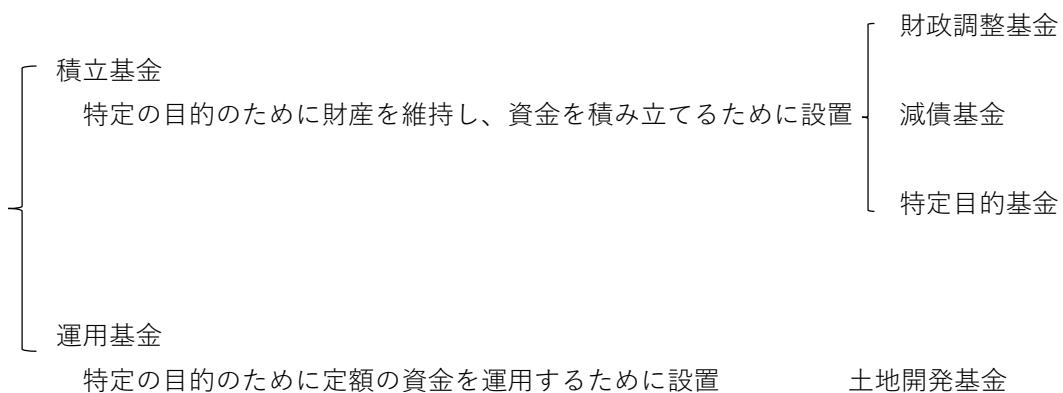
地方自治体の基金は、年度間の財源調整や、特定の事業の複数年度にわたる安定的な運営等のために設けられるものである。地方自治体は例外的に認められている範囲内にしか赤字地方債を発行することができないため、歳入・歳出の変動は、基金で対応することが地方財政上の前提であり、一定水準の基金の確保は、財政運営上当然に必要な

ものである。

#### (4) 基金の分類

基金は、地方自治法第 241 条第 1 項の規定により、積立基金と運用基金の 2 種類に分類される。

積立基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる基金であり、財政調整基金、減債基金、それ以外の特定目的基金が該当する。運用基金は特定の目的のために定額の資金を運用する基金であり、例示すると土地開発基金が該当する。



#### (5) 基金残高の推移

##### ① 近年の自治体全体の基金残高の推移

全国の自治体の基金残高の推移について、総務省の地方財政状況調査関係資料から監査人が集計した結果は以下のとおりである。(減債基金には満期一括償還地方債の元利償還に充てるための積立額は含まれていない。)

当該資料では都道府県、市区町村別に積立基金（財政調整基金、減債基金、特定目的基金）残高の調査結果が記載されている。基金全体では都道府県及び市区町村のどちらも近年は増加傾向にあり、増加の内訳では都道府県、市区町村ともに特定目的基金が増加している。

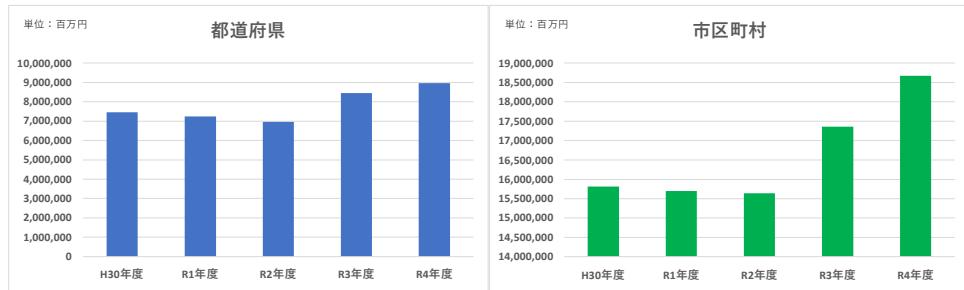
都道府県では特に令和 3 年度から令和 4 年度にかけて特定目的基金が増加しており、東京都、神奈川県といった団体においては、1,000 億円を超える増加が見受けられる。東京都においては、都市の強靭化など、首都東京が新たな価値を生み出す都市へと進化し続けるための財政基盤の強化に向け、新たな基金の創設や既存基金への積立を行っ

た結果、残高は増加している。神奈川県では基金の新設、公用施設等基金、気候変動対策基金といった既存基金の積立による増加である。

市区町村では令和2年度から令和4年度にかけて特定目的基金が年々増加している。令和2年度から令和3年度にかけては、札幌市、世田谷区、板橋区、名古屋市といった団体で特定目的基金が100億円以上増加しており、公共施設等整備基金、庁舎等建設等基金といった施設の改築・改修に備えた基金の積立が増加要因である。

令和3年度から令和4年度にかけては、札幌市、世田谷区、板橋区、葛飾区といった団体で特定目的基金が100億円以上増加しており、同様に公共施設等整備基金、庁舎等建設等基金といった施設の改築・改修に備えた基金の積立が増加要因である。

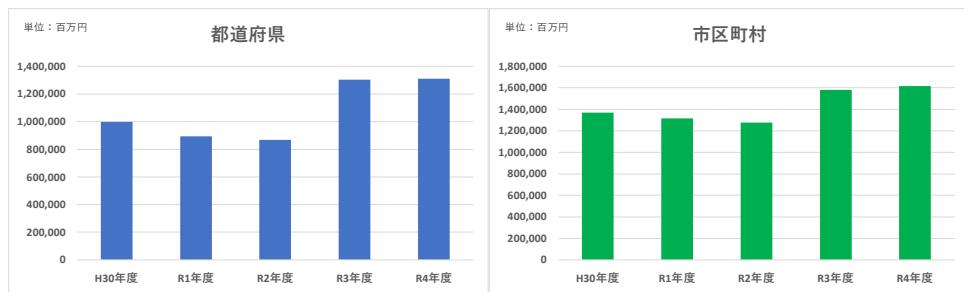
## 【基金全体】



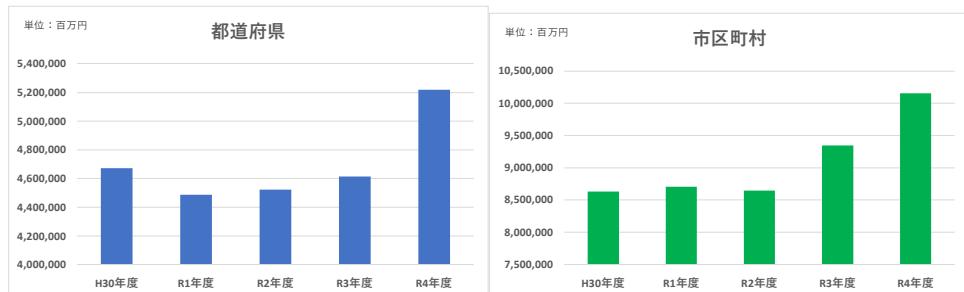
## 【財政調整基金】



## 【減債基金】



## 【特定目的基金】



## ② 基金の積立状況等に関する調査結果

総務省が毎年度実施している「地方財政状況調査」と合わせて、地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査を実施し、その結果を平成29年11月に公表している。

近年、自治体全体の基金残高は増加傾向にあるが、調査結果を見ると、都道府県と市町村の基金総額は平成18年度末は13.6兆円、平成28年度末は21.5兆円であり、10年間で7.9兆円の増加があったことが分かる。

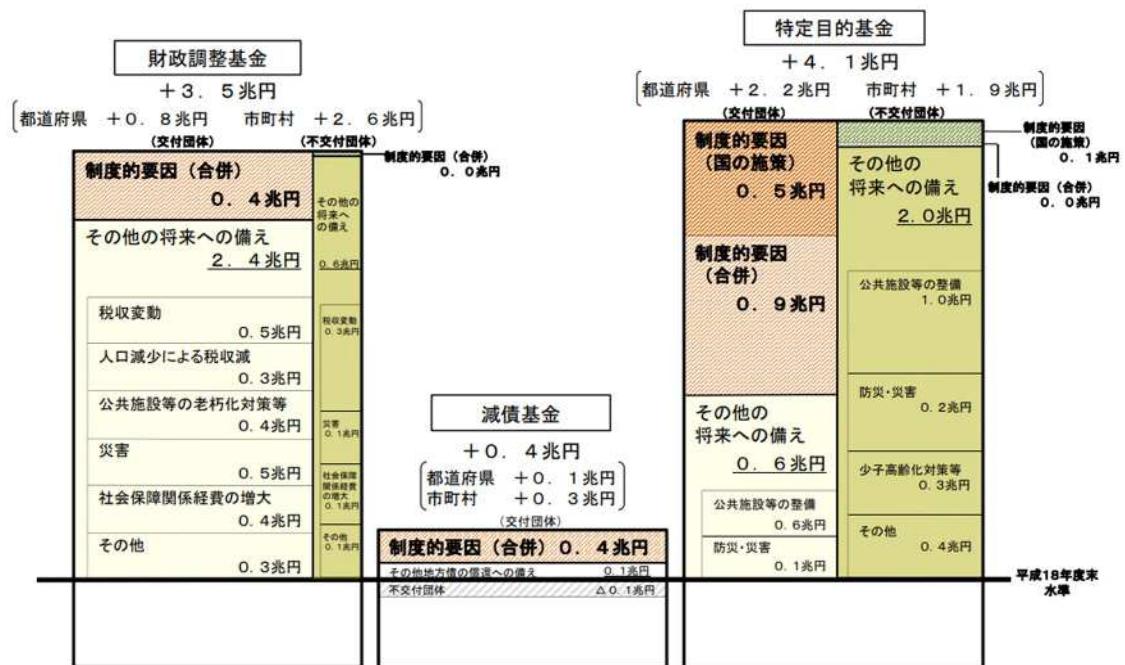
	平成28年度末	平成18年度末	増加額	増加率
基金総額	21兆5,461億円	13兆6,022億円	7兆9,439億円	58.4%
都道府県	6兆9,772億円	3兆8,768億円	3兆1,004億円	80.0%
市町村	14兆5,690億円	9兆7,254億円	4兆8,435億円	49.8%

(内訳)

	平成28年度末	平成18年度末	増加額	増加率
財政調整基金	7兆5,241億円	4兆720億円	3兆4,521億円	84.8%
都道府県	1兆5,592億円	7,315億円	8,277億円	113.1%
市町村	5兆9,649億円	3兆3,404億円	2兆6,245億円	78.6%
減債基金	2兆5,440億円	2兆1,398億円	4,042億円	18.9%
都道府県	1兆1,344億円	1兆713億円	631億円	5.9%
市町村	1兆4,096億円	1兆686億円	3,410億円	31.9%
特定目的基金	11兆4,781億円	7兆3,904億円	4兆876億円	55.3%
都道府県	4兆2,836億円	2兆740億円	2兆2,096億円	106.5%
市町村	7兆1,945億円	5兆3,165億円	1兆8,780億円	35.3%

(出所：総務省 地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析)

7.9兆円の増加の内訳は都道府県で3.1兆円、市町村で4.8兆円の増加となっており、基金の種類別では、財政調整基金が3.4兆円、減債基金が0.4兆円、特定目的基金が4.8兆円の増加となっている。



(出所: 総務省 地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析)

財政調整基金の増加要因としては、税収変動、災害への対応、社会保障関係経費の増大といった将来への備えが3.0兆円と主な増加要因となっている。特定目的基金の増加要因も同様に公共施設等の整備、防災・災害等の将来への備えが2.6兆円と主な増加要因となっている。

＜要因ごとの基金増加額の試算＞							(単位:兆円)
増加要因		増加額	交付 団体	うち 道府県	うち 市町村	不交付 団体	うち 東京都・特別区
(1) 制度的な要因		2.3	2.1	0.4	1.7	0.1	0.1
① 国の施策に基づく特定目的基金 <sup>※1</sup> の増加		0.6	0.5	0.4	0.1	0.1	0.1
② 合併に伴う特例措置の終了に備えているもの等の増加 <sup>※2</sup>		1.7	1.7	—	1.7	0.0	—
(2) その他の将来の歳入減少・歳出増加への備え <sup>※3</sup>		5.7	3.1	0.8	2.3	2.5	2.4
歳入	① 景気の動向による法人関係税等の変動	0.8	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3
歳出	② 人口減少による税収減	0.3	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0
	③ 公共施設等の老朽化対策等	2.0	1.0	0.1	0.8	1.1	1.0
	④ 災害	0.9	0.6	0.2	0.4	0.3	0.3
	⑤ 社会保障関係経費の増大	0.7	0.3	0.0	0.3	0.4	0.4
	⑥ その他	0.8	0.4	0.2	0.2	0.4	0.5
	合 計	7.9	5.3	1.2	4.0	2.7	2.5

(出所: 総務省 地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析)

### III. 川崎市の基金について

#### (1) 川崎市の基金一覧

令和6年5月末における川崎市の基金の一覧は以下のとおりであり、33の基金を有しております、合計では3,388億円の基金残高となっている。

減債基金の残高が約2,919億円であり、基金全体に占める割合は約86%となっている。

No.	基金名	使途・目的	令和6年5月末 現在高 (単位:千円)
1	財政調整基金	財政の健全な運営	7,350,973
2	減債基金	市債の償還	291,979,577
3	土地開発基金	公共用地先行取得等事業	857,582
4	スポーツ振興基金	スポーツ振興事業	100,401
5	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金	藤子・F・不二雄ミュージアム事業	542,538
6	文化振興基金	文化振興事業	540,464
7	国際交流基金	国際交流事業	120,651
8	競輪施設等整備事業基金	競輪施設等の整備事業	2,013,241
9	競輪事業運営基金	競輪事業の円滑な運営	786,184
10	勤労者福祉共済事業基金	勤労者福祉共済事業	82,483
11	地域環境保全基金	地域環境保全に関する知識の普及等を図る事業	400,000
12	資源再生化基金	資源再生化事業	1,038,489
13	国民健康保険財政調整基金	国民健康保険事業の財政の健全な運営	830,770
14	介護保険給付費準備基金	介護保険事業の保	5,447,474

No.	基金名	使途・目的	令和6年5月末 現在高 (単位:千円)
		険給付等	
15	公害健康被害補償事業基金	公害健康被害者の健康回復促進事業	174,147
16	心身障害者福祉事業基金	心身障害者の総合福祉事業	463,505
17	動物愛護基金	動物愛護事業	121,954
18	大規模災害被災者等支援基金	大規模災害の被災者等の支援事業	57,980
19	長寿社会福祉振興基金	地域福祉事業	1,001,583
20	民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金	民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業	67,000
21	子ども・若者応援基金	頑張る子ども・若者を応援する事業	328,660
22	災害遺児等援護事業基金	災害遺児等援護事業	247,356
23	都市整備事業基金	都市計画事業及び都市施設の整備事業	3,979,318
24	鉄道整備事業基金	鉄道整備事業及び駅改良等	8,707,023
25	市営住宅等修繕基金	市営住宅等の修繕	994,096
26	市営住宅等敷金基金	市営住宅等の敷金の返還	898,407
27	緑化基金	都市緑化推進事業	2,141,083
28	等々力陸上競技場整備基金	等々力陸上競技場整備	87,817
29	墓地整備事業基金	墓地整備事業	725,775
30	港湾整備事業基金	港湾整備事業	5,327,273
31	災害救助基金	災害救助法に基づく救助	1,045,196
32	奨学事業基金	奨学事業	39,710

No.	基金名	使途・目的	令和6年5月末 現在高 (単位:千円)
33	学校給食運営基金	学校給食の安定的な運営	366,444
	合計		338,865,155

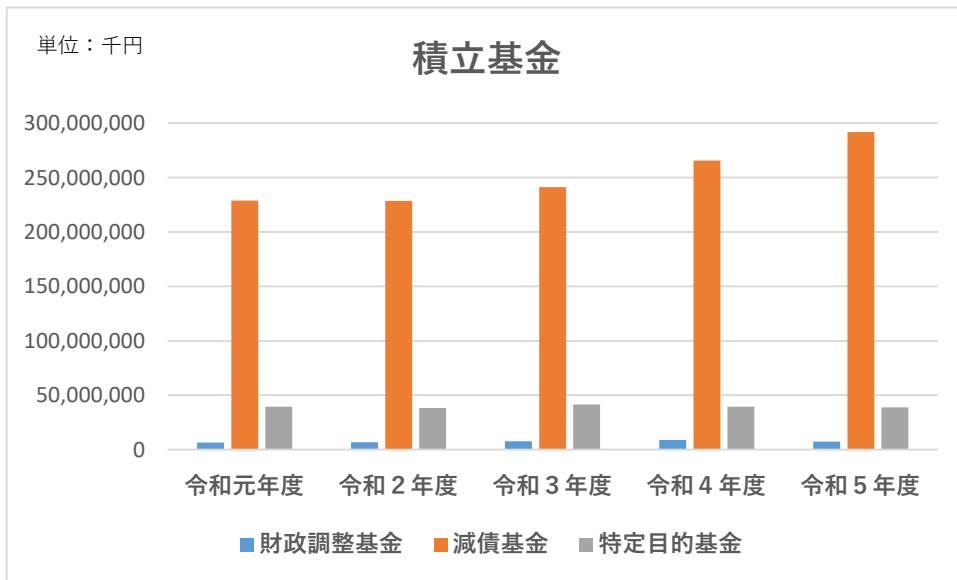
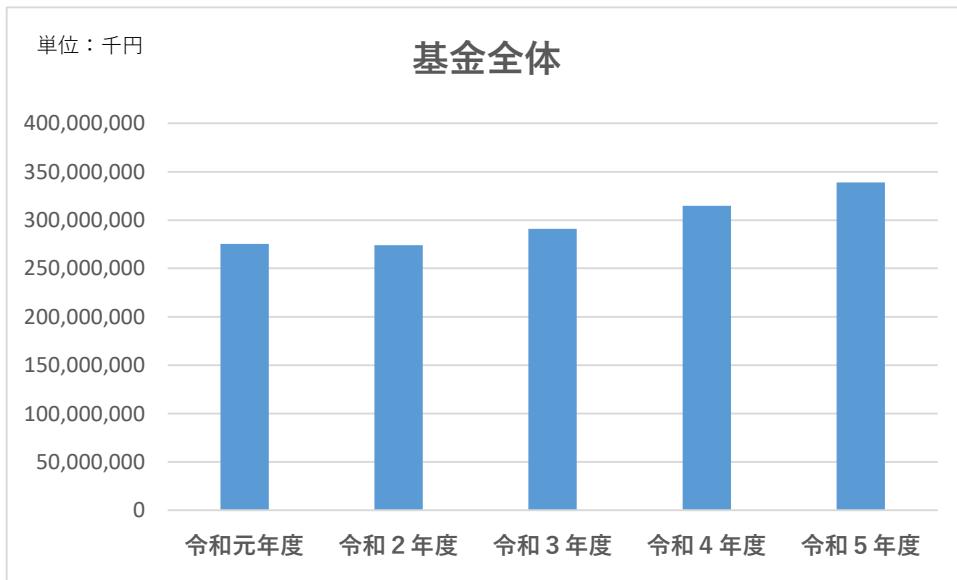
## (2) 川崎市の基金残高の推移

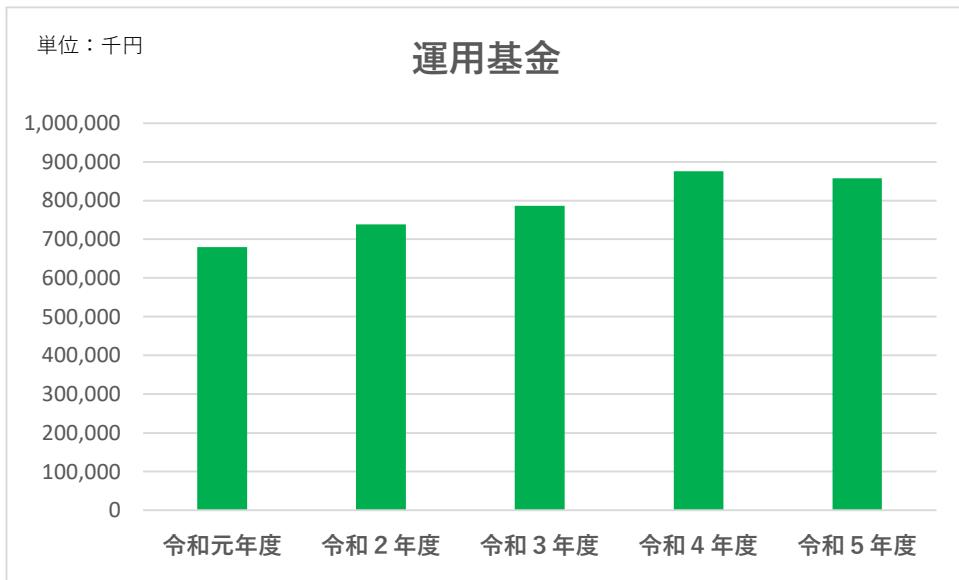
監査実施にあたり、川崎市の基金残高の推移を財政調整基金、減債基金、特定目的基金、運用基金（土地開発基金）ごとに把握した。推移を把握する期間は監査人の判断で5年程度が適当と考えた。川崎市の過去5年間の基金残高の推移は以下のとおりである。

過去5年間では基金全体の残高は増加している。増加要因は減債基金の残高の増加であり、特定目的基金は令和3年度に一時的に増加しているものの、その他の年度では減少傾向にある。減債基金については世代間の公平を図るために、市債の満期一括償還に備えて市債発行額の30分の1を計画的に積み立てていることによる増加であり、特定目的基金については、令和3年度の学校給食運営基金の新設、川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金への多額の寄附等により一時的に増加しているが、その後は港湾整備事業基金、国民健康保険財政調整基金等の取崩により減少傾向にある。

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
財政調整基金	6,384,082	6,524,041	7,510,593	8,816,979	7,350,973
減債基金	228,965,212	228,718,337	241,225,741	265,784,257	291,979,577
特定目的基金	39,278,605	37,956,682	41,221,781	39,352,137	38,677,023
運用基金	679,685	738,785	787,109	875,919	857,582
合計	275,307,584	273,937,845	290,745,224	314,829,292	338,865,155





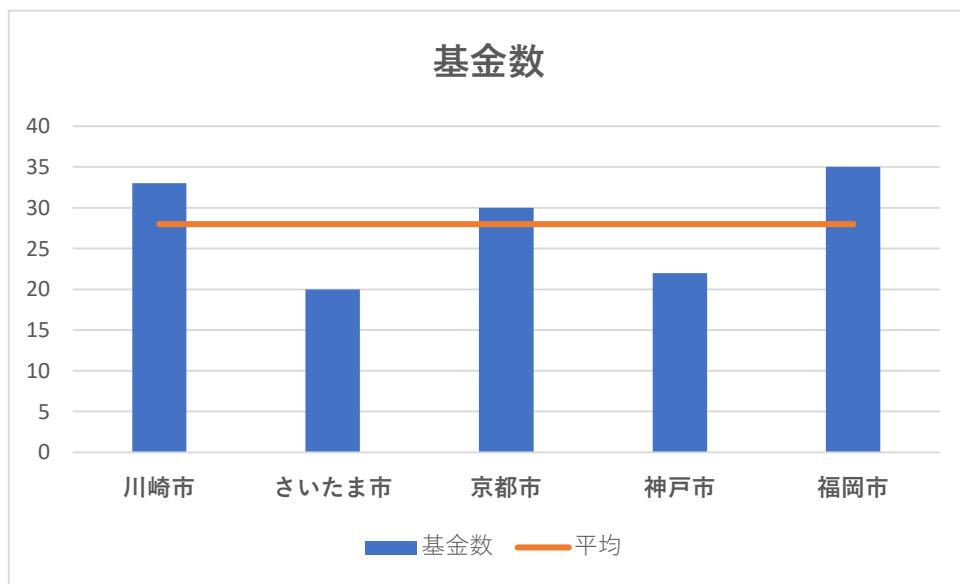
### (3) 他の政令指定都市との比較

政令指定都市の中で人口規模が川崎市に近い、さいたま市、京都市、神戸市、福岡市の基金について、川崎市と比較した結果は以下のとおりである。

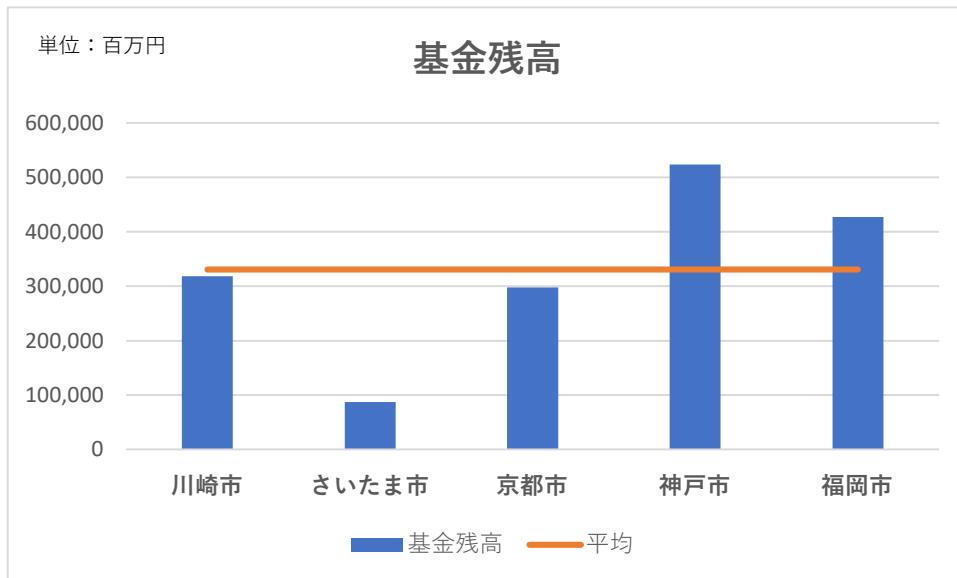
人口（令和4年7月5日現在）

単位：人

川崎市	さいたま市	京都市	神戸市	福岡市
1,538,262	1,324,025	1,463,723	1,525,152	1,612,392



	川崎市	さいたま市	京都市	神戸市	福岡市	平均
基金数	33	20	30	22	35	28

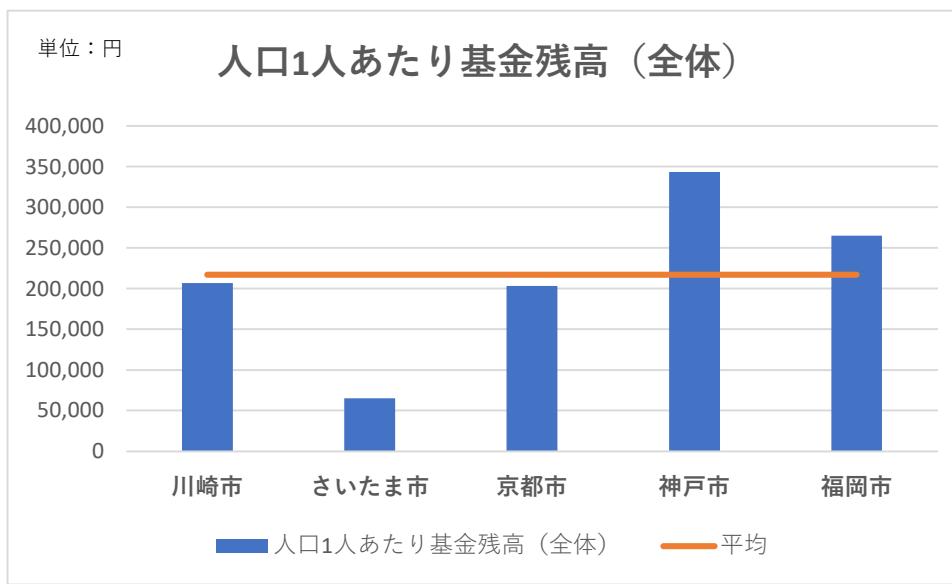


単位：百万円

	川崎市	さいたま市	京都市	神戸市	福岡市	平均
基金残高	318,324	86,571	297,864	523,515	427,244	330,704

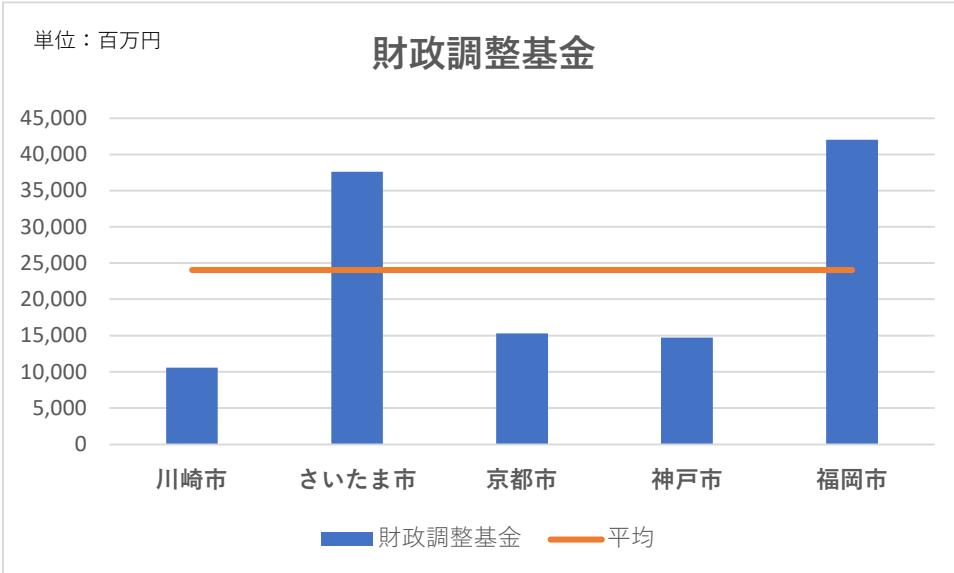
基金数の平均は 28 であり、川崎市の基金数は 33 であることから、比較した団体の平均を上回っている。一方で、基金残高の平均は約 3,307 億円であり、川崎市の基金残高は約 3,183 億円であることから比較した団体の平均を下回っている。

基金数は平均を上回るもの、残高については平均を下回っており、厳しい財政状況の中、基金への積立が難しいという事情はあると思われるが、基金は財政処理上のツールであり、他の財源との組み合わせで事業を行うという方針のもと、無駄に基金が積み上がっている状況ではないと考えられる。



単位：円

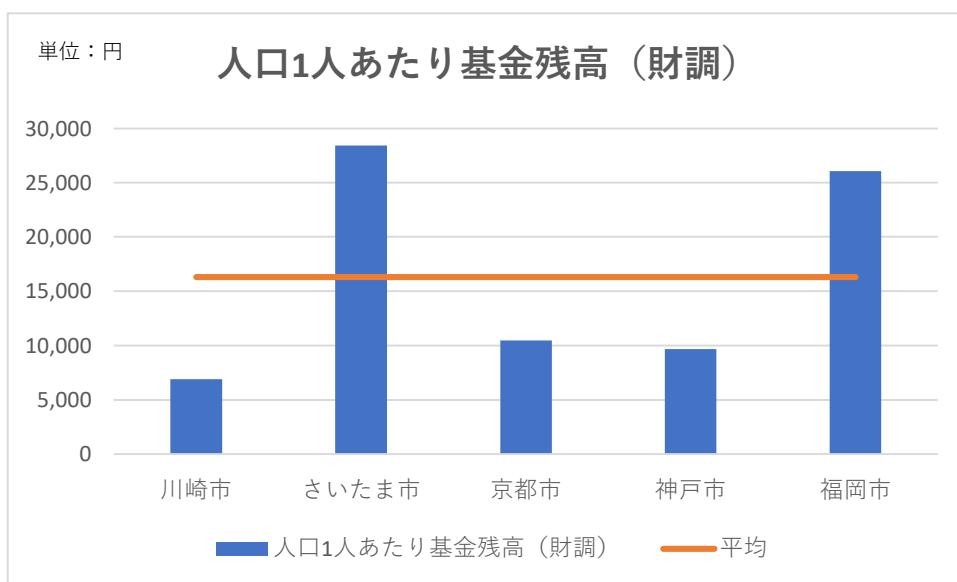
	川崎市	さいたま市	京都市	神戸市	福岡市	平均
人口1人あたり基金残高 (全体)	206,937	65,385	203,498	343,254	264,975	216,810



単位：百万円

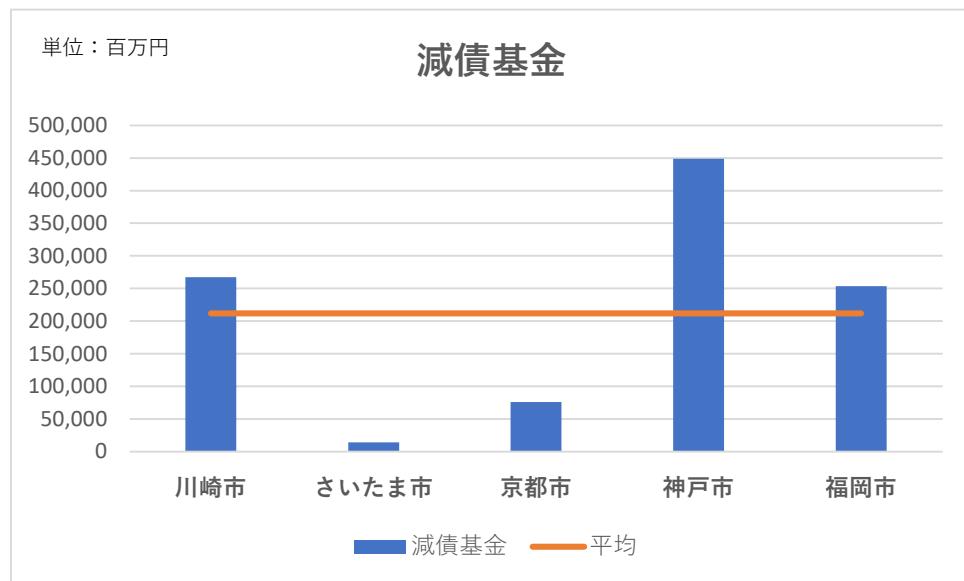
	川崎市	さいたま市	京都市	神戸市	福岡市	平均
財政調整基金	10,595	37,617	15,298	14,726	42,022	24,052

財政調整基金残高の平均は約 240 億円であり、川崎市の財政調整基金残高は比較した団体の中では一番少ない金額となっている。厳しい財政状況の中、財政調整基金を積み増すことが難しいという事情が窺える。



単位：円

	川崎市	さいたま市	京都市	神戸市	福岡市	平均
人口1人あたり基金残高（財調）	6,888	28,411	10,451	9,655	26,062	16,294

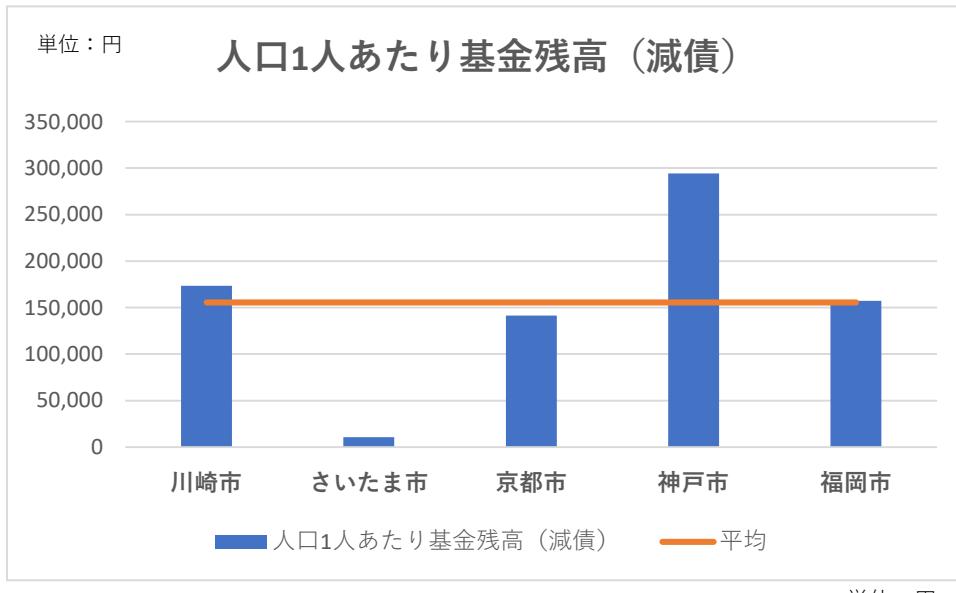


単位：百万円

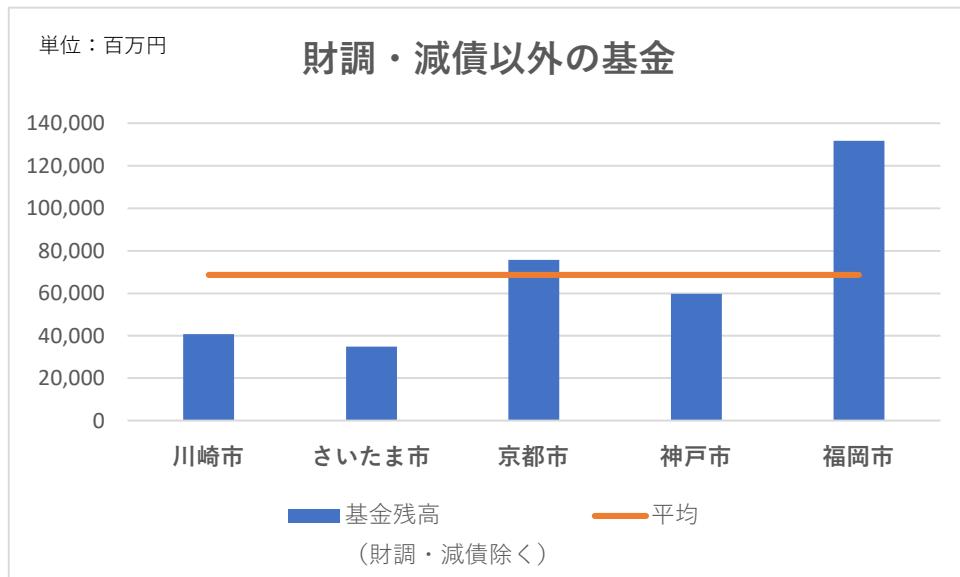
	川崎市	さいたま市	京都市	神戸市	福岡市	平均
減債基金	266,977	14,069	75,809	448,983	253,450	211,858

減債基金残高の平均は約 2,118 億円であり、川崎市の減債基金残高は比較した団体の平均を上回っており、神戸市に次ぐ残高となっている。基金全体の残高では平均を下回っているが、減債基金の残高は平均を上回っており、将来の市債償還の財源とし

て、総務省のルールに基づき積立を行っていることが窺える。

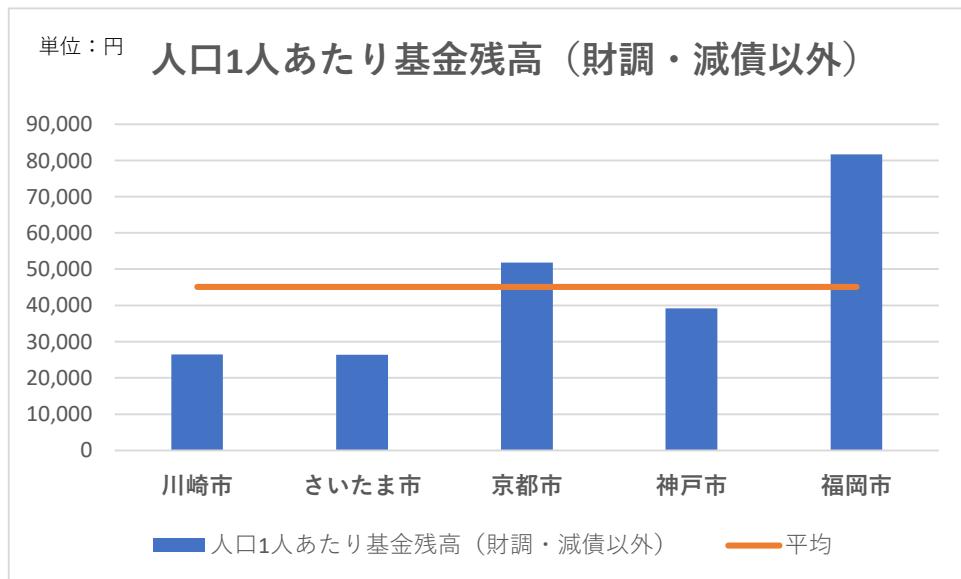


	川崎市	さいたま市	京都市	神戸市	福岡市	平均
人口1人あたり基金残高（減債）	173,558	10,626	141,254	294,386	157,189	155,402



単位：百万円

	川崎市	さいたま市	京都市	神戸市	福岡市	平均
基金残高 (財調・減債 以外)	40,752	34,885	75,809	59,806	131,772	68,605



単位：円

	川崎市	さいたま市	京都市	神戸市	福岡市	平均
人口1人あたり基金残高 (財調・減債 以外)	26,492	26,348	51,792	39,213	81,725	45,114

※上記のデータについては以下の資料から監査人が作成している。

基金残高については、京都市は出納整理期間を考慮した令和6年5月31日の残高であるが、他の都市は令和6年3月31日の残高となっている。

川崎市	基金収支状況集計表
さいたま市	令和5年度さいたま市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書「第47表 基金の増減額及び現在高表」
京都市	基金状況
神戸市	神戸市の財務書類「4 基金の明細」
福岡市	令和5年度福岡市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書「第10表 基金現在高一覧表」

#### (4) 川崎市の基金に関する条例・規則等

川崎市の基金に関する条例・規則は以下のとおりである。

- ・川崎市基金条例
- ・川崎市基金条例施行規則
- ・川崎市基金管理要綱

#### (5) 川崎市の基金の積立目標額・積立方法・取崩方法

川崎市の基金の積立目標額・積立方法・取崩方法は以下のとおりである。

基金はあくまでも市の財政処理上のツールであり、一般財源等の他の財源との組み合わせで事業を実施していくことから、積立目標額を設定する必要性に乏しいため、積立目標額は定めていない基金が多い。

積立方法については、法で積立額が定められている場合や、特別会計の余剰金を積み立てる基金以外は寄附金を積み立てるケースが多い。また、取崩方法については、条例で定められている基金の設置目的に従った事業を行うときに取り崩すケースが多い。

No.	基金名	積立目標額	積立方法	取崩方法
1	財政調整基金	定めていない。	一般会計の決算において剰余金が生じた場合に市長が定めた金額を積み立てる。	財政上の必要に応じて取り崩す。
2	減債基金	定めていない。	将来の市債償還にかかる原資を積み立てる。	満期償還時に取り崩す。
3	土地開発基金	条例上は2億7千万円	基金に属する現金の運用から生じた利子や基金用地に係る貸付収入のほか、一般会計等における	財政上の必要に応じて取り崩す。

No.	基金名	積立目標額	積立方法	取崩方法
			る土地から生じた収入を積み立てる。	
4	スポーツ振興基金	定めていない。	寄附金を積み立てる。	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。
5	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金	定めていない。	寄附金を積み立てる。	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。
6	文化振興基金	基金設置後5年間で5億円を目標としたが、その後の目標額については特に設定されていない。	寄附金を積み立てる。	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。
7	国際交流基金	3億円	寄附金を積み立てる。	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。
8	競輪施設等整備事業基金	定めていない。	余剰金が生じた場合に各会計年度予算に基づき積み立てる。	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。
9	競輪事業運営基金	定めていない。	収支状況を勘案し、積立を行う。	収支状況において競輪開催に係る経費が不足した場合に充当を行う。
10	勤労者福祉共済事業基金	定めていない。	決算剰余金及び基金運用利子収入等を積	中小企業従業員の福利厚生のための資金

No.	基金名	積立目標額	積立方法	取崩方法
			み立てる。	を取り崩す。
11	地域環境保全基金	定めていない。	原則積立は行わない。	原則取崩を行わないが、運用益での事業の継続が難しくなった場合は検討する。
12	資源再生化基金	10 億円	寄附金を積み立てる。	原則取崩は行わない。
13	国民健康保険財政調整基金	定めていない。	前年度に余剰金が生じた場合、当該余剰金を翌年度に積み立てる。	決算見込みにおいて財源不足が生じたとき及び保険料水準が前年度と比較して大幅に上昇する場合に取り崩す。
14	介護保険給付費準備基金	定めていない。	前年度の第1号被保険者の保険料に余剰が生じた場合、当該余剰金を翌年度に積み立てる。	保険料収納必要額に不足が生じたときに取り崩す。
15	公害健康被害補償事業基金	定めていない。	川崎市と横浜市で協議のうえ積立を行う。	公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの運営費補助金への充当額を取り崩す。
16	心身障害者福祉事業基金	定めていない。	市民や企業・団体からの寄附金を積み立	基金の目的である事業が実施されるとき

No.	基金名	積立目標額	積立方法	取崩方法
			てる。	に取り崩す。
17	動物愛護基金	定めていない。	寄附金を積み立てる。	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。
18	大規模災害被災者等支援基金	定めていない。	寄附金を積み立てる。	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。
19	長寿社会福祉振興基金	20 億円	寄附金および介護老人福祉施設等運営費貸付金償還金により積立を行う。	介護老人福祉施設等運営費貸付金の財源として活用する。
20	民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金	定めていない。	積立は行なわない。	原資の取崩は行なわない。
21	子ども・若者応援基金	定めていない。	寄附金等を積み立てる。	頑張る子ども・若者を応援する事業の財源として取り崩していく。
22	災害遺児等援護事業基金	定めていない。	寄附金を積み立てる。	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。
23	都市整備事業基金	定めていない。	転出補償金、事業協力金、寄附金等を積み立てる。	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。
24	鉄道整備事業基金	定めていない。	一般財源及び寄附金を積み立てる。	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。

No.	基金名	積立目標額	積立方法	取崩方法
25	市営住宅等修繕基金	定めていない。	住宅使用料・駐車場使用料・基金利子収入等を積み立てる。	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の大規模修繕等の資金に充当する。
26	市営住宅等敷金基金	定めていない。	敷金収入額を積み立てる。	敷金返金額を取り崩す。
27	緑化基金	定めていない。	寄附金を積み立てる。	対象事業を実施したときに取り崩す。
28	等々力陸上競技場整備基金	定めていない。	寄附金を積み立てる。	対象事業を実施したときに取り崩す。
29	墓地整備事業基金	定めていない。	墓地整備事業特別会計の剩余金を積み立てる。	墓地整備事業の事業費に充当するために取り崩す。
30	港湾整備事業基金	定めていない。	港湾整備事業特別会計に剩余金が生じた場合に各会計年度予算に基づき積み立てる。	港湾施設の整備等により資金が必要になったとき及び東扇島土地造成事業の実施をするときに取り崩す。
31	災害救助基金	当該救助実施市を包括する都道府県の当該年度の前年度の前3年間の収入額の決算額の平均年額の5/1000に相当する額に、当該救助実施市に係る救助実施市人口割合を乗じて得	法で定められた基準を満たす額を積み立てる。	救助に要した費用や給与品の事前購入に必要な費用を支出する場合は取崩を行う。

No.	基金名	積立目標額	積立方法	取崩方法
		た額		
32	奨学事業基金	定めていない。	寄附金を積み立てる。	原則取崩を行わない
33	学校給食運営基金	定めていない。	前年度の学校給食費徴収金に剩余金が生じた場合、当該余剰金相当額を翌年度に積み立てる。	食材料費に係る支出の財源として、当該年度の学校給食費徴収金だけでは不足する場合に、基金を取り崩し、充当する。

#### (6) 運用益金の処理について

基金の運用によって生じる運用益金（基金利子収入）の処理については、川崎市基金条例施行規則第4条において以下の表のとおり規定されている。

運用益金については「運用益金の処理」に記載のとおり、基金に編入する場合と事業の財源に充当する場合の2つの処理方法がある。

基金に編入する場合は、利子積立として基金に編入され基金残高が増額されることになる。他方、事業の財源に充当する場合は基金に編入されることなく、直接事業の財源に充当されることになる。

運用益金が、直接事業の財源に充当される基金については、基本的には事業の財源として基金の取崩は行わず、運用益金と一般財源等の他の財源との組み合わせで事業を実施しているケースが多い。

川崎市基金条例施行規則第4条の表

基金の種類	運用益金の処理
市営住宅等敷金基金	市営住宅の使用者の共同の利便を図るための事業及び特定公共賃貸住宅管理事業の財源に充当する。
奨学事業基金	奨学生の財源に充当する。
財政調整基金	当該基金に編入する。
勤労者福祉共済事業基金	当該基金に編入する。
民間社会福祉事業従事者	民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業

基金の種類	運用益金の処理
福利厚生等事業基金	の財源に充当する。
公害健康被害補償事業基金	公害健康被害者の健康回復促進事業の財源に充当する。
港湾整備事業基金	当該基金に編入する。
減債基金	当該基金に編入する。
文化振興基金	文化振興事業の財源に充当する。
緑化基金	都市緑化推進事業の財源に充当する。
市営住宅等修繕基金	当該基金に編入する。
心身障害者福祉事業基金	心身障害者福祉事業の財源に充当する。
災害遭児等援護事業基金	災害遭児等援護事業の財源に充当する。
国際交流基金	国際交流事業の財源に充当する。
地域環境保全基金	地域環境保全に関する知識の普及その他地域環境保全活動の推進を図る事業の財源に充当する。
長寿社会福祉振興基金	地域福祉事業の財源に充当する。
都市整備事業基金	当該基金に編入する。
資源再生化基金	資源再生化事業の財源に充当する。
鉄道整備事業基金	当該基金に編入する。
競輪施設等整備事業基金	当該基金に編入する。
介護保険給付費準備基金	当該基金に編入する。
競輪事業運営基金	当該基金に編入する。
等々力陸上競技場整備基金	当該基金に編入する。
大規模災害被災者等支援基金	当該基金に編入する。
川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金	当該基金に編入する。
動物愛護基金	動物愛護事業の財源に充当する。
子ども・若者応援基金	当該基金に編入する。
国民健康保険財政調整基金	当該基金に編入する。
スポーツ振興基金	スポーツ振興事業の財源に充当する。
災害救助基金	当該基金に編入する。
墓地整備事業基金	当該基金に編入する。
学校給食運営基金	当該基金に編入する。

基金の種類	運用益金の処理
土地開発基金	当該基金に編入する。

#### (7) 基金の活用状況

基金は財政処理上のツールという考え方のもと、一般財源等の他の財源との組み合わせで基金の設置目的に従った事業を実施している。そのため、基金残高のうち事業に充当される金額は事業実施年度の予算編成によって決まることになる。

川崎市の各基金について、前年度の基金残高のうち、事業の財源に充当されている金額を確認した結果は以下のとおりである。

年度によって取崩率の増減が大きい基金があるが、これは事業自体が実施されなかった、または事業の財源として基金が使用されず、一般財源等の他の財源を使用していることによるものである。

単位：千円

No.	基金名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	財政調整基金	前年度残高	6,513,541	6,652,255	10,555,023
		新規積立額	102,964	3,910,378	1,742,000
		利子積立額	35,750	42,487	46,476
		取崩額	0	50,099	1,748,044
		取崩率	0.0%	0.7%	16.6%
2	減債基金	前年度残高	230,326,061	229,961,009	242,308,358
		新規積立額	45,949,014	47,534,828	47,869,694
		利子積立額	1,242,673	1,082,617	1,193,374
		取崩額	47,556,738	36,270,098	24,393,796
		取崩率	20.6%	15.7%	10.0%
3	土地開発基金	前年度残高	505,003	564,077	612,408
		新規積立額	233,786	223,041	263,521
		利子積立額	13	15	25
		取崩額	174,725	174,725	174,725
		取崩率	34.5%	30.9%	28.5%
4	スポーツ振興基金	前年度残高	100,225	101,013	100,400
		新規積立額	788	400	200
		利子積立額	0	0	0
		取崩額	0	1,013	200
		取崩率	0.0%	1.0%	0.1%
5	川崎市藤子・F・不	前年度残高	63,427	537,168	530,135

No.	基金名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
5	二雄ミュージアム事業基金	新規積立額	500,788	10,000	10,000
		利子積立額	347	2,436	2,402
		取崩額	27,395	19,470	0
		取崩率	43.1%	3.6%	0.0%
6	文化振興基金	前年度残高	566,040	559,852	550,791
		新規積立額	3,392	3,139	1,446
		利子積立額	0	0	0
		取崩額	9,581	12,200	11,777
		取崩率	1.6%	2.1%	2.1%
7	国際交流基金	前年度残高	120,651	120,651	120,651
		新規積立額	0	0	0
		利子積立額	0	0	0
		取崩額	0	0	0
		取崩率	0.0%	0.0%	0.0%
8	競輪施設等整備事業基金	前年度残高	994,672	1,311,497	1,642,164
		新規積立額	310,000	340,000	250,000
		利子積立額	6,825	7,166	8,195
		取崩額	0	16,500	49,741
		取崩率	0.0%	1.2%	3.0%
9	競輪事業運営基金	前年度残高	684,454	708,329	751,692
		新規積立額	20,067	40,000	24,710
		利子積立額	3,807	3,362	3,499
		取崩額	0	0	0
		取崩率	0.0%	0.0%	0.0%
10	勤労者福祉共済事業基金	前年度残高	84,522	87,485	87,076
		新規積立額	2,492	0	1,663
		利子積立額	470	393	400
		取崩額	0	803	0
		取崩率	0.0%	0.9%	0.0%
11	地域環境保全基金	前年度残高	400,000	400,000	400,000
		新規積立額	0	0	0
		利子積立額	0	0	0
		取崩額	0	0	0
		取崩率	0.0%	0.0%	0.0%

No.	基金名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
12	資源再生化基金	前年度残高	1,038,017	1,038,167	1,038,489
		新規積立額	150	322	0
		利子積立額	0	0	0
		取崩額	0	0	0
		取崩率	0.0%	0.0%	0.0%
13	国民健康保険財政調整基金	前年度残高	1,910,218	3,245,459	2,613,616
		新規積立額	1,324,874	376,479	330,559
		利子積立額	10,367	14,718	11,845
		取崩額	0	1,023,041	1,195,013
		取崩率	0.0%	31.5%	45.7%
14	介護保険給付準備基金	前年度残高	5,273,209	4,971,554	5,510,571
		新規積立額	1,130,356	1,359,545	1,688,004
		利子積立額	24,937	22,545	23,095
		取崩額	1,456,949	843,073	1,274,197
		取崩率	27.6%	16.9%	23.1%
15	公害健康被害補償事業基金	前年度残高	238,824	221,680	202,864
		新規積立額	0	0	0
		利子積立額	0	0	0
		取崩額	17,143	18,816	14,784
		取崩率	7.1%	8.4%	7.2%
16	心身障害者福祉事業基金	前年度残高	496,585	497,137	476,333
		新規積立額	552	1,196	4,532
		利子積立額	0	0	0
		取崩額	0	22,000	17,461
		取崩率	0.0%	4.4%	3.6%
17	動物愛護基金	前年度残高	50,031	84,148	104,148
		新規積立額	37,714	20,000	12,906
		利子積立額	0	0	0
		取崩額	3,597	0	0
		取崩率	7.1%	0.0%	0.0%
18	大規模災害被災者等支援基金	前年度残高	17,843	15,810	14,980
		新規積立額	2,301	0	0
		利子積立額	98	70	67
		取崩額	4,432	900	267

No.	基金名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		取崩率	24.8%	5.6%	1.7%
19	長寿社会福祉振興基金	前年度残高	864,901	935,100	962,576
		新規積立額	86,148	186,242	60,108
		利子積立額	0	0	0
		取崩額	15,949	158,767	21,774
		取崩率	1.8%	16.9%	2.2%
20	民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金	前年度残高	67,000	67,000	67,000
		新規積立額	0	0	0
		利子積立額	0	0	0
		取崩額	0	0	0
		取崩率	0.0%	0.0%	0.0%
21	子ども・若者応援基金	前年度残高	162,525	190,595	315,335
		新規積立額	62,826	171,238	73,004
		利子積立額	901	829	1,398
		取崩額	35,658	47,327	52,376
		取崩率	21.9%	24.8%	16.6%
22	災害遭児等援護事業基金	前年度残高	241,408	243,175	243,722
		新規積立額	1,766	547	700
		利子積立額	0	0	0
		取崩額	0	0	0
		取崩率	0.0%	0.0%	0.0%
23	都市整備事業基金	前年度残高	5,168,353	4,966,351	4,829,391
		新規積立額	177,018	95,532	95,532
		利子積立額	26,185	21,565	18,272
		取崩額	405,206	254,056	961,893
		取崩率	7.8%	5.1%	19.9%
24	鉄道整備事業基金	前年度残高	8,741,226	8,776,370	8,773,990
		新規積立額	0	0	0
		利子積立額	47,385	39,642	39,366
		取崩額	12,242	42,022	106,332
		取崩率	0.1%	0.4%	1.2%
25	市営住宅等修繕基金	前年度残高	902,343	1,022,645	1,027,283
		新規積立額	127,926	0	78,636
		利子積立額	5,426	4,637	4,199

No.	基金名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		取崩額	13,050	0	200,000
		取崩率	1.4%	0.0%	19.4%
26	市営住宅等敷金基金	前年度残高	837,396	850,999	874,869
		新規積立額	43,969	59,445	54,727
		利子積立額	0	0	0
		取崩額	30,366	35,574	39,812
		取崩率	3.6%	4.1%	4.5%
27	緑化基金	前年度残高	2,197,585	2,148,651	2,389,254
		新規積立額	124,000	471,000	167,000
		利子積立額	0	0	0
		取崩額	172,933	230,397	201,588
		取崩率	7.8%	10.7%	8.4%
28	等々力陸上競技場整備基金	前年度残高	41,506	56,492	75,624
		新規積立額	14,740	18,871	11,229
		利子積立額	246	259	349
		取崩額	0	0	0
		取崩率	0.0%	0.0%	0.0%
29	墓地整備事業基金	前年度残高	304,831	519,598	646,218
		新規積立額	213,112	124,263	76,628
		利子積立額	1,654	2,356	2,928
		取崩額	0	0	0
		取崩率	0.0%	0.0%	0.0%
30	港湾整備事業基金	前年度残高	7,865,408	6,606,493	6,567,597
		新規積立額	327,240	72,663	67,286
		利子積立額	35,225	29,429	24,871
		取崩額	1,621,380	140,988	1,302,085
		取崩率	20.6%	2.1%	19.8%
31	災害救助基金	前年度残高	1,030,192	1,035,783	1,040,480
		新規積立額	0	0	0
		利子積立額	5,591	4,697	4,715
		取崩額	0	0	0
		取崩率	0.0%	0.0%	0.0%
32	奨学事業基金	前年度残高	39,710	39,710	39,710
		新規積立額	0	0	0

No.	基金名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
		利子積立額	0	0	0
		取崩額	0	0	0
		取崩率	0.0%	0.0%	0.0%
		前年度残高	0	168,880	311,558
33	学校給食運営基金	新規積立額	168,880	141,912	35,004
		利子積立額	0	765	1,458
		取崩額	0	0	0
		取崩率	0.0%	0.0%	0.0%

※ 1 : 基金取支状況集計表から作成している。

※ 2 : 前年度残高は前会計年度の 3 月 31 日における基金残高である。

※ 3 : 新規積立額、利子積立額、取崩額は各会計年度における金額であり、出納整理期間における金額は翌会計年度の新規積立額、利子積立額、取崩額に含まれている。

※ 4 : 取崩率は、取崩額 ÷ 前年度残高で算定している。

## IV. 基金の実在性の検証

歳入と歳出は一定期間のフロー情報であるのに対し、基金は一定時点のストック情報である。また、企業会計的手法による川崎市の財政状況を示す財務書類の貸借対照表においても、市の資産の一つとして基金は計上されており、一定時点における残高の実在性は重要であると考える。よって、令和6年3月末時点における基金残高の実在性について検証を行った。

具体的には市が作成している基金管理簿の令和6年3月末時点の残高について、残高証明書等との照合を行った。基金については有価証券、現金預金、繰替運用という3つの保有形態があることから、有価証券と現金預金については、証券会社、金融機関の残高証明書等との照合を行い、繰替運用については、地方自治体内部での資金流通であることから実在性の検証については省略した。

(参考)

### フロー情報とストック情報

自治体の予算は、当該年度の歳出は当該年度の歳入をもって充てるという会計年度独立の原則に基づいており、そのため会計手法も現金取支に着目した「現金主義・単式簿記」を基本としています。

しかし、資金の流れ（フロー情報）やその用途を明らかにすることを主眼とする現在の公会計では、現金以外の資産や負債などの状況（ストック情報）及び行政サービスに要した全体コスト等が把握しづらいため、多くの自治体が「発生主義・複式簿記」を基本とする企業会計的手法を導入してきました。

(出所：企業会計的手法による川崎市の財政状況（令和5年度決算版）)

### 貸借対照表と資産

貸借対照表は、会計年度末（基準日）時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのか（資産保有状況）、その資産がどのような財源でまかなわれているのか（財源調達状況）を表示した財務書類です。基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産といったストック項目の残高）が明らかになります。

#### 資産

- ・将来の資金流入をもたらすもの
- ・将来の行政サービス提供能力を有するもの

(出所：企業会計的手法による川崎市の財政状況（令和5年度決算版）)

## (1) 基金管理簿の作成状況

基金の増減、残高の管理簿として「基金取支状況集計表」が作成されている。

当該集計表は基金名称、所管局、増減高、増減内訳（積立額、処分額）、会計年度末の現在高、保管方法が記載されており、市が保有する基金の状況を一覧できる資料となっている。

具体的には前会計年度末現在高を基礎に会計年度期間中の増加額については、各基金所管からの報告及び財務会計システムにおける積立の伝票から把握した新規積立、利子積立の計数を Excel に手入力し、減少額についても同様に、各基金所管からの報告及び財務会計システムにおける取崩の伝票から把握した処分額の計数を Excel に手入力することで、当該会計年度末の現在高が算定されている。

## (2) 基金管理簿上の残高の実在性

### ① 実施した手続

令和 6 年 3 月 31 日時点の「基金取支状況集計表」における基金残高について、証券会社が発行した債券に係る残高証明書及び金融機関が発行した預金に係る残高証明書等と照合し、実在性を検証した。

基金取支状況集計表

単位：円

基金名称	令和 6 年 3 月 31 日 現在高	保管方法		
		有価証券	現金預金	繰替運用
災害救助基金	1,045,196,512	0	1,045,196,512	0
財政調整基金	10,595,456,408	0	10,595,456,408	0
減債基金	266,977,631,790	156,501,923,766	85,475,708,024	25,000,000,000
国際交流基金	120,651,600	0	120,651,600	0
文化振興基金	540,460,594	0	540,460,594	0
川崎市藤子・ F・不二雄ミュ ージアム事業 基金	542,537,744	0	542,537,744	0
スポーツ振興 基金	100,400,855	0	100,400,855	0
勤労者福祉共 済事業基金	89,140,251	0	89,140,251	0
競輪施設等整	1,850,618,659	0	1,850,618,659	0

基金名称	令和6年 3月31日 現在高	保管方法		
		有価証券	現金預金	繰替運用
備事業基金				
競輪事業運営基金	779,902,769	0	779,902,769	0
地域環境保全基金	400,000,000	0	400,000,000	0
資源再生化基金	1,038,489,348	0	1,038,489,348	0
公害健康被害補償事業基金	188,080,171	0	188,080,171	0
民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金	67,000,000	0	67,000,000	0
心身障害者福祉事業基金	463,405,097	0	463,405,097	0
長寿社会福祉振興基金	1,000,910,900	0	1,000,910,900	0
介護保険給付費準備基金	5,947,474,243	0	5,947,474,243	0
大規模災害被災者等支援基金	14,781,463	0	14,781,463	0
動物愛護基金	117,054,916	0	117,054,916	0
国民健康保険財政調整基金	1,761,008,191	0	1,761,008,191	0
災害遭児等援護事業基金	244,422,832	0	244,422,832	0
子ども・若者応援基金	337,361,948	0	337,361,948	0
都市整備事業基金	3,981,302,921	0	3,981,302,921	0
鉄道整備事業基金	8,707,024,251	0	8,707,024,251	0

基金名称	令和6年 3月31日 現在高	保管方法		
		有価証券	現金預金	繰替運用
市営住宅等敷金基金	889,784,686	0	889,784,686	0
市営住宅等修繕基金	910,119,742	0	910,119,742	0
緑化基金	2,354,665,876	0	2,354,665,876	0
等々力陸上競技場整備基金	87,202,675	0	87,202,675	0
墓地整備事業基金	725,775,280	0	725,775,280	0
港湾整備事業基金	5,357,670,469	0	5,357,670,469	0
奨学事業基金	39,710,000	0	39,710,000	0
学校給食運営基金	348,021,398	0	348,021,398	0
土地開発基金	701,229,384	0	685,542,052	15,687,332※
合計	318,324,492,973	156,501,923,766	136,806,881,875	25,015,687,332

※土地開発基金の繰替運用に記載されている金額は土地保有額である。

## ② 手続の実施結果

実在性の検証結果は以下のとおりである。

なお、有価証券については、証券会社が発行した債券に係る残高証明書の金額が有価証券整理簿に記載の額面金額と一致していることを確認した。

保管方法	令和6年3月31日現在高	検証結果
有価証券	156,501,923,766 円	一致を確認した。
現金預金	136,806,881,875 円	一致を確認した。

## V. 基金の運用

基金の運用について、地方自治法第241条第2項では「条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。」旨が規定されている。

さらに地方財政法第4条の3第3項では「積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならない。」旨が規定されている。

川崎市では、基金を含む市の公金の運用に関する必要事項について「川崎市公金の保管及び運用に関する方針（以下、公金運用方針とする。）」で定めている。

### （1）川崎市の公金運用方針

#### ① 公金運用方針について

公金運用方針とは、市の自己責任に基づく公金（企業会計で取り扱う資金を含む。）の保護を図るため、その保管及び運用に関して必要な事項を定めるものである。

公金運用方針が対象とする公金の範囲は以下となり、基金に属する現金も適用範囲に含まれている。

- (1) 歳計現金及び歳入歳出外現金（資金前渡した現金を含む。）
- (2) 基金に属する現金
- (3) 制度融資預託金
- (4) 一時借入金

そして公金は、（1）安全性の確保、（2）流動性の確保、（3）効率性の追求という3つの基本原則に基づき保管運用を行うことが規定されている。

一般的には、ここでいう安全性は元本の安全性の確保を最重要視し、元本が損なわれるのを避けるため、安全な金融商品により保管及び運用を行うとともに、預貯金については金融機関の経営の健全性に十分留意することを意味する。

また、流動性の確保は支払い等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保することを意味する。

最後に効率性の確保とは安全性及び流動性を十分確保した上で、効率性を追求し、運用収益の最大化を図ることを意味する。

（出所：静岡市資金管理方針を参考に監査人が文章を作成）

#### ・川崎市公金の保管及び運用に関する方針

(適用範囲) 第 2 条 この方針の対象となる公金は以下のものとする。

- (1) 歳計現金及び歳入歳出外現金(資金前渡した現金を含む。)
- (2) 基金に属する現金
- (3) 制度融資預託金
- (4) 一時借入金

(保管運用の基本原則)

第 3 条 公金は、以下の基本原則に基づき保管運用を行う。

- (1) 安全性の確保
- (2) 流動性の確保
- (3) 効率性の追求

このような（1）安全性の確保、（2）流動性の確保、（3）効率性の追求という 3 つの基本原則のもと、実際の公金の運用については指定金融機関等への預貯金、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債及び財投機関債のうち一定以上の格付のもの、歳計現金への繰替運用、債券現先（※）等とされている。

（※）債券を満期日前に売り戻すことを条件に、売買する取引（金融商品会計に関する実務指針参考）

#### ・川崎市公金の保管及び運用に関する方針

(保管運用の方法)

第 4 条 公金の保管運用にあたっては、資金計画をもとに運用額、期間を決定する。

2 保管運用の方法は以下のとおりとする。

- (1) 指定金融機関等（地方自治法施行令第 168 条に規定する金融機関）及び出納取扱金融機関等（地方公営企業法施行令第 22 条の 2 に規定する金融機関）  
(以下「公金取扱金融機関」という。) 並びに川崎市中小企業融資制度要綱別表第 1 に掲げる金融機関（以下「制度融資取扱金融機関」という。）への預貯金。ただし元本保証のないものを除く。
- (2) 国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債及び財投機関債（財務省が財投機関債の発行予定額に計上している債券のうち、金融庁が登録した信用格付業者の 1 社以上から格付符号 AA (Moody's による格付については格付符号 Aa2) 以上を取得した財投機関が発行する債券に限る。）の取得
- (3) 歳計現金への繰替運用
- (4) 債券現先

(5) その他前条各号に適合する方法

② 基金に属する現金の運用方針について

基金に属する現金の運用については、別途、川崎市基金条例、川崎市基金条例施行規則及び川崎市基金管理要綱で規定されており、当該条例等に準拠して行われる。

公金運用方針と同様に基本原則として、安全性の確保、流動性の確保、効率性の追求が定められており、運用についても債券現先の記載はないが、指定金融機関等への預貯金、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債及び財投機関債のうち一定以上の格付のもの、歳計現金への繰替運用とされている。

・川崎市基金条例

(管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

・川崎市基金条例施行規則

(現金の管理)

第3条 条例第7条の規定による基金に属する現金は、次の種別により管理するものとする。

- (1) 金融機関への預金
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める最も確実かつ有利な方法
- (3) 国債、地方債並びに市長が確実と認める社債及びその他の有価証券

・川崎市基金管理要綱

(現金の管理の基本原則)

第4条 基金に属する現金は、以下の基本原則に基づき管理する。

- (1) 安全性の確保
- (2) 流動性の確保
- (3) 効率性の追求

(現金の管理方法)

第5条 現金の管理方法は、以下のとおりとする。

- (1) 指定金融機関等（地方自治法施行令第168条に規定する金融機関）への預貯金。ただし、元本保証のないものを除く。
- (2) 国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債及び財投機関債（財務省が財投機関債の発行予定額に計上している債券のうち、金融庁が登録した信用格付業者の1社以上から格付符号 AA（Moody'sによる格付については格付符号 Aa2）以上を取得した財投機関が発行する債券に限る。）の取得
- (3) 歳計現金への繰替運用
- (4) その他前条各号に適合する方法

## (2) 基金運用の手法について

基金運用の一般的な手法として個別運用と一括運用の2つの手法がある。個別運用は自治体が有する複数の基金をそれぞれの基金ごとに管理し運用を行う手法である。個別運用の場合、基金と運用商品は1対1の関係を有し、例えば、A基金は定期預金でB基金は国債で運用するといった手法である。

これに対し一括運用は複数の基金を一体のものと捉え、基金を一元的に管理し、運用する手法である。

個別運用と一括運用のメリット、デメリットを整理すると以下のとおりである。

手法	メリット	デメリット
個別運用	<ul style="list-style-type: none"><li>運用手法に基金所管部署の意向を反映しやすい。</li><li>基金と運用商品が紐づいているため、運用収入の各基金への帰属が明確である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>基金全体で見ると過剰な流動性を有する結果になりやすい。</li><li>基金ごとに運用立案するため、基金全体で見ると過度に保守的な運用になりやすい。</li></ul>
一括運用	<ul style="list-style-type: none"><li>基金全体で流動性を確保することで、全体の運用効率性を高めることが可能である。</li><li>運用事務の集約化が可能である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>基金と運用商品が紐づいていないため、運用収入の帰属が不明確である。</li><li>運用収入の配分方法等、全庁にまたがる運営ルール・体制整備が不可欠である。</li></ul>

(出所：経営戦略研究 vol.9 わが国地方自治体の基金運用に関する考察)

川崎市は基金運用の手法として一括運用を採用することを「川崎市基金管理要綱」で規定している。

・川崎市基金管理要綱

(積立基金の現金の管理手続)

第6条 基金に属する現金の管理手続は、条例第7条及び規則第3条並びに条例第9条及び規則第5条に定めるほか、第4条の基本原則に従い、積立基金を一括運用とし、市長は金額、期間、金融商品等を定め、会計管理者に通知する。ただし、債券運用については、条例に定める基金の設置の目的に支障のない範囲で資金計画に基づき、会計管理者と協議のうえ取得する。

(3) 過去5年間の基金の平均残高、運用収入、利回りの推移

川崎市の基金の令和元年度から令和5年度までの運用実績をまとめると以下の表のとおりである。

基金全体の平均残高は令和元年度 2,839 億円から令和5年度 3,117 億円へ5年間で278億円増加している。他方で運用収入は令和元年度 1,556 百万円から令和5年度 1,420 百万円で 136 百万円の減少となっている。

これは運用収入の98%以上を占める債券について、主な運用先である国債の金利低下の影響により、債券の利回りも令和元年度 1.039%から令和5年度 0.908%へ低下していることが原因と考えられる。

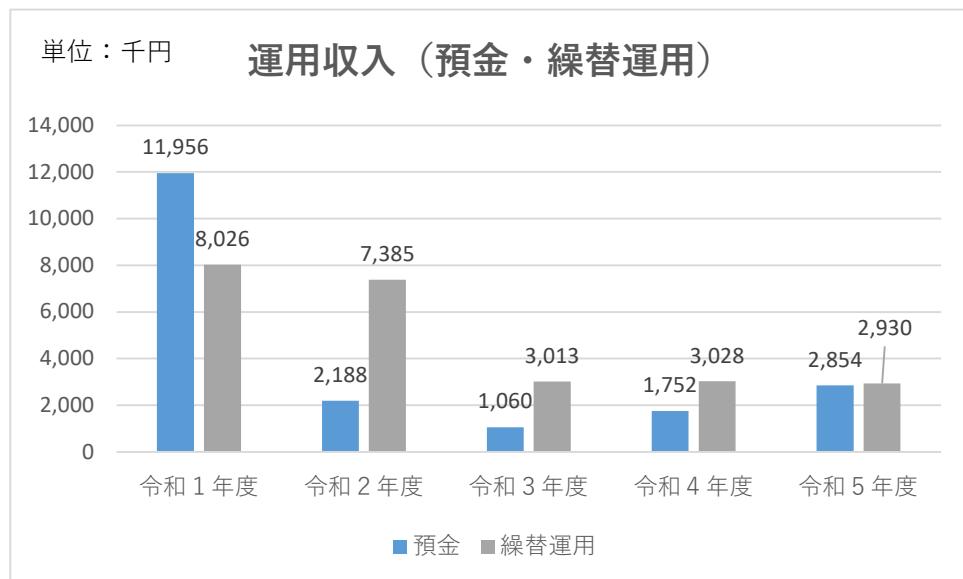
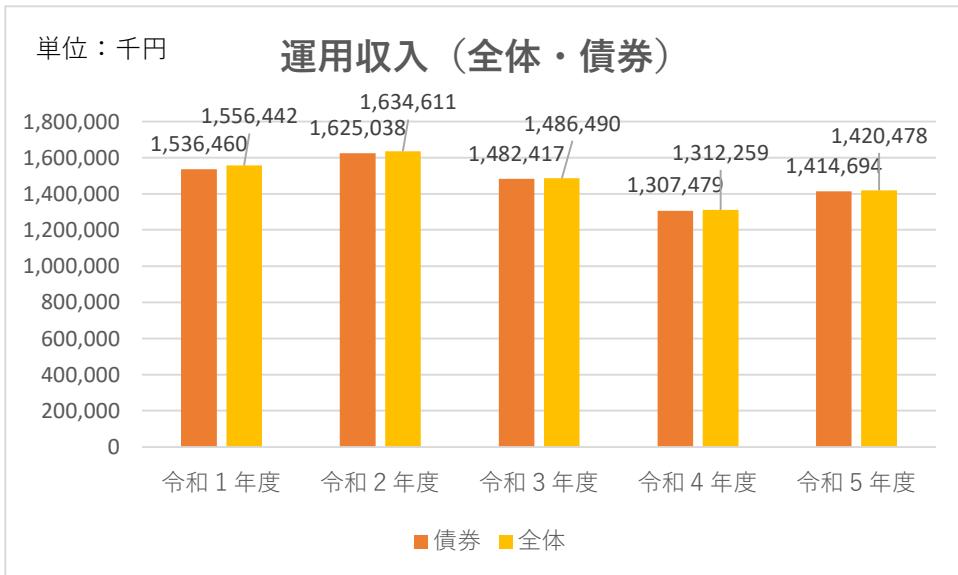
基金の運用実績

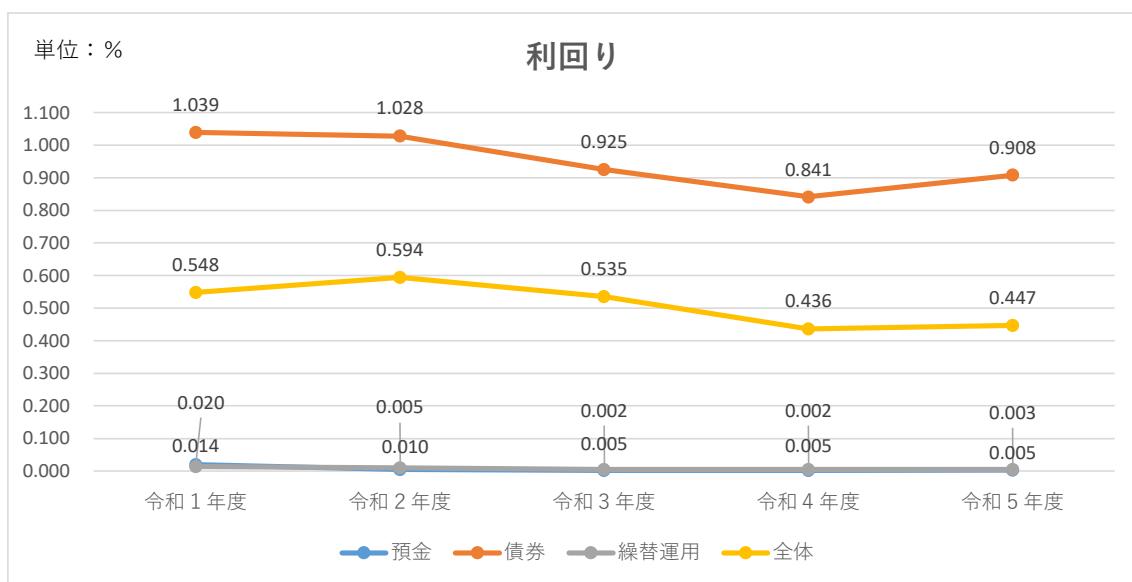
		平均残高 (億円)	運用収入 (千円)	利回り (%)
令和元年度	計	2,839	1,556,442	0.548
	預金	632	11,956	0.020
	債券	1,597	1,536,460	1.039
	繰替運用	610	8,026	0.014
令和2年度	計	2,753	1,634,611	0.594
	預金	441	2,188	0.005
	債券	1,581	1,625,038	1.028
	繰替運用	731	7,385	0.010
令和3年度	計	2,779	1,486,490	0.535
	預金	527	1,060	0.002
	債券	1,602	1,482,417	0.925

		平均残高 (億円)	運用収入 (千円)	利回り (%)
	繰替運用	651	3,013	0.005
令和 4 年度	計	3,007	1,312,259	0.436
	預金	881	1,752	0.002
	債券	1,555	1,307,479	0.841
	繰替運用	570	3,028	0.005
令和 5 年度	計	3,177	1,420,478	0.447
	預金	1,078	2,854	0.003
	債券	1,558	1,414,694	0.908
	繰替運用	541	2,930	0.005

(出所：川崎市 公金運用実績について)







#### (4) 基金運用実績について他団体との比較

基金の運用実績を公表している政令指定都市について、川崎市における基金の運用実績との比較を行った。その結果、令和 5 年度の利回りは、福岡市が 1.163% と最も高く、川崎市は 0.447% で福岡市に次いで高い利回りとなっている。これは基金全体の平均残高に占める有価証券（債券等）での運用割合が高く、かつ、有価証券（債券等）の運用利回りが高い自治体ほど、基金全体の運用利回りが高い傾向にあるためである。

政令指定都市	人口 (※1)	令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
		平均残高 (億円)	運用収入 (千円)	利回り (%)	平均残高 (億円)	運用収入 (千円)	利回り (%)	平均残高 (億円)	運用収入 (千円)	利回り (%)
川崎市	1,538 千人	2,779	1,486,490	0.535	3,007	1,312,259	0.436	3,177	1,420,478	0.447
横浜市	3,777 千人	(※3)	(※3)	(※3)	2,583	48,988	0.019	3,068	83,418	0.027
大阪市	2,752 千人	8,375	654,815	0.078	8,606	745,820	0.087	9,068	991,865	0.109
名古屋市	2,332 千人	2,708	489,979	0.181	3,057	500,853	0.164	3,620	550,306	0.152
福岡市(※2)	1,612 千人	(※3)	(※3)	(※3)	4,458	4,336,944	1.209	4,741	4,733,310	1.163
仙台市	1,097 千人	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	2,530	372,992	0.147
北九州市	939 千人	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	(※3)	2,501	778,870	0.311
静岡市	693 千人	713	179,270	0.250	866	176,884	0.200	936	264,496	0.280

(※1) 人口 令和 2 年国勢調査（確定値）

(※2) 福岡市の公表資料では平均残高ではなく期末残高を使用しているため、表中の福岡市の平均残高は期末残高の数字である。

(※3) 公表データなし

#### 【利回り比較（令和5年度）】

政令指定都市	全体	有価証券（債券等）		預金・繰替運用等	
	利回り	利回り	残高割合	利回り	残高割合
	(%)	(%)		(%)	
福岡市	1.163	1.349	79%	0.002	21%
川崎市	0.447	0.908	49%	0.003	51%
北九州市	0.311	0.446	62%	0.091	38%
名古屋市	0.152	0.438	34%	0.003	66%
仙台市	0.147	0.517	22%	0.044	78%
大阪市	0.109	0.422	24%	0.009	76%
横浜市	0.027	0.000	0%	0.027	100%

(注)静岡市は基金運用の内訳が不明のため、上表に含めていない。

## (5) 基金の繰替運用

### ① 基金の繰替運用とは

川崎市基金管理要綱では基金の管理方法として「歳計現金への繰替運用」を規定している。基金の「歳計現金への繰替運用」とは、資金不足に対応するために、基金残高の一部を一時的に貸し付ける形で地方公共団体内での資金融通に活用することである。具体的には、基金に属する現金を歳計現金等や企業会計へ一時的に繰替えて使用し、使用期間に応じた利息が基金に支払われることになる。

### ② 繰替運用の手続

基金の繰替運用については、川崎市基金条例及び川崎市基金条例施行規則に準拠して行われる。

#### ・川崎市基金条例

##### (繰替運用)

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### ・川崎市基金条例施行規則

##### (繰替運用)

第5条 条例第9条に規定する基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用しようとするときは、運用金額、償還方法、その他必要な事項について財政局長があらかじめ会計管理者と協議し、市長の決裁を受けなければならない。

また、具体的な基金の繰替運用手続は「基金の属する現金の繰替運用に関する取扱要領」に準拠して行われる。

具体的には各会計所管局長は、毎年度予算が確定したときに繰替運用予定額及び期間を定めた繰替運用計画書（第1号様式）を資金計画書とともに財政局長に提出する。

実際に繰替運用を申請する場合は、各会計所管局長が繰替運用申請書（第2号様式）を財政局長に提出することになる。

財政局長は、繰替運用の申請があったときは、その内容を審査し、会計管理者と協議のうえ決定し、繰替運用決定通知書（第3号様式）により各会計所管局長あてに通知する。そして繰替運用を受けた各会計所管局長は、直ちに借用証書に代わる確認書（第4号様式）を財政局長あてに提出する必要がある。

・基金の属する現金の繰替運用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市基金条例（昭和46年川崎市条例第2号）第9条及び川崎市基金条例施行規則（昭和46年川崎市規則第12号）第5条に定める基金に属する現金の繰替運用について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 繰替運用を行う対象は、一般会計及び特別会計の歳計現金並びに企業会計の歳計現金とする。

(運用額)

第3条 繰替運用額は、毎年度予算に定める範囲内とする。ただし、一時的な資金手当に係る場合は、この限りではない。

(利率等)

第4条 繰替運用に係る利率は、貸付期間に応じた大口定期預金相当とする。ただし、企業会計への繰替運用の場合は、別に定めることができる。

2 利息の計算は、運用開始の日から償還の前日までの日数とし、償還日に利息を受け取るものとする。

(期間等)

第5条 繰替運用を行う期間は、原則として、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めたときは、この限りではない。

3 偿還日は、繰替運用期間の満了日とする。ただし、繰上償還を妨げない。

(繰替運用計画書)

第6条 各会計所管局長は、毎年度予算が確定したときに繰替運用予定額及び期間を定めた繰替運用計画書（第1号様式）を資金計画書とともに財政局長に提出しなければならない。ただし、会計管理者所管の資金については、この限りではない。

(申請)

第7条 繰替運用を申請する場合は、各会計所管局長が繰替運用申請書（第2号様式）を財政局長に提出しなければならない。ただし、会計管理者所管の資金については、この限りではない。

(決定通知)

第8条 財政局長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、会計管理者と協議のうえ決定し、繰替運用決定通知書（第3号様式）により各会計所管局長あて通知する。

(確認書の提出)

第9条 繰替運用を受けた各会計所管局長は、直ちに借用証書に代わる確認書（第4号様式）を財政局長あて提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

③ 繰替運用期間について

繰替運用を行う期間は、基金の属する現金の繰替運用に関する取扱要領第5条で規定しているように、原則として1年以内とされている。ただし、同条第2項において「市長が必要があると認めたときは、この限りではない。」旨が規定されており、期間が1年を超える繰替運用も可能となっている。

この点、会計年度を超える繰替運用について、総務省の「平成26年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」では、以下のように記載されている。

・平成26年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等

基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、必要なものについてはその適正化を図ること

会計年度を越える繰替運用については、「地方自治法施行規則」(昭和22年内務省令第29号)第16条の2に規定する財産に関する調書等により、実態を反映した情報開示を行うこと

④ 繰替運用の状況

川崎市における各年度の繰替運用の平均残高は以下のとおりである。

単位：億円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
繰替運用 (平均残高)	610	731	651	570	541

(出所：川崎市 公金運用実績について)

また、各年度末の基金の繰替運用残高の状況は以下のとおりである。直近 5 年間では令和元年度を除き、減債基金の繰替運用残高が多額となっている。

(単位：千円)

基金	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
庁舎整備基金	0	0	0	0	0
災害救助基金	0	0	0	0	0
財政調整基金	0	0	0	0	0
減債基金	0	25,000,000	15,000,000	35,000,000	25,000,000
国際交流基金	0	0	0	0	0
文化振興基金	0	0	0	0	0
川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金	0	0	0	0	0
スポーツ振興基金	0	0	0	0	0
勤労者福祉共済事業基金	0	0	0	0	0
競輪施設等整備事業基金	0	0	0	0	0
競輪事業運営基金	0	0	0	0	0
地域環境保全基金	0	0	0	0	0
資源再生化基金	0	0	0	0	0
地球環境保全基金	0	0	0	0	0

基金	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公害健康被害補償事業基金	0	0	0	0	0
民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金	0	0	0	0	0
心身障害者福祉事業基金	0	0	0	0	0
長寿社会福祉振興基金	0	0	0	0	0
介護保険給付費準備基金	710,585	0	0	0	0
大規模災害被災者等支援基金	27,240	0	0	0	0
動物愛護基金	30,320	0	0	0	0
国民健康保険財政調整基金	1,541,160	0	0	0	0
災害遭喰等援護事業基金	240,612	0	0	0	0
子ども・若者応援基金	164,733	0	0	0	0
都市整備事業基金	5,289,688	0	0	0	0
鉄道整備事業基金	8,782,686	0	0	0	0
市営住宅等敷金基金	831,611	0	0	0	0
市営住宅等	1,021,873	0	0	0	0

基金	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修繕基金					
緑化基金	2,339,553	0	0	0	0
等々力陸上競技場整備基金	39,104	0	0	0	0
墓地整備事業基金	182,094	0	0	0	0
港湾整備事業基金	11,683,942	0	0	0	0
奨学事業基金	38,710	0	0	0	0
学校施設整備基金	76,082	0	0	0	0
学校給食運営基金	0	0	0	0	0
土地開発基金	0	0	0	0	0
合計	33,000,000	25,000,000	15,000,000	35,000,000	25,000,000

##### ⑤ 減債基金の繰替運用について

繰替運用の目的は一般会計及び特別会計における一時的な資金不足に対応するためであるが、減債基金の繰替運用については、年度末に一度、繰戻を行うものの、再度、翌年度に繰替運用を予算計上し実行することで、繰替運用額が累積し、実質的に減債基金から長期借入を行うことと同様の状況になっている。そして、この減債基金の繰替運用の累積額（以下、減債基金からの借入金とする。）については、令和5年度末で517億円と多額になっている。

減債基金からの借入金の返済額については、市の「今後の財政運営の基本的な考え方（令和4年3月改定）」において、「減債基金借入金については、当面の措置として、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っているが、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、毎年度の予算編成や決算の中で、借入額の圧縮と早期の返済に努める」旨が記載されている。そして、収支フレームにおいては、財政状況を踏まえ、令和10年度以降に毎年の返済額を20億円として仮計上している。

## VI. 各基金の詳細内容

今回は、市民にとってあまりなじみがないものと思われる基金の全体像を明らかにし、厳しい財政状況の中で基金をより有効に活用するための意見を行うことを主眼にして監査を行った。そのため、本章では基金の詳細内容について記載している。

### 1. 財政調整基金

#### (1) 基金の概要

基金の名称	財政調整基金
所管課	財政局財政部資金課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	昭和46年4月1日
設置目的	財政の健全な運営に資するための資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	不明（記録なし）
基金当初設置時財源	決算剰余金（一般会計）、その他年度間調整が必要な財政運営のための原資
基金設置後積立財源	決算剰余金（一般会計）、その他年度間調整が必要な財政運営のための原資
積立目標額	定めていない
積立方法	一般会計の決算において剰余金が生じた場合に市長が定めた金額を積み立てる。
取崩方法	財政上の必要に応じて取り崩す。

#### (2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	277,663	139,959	1,036,651	3,050,430	1,853,894
取崩額	15,000	0	50,099	1,748,044	3,319,900

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

財政調整基金は地方公共団体が年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金である。つまり、財源不足や突発的な財政需要の増加といった財政リスクに対応するために積み立てられる基金である。そのため、あらかじめ基金の対象事業が決まっているわけではなく、年度の予算編成において基金を取り崩し、財源として充当する事業は決まってくる。

また、財政調整基金に積立額については地方財政法で決算上剩余金が生じた場合、その二分の一を下らない額を積み立てることが要求されている。

#### 地方財政法

##### (剩余金)

第七条 地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剩余金を生じた場合においては、当該剩余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剩余金を生じた翌翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならぬ。

財政調整基金の適正規模については、法、条例等で明確な基準が定められているわけではないが、自治体によっては、基金残高が大きすぎるのではないかという議会等からの指摘に基づき、適正規模の考え方を示し、財源不足や突発的な財政需要の増加といった財政リスクへの対応ができる残高を確保しつつ、過大な積立とはならないよう適正規模の考え方を示している自治体もある。

##### (他事例：飛騨市)

財政調整基金の考え方としては、標準財政規模の 20%相当額（約 22 億円）は不測の事態に対処できるよう堅持するものとし、これに過去 5 年間における財政調整基金の取り崩し実績額（約 8 億円）をあわせた額（おおむね 30 億円～33 億円）を保有高の目安とする。（地方財政法により決算剩余金の 2 分の 1 は積み立てする必要があるため、基金が増えすぎないように当初予算においてあらかじめ取り崩すよう予算措置しておき、30 億円程度をキープしていく。）

※標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常一般財源の規模を示す指標で、財政分析や財政運営の指標算出などに利用される。

#### 標準財政規模(標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債)

### (4) 令和 5 年度の事業費

令和 5 年度においては、過去の寄附金を原資とした取崩しにより、20,000 千円を殿町国際戦略拠点整備事業に、35,039 千円を本庁舎等建替事業にそれぞれ充当している。また、

新型コロナウィルス感染症対策事業に係る補助金の返還対応で 3,264,861 千円を取崩している。

(5) 令和 5 年度の財政調整基金の取崩額

単位：千円

充当事業	金額
殿町国際戦略拠点整備事業費	20,000
国庫負担金等返還金	3,264,861
本庁舎等建替事業費	35,039
合計	3,319,900

## 2. 減債基金

(1) 基金の概要

基金の名称	減債基金
所管課	財政局財政部資金課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	昭和 58 年 7 月 19 日
設置目的	市債償還の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	10 億円程度
基金当初設置時財源	一般財源
基金設置後積立財源	原則一般財源だが、起債の事業区分により、住宅使用料や貸付金収入を財源とする。
積立目標額	定めていない
積立方法	将来の市債償還にかかる原資を積み立てる。
取崩方法	満期償還時に取り崩す。

(2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
積立額	48,428,784	47,309,863	48,777,502	48,952,313	49,640,868
取崩額	55,006,412	47,556,739	36,270,098	24,393,796	23,445,548

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

#### ① 市債償還

市債の償還のための資金積立が減債基金設置の目的である。世代間の負担が不公平にならないよう、次世代に負担を先送りにしないよう満期一括償還のための資金を減債基金に積み立てている。

すなわち、市債は最終返済日に金額を返す満期一括償還という方法を採用することがあり、その場合は、毎年度一定額を減債基金に貯めて、最終返済日に備えることが必要となる。返済のために計画的にお金を貯めないと、世代間の負担が不公平になったり、次の世代に負担を先送りすることになったりしてしまう。そのため、計画に基づき、減債基金に償還資金を積み上げていくことが重要となっている。

#### ② 減債基金からの借入

一般会計の収支不足の補填として、減債基金からの借入が行われている。令和5年度は8年ぶりに借入分の一部を返済したことにより、借入の累積額は令和4年度から10億円減少し、令和5年度末で517億円となっている。

**第20表 減債基金借入金の推移**

(単位:百万円)

区分	元 年度末	2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末
減債基金借入金	52,700	52,700	52,700	52,700	51,700
前年度増△減額	9,500	—	—	—	△1,000

(出所:令和5年度川崎市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用審査意見書)

減債基金への返済額については、市の「今後の財政運営の基本的な考え方（令和4年3月改定）」において、「減債基金借入金については、当面の措置として、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っているが、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、毎年度の予算編成や決算の中で、借入額の圧縮と早期の返済に努める」旨が記載されている。そして、収支フレームにおいては、財政状況を踏まえ、令和10年度以降に毎年の返済額を20億円として仮計上している。

## (収支フレーム)

(単位 億円)

	収支フレーム期間					収支見通し期間					
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
国庫支出金	1,467	1,621	1,487	1,516	1,507	1,544	1,544	1,522	1,559	1,542	1,530
市債	628	861	636	578	489	538	583	543	697	505	421
その他特定財源	1,020	1,087	1,103	1,086	1,079	1,098	1,081	1,083	1,084	1,081	1,079
一般財源合計	4,155	4,321	4,382	4,393	4,460	4,504	4,514	4,547	4,579	4,590	4,582
歳入合計	7,270	7,890	7,608	7,573	7,535	7,684	7,722	7,695	7,919	7,718	7,612
減債基金借入金返済	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20
投資的経費	959	1,324	1,097	1,008	875	988	1,019	943	1,166	946	819
未定枠	0	0	0	0	0	0	0	0	180	145	135
大規模な投資的経費(新規分)	1	2	6	45	55	128	150	139	267	127	101
大規模な投資的経費(継続分)	411	805	467	272	153	188	225	192	172	188	123
基礎的な投資的経費	547	517	624	691	667	672	644	612	547	486	460
一部の社会保障関連経費	2,277	2,374	2,445	2,465	2,520	2,549	2,561	2,574	2,589	2,604	2,615
高齢者福祉	401	425	428	427	429	440	446	453	462	471	476
障害者福祉	513	541	568	567	585	579	585	591	597	603	609
生活保護	578	578	578	578	578	578	578	578	578	578	578
保育事業(待機児童対策)	739	784	825	847	882	906	906	906	906	906	906
小児医療費助成	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
公債費(諸費を除く)	707	725	734	730	720	701	695	695	675	691	688
管理的経費・政策的経費	3,613	3,706	3,538	3,490	3,469	3,436	3,439	3,445	3,454	3,440	3,453
職員給与費	1,468	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
管理的経費	684	694	694	669	667	667	665	663	662	662	665
政策的経費(中学校給食(PFI分)含む)	1,461	1,536	1,368	1,345	1,326	1,293	1,298	1,306	1,316	1,302	1,312
歳出合計	7,556	8,129	7,814	7,693	7,584	7,674	7,714	7,677	7,904	7,701	7,595
収支	▲ 286	▲ 239	▲ 206	▲ 120	▲ 49	10	8	18	15	17	17
減債基金からの借入残高	813	1,052	1,258	1,378	1,427	1,427	1,427	1,407	1,387	1,367	1,347

## 決算見込ベース

減債基金からの新規借入 (返済は△表記)	129	194	161	75	4	△ 55	△ 53	△ 83	△ 80	△ 82	△ 82
-------------------------	-----	-----	-----	----	---	------	------	------	------	------	------

減債基金からの借入残高	656	850	1,011	1,086	1,090	1,035	982	899	819	737	655
-------------	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-----

※決算における収支改善を見込む(年45億円H24-R2平均・R3はR4.3月補正後の現計予算)

※退職手当費・行政改革推進債を一般財源として扱っています。

(出所：今後の財政運営の基本的な考え方(令和4年3月改定))

(4) 令和5年度の事業費

5月末の出納整理期間に、当該年度の所要額を算出し、各会計から繰入金として受け入れた後、公債管理特別会計を経由して積立・取崩を行っている。

① 積立

・調定伺書

会計	款	項	目	金額(千円)	摘要
公債管理特別会計	繰入金	他会計繰入金	卸売市場事業特別会計繰入金	396,372	令和5年度公債費繰入金 (市場会計・積立金分) 令和6年5月20日
公債管理特別会計	繰入金	他会計繰入金	墓地整備事業特別会計繰入金	16,392	令和5年度公債費繰入金 (墓地会計・積立金分) 令和6年5月20日
公債管理特別会計	繰入金	他会計繰入金	生田緑地ゴルフ場事業特別会計繰入金	41,500	令和5年度公債費繰入金 (ゴルフ会計・積立金分) 令和6年5月20日
公債管理特別会計	繰入金	他会計繰入金	港湾整備事業特別会計繰入金	53,712	令和5年度公債費繰入金 (港湾会計・積立金分) 令和6年5月20日
公債管理特別会計	繰入金	他会計繰入金	下水道事業会計繰入金	3,040,905	令和5年度公債費繰入金 (積立金分・下水道事業会計) 令和6年5月31日
公債管理特別会計	繰入金	他会計繰入金	自動車運送事業会計繰入金	364,539	令和5年度公債費繰入金 (積立金分・自動車運送事業会計) 令和6年5月31日
公債管理特別会計	繰入金	他会計繰入金	一般会計繰入金	44,534,070	令和5年度年度減債基金新規積立繰入金(一般会計・満期一括分) 令和6年5月31日

② 取崩

・調定伺書

会計	款	項	目	金額(千円)	摘要
公債管理 特別会計	繰入金	基金繰入金	減債基金 繰入金	23,445,548	令和5年度減債基金取崩

### 3. 土地開発基金

#### (1) 基金の概要

基金の名称	土地開発基金
所管課	財政局資産管理部資産運用課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	昭和44年12月
設置目的	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得する資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	定額運用基金
基金当初設置額	270,000,000円
基金当初設置時財源	該当なし
基金設置後積立財源	基金現金の運用から生じた利子や基金用地に係る貸付料のほか、事業用地の貸付料収入や市有地の売払収入を対象としている。歳入の基準は明確に決まっていないものの、土地から生じた様々な収入は、市の土地施策の推進に還元するという考え方に基づき、過去に基金を活用して取得した経過のある事業用地の貸付料を現在は主な積立財源としている。
積立目標額	270,000,000円(条例に規定された基金の額)
積立方法	基金に属する現金の運用から生じた利子や基金用地に係る貸付収入のほか、一般会計等における土地から生じた様々な収入を積み立てる。
取崩方法	財政上の必要に応じて取り崩す。

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	164,284	233,825	223,049	263,536	156,388
取崩額	174,725	174,725	174,725	174,725	174,725

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

(3) 基金の対象事業

事業課から要請に基づき緊急的な土地の取得を行うための財源を積み立てている基金である。当初は事業前の土地に先行取得を目的としていたが、厳しい財政状況の中で、平成12年に基金条例が改正され、先行取得のみならず、一般会計における新たな土地取得等の財源としても活用できるようになった。

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

事業課から土地の先行取得に関する相談を受け、必要額や買戻し時期等の状況に応じて、基金財源活用が適切かを判断している。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

事業名	事業費	財源
	合計	土地開発基金
ナノ医療イノベーションセンター 用地の割賦払い	174,725	174,725
公共用地の先行取得	36,416	36,416

## 4. スポーツ振興基金

### (1) 基金の概要

基金の名称	スポーツ振興基金
所管課	市民文化局市民スポーツ室
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成 31 年 3 月
設置目的	スポーツ振興事業の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	100,000,000 円
基金当初設置時財源	株式会社川崎フロンターレからの寄附金
基金設置後積立財源	団体からの寄附、ふるさと納税
積立目標額	定めていない
積立方法	寄附金を積み立てる。
取崩方法	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
積立額	224	789	200	200	200
取崩額	0	0	0	1,013	200

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

基金を充当して実施している事業は、障害者スポーツ普及促進事業全般であり、以下の事業となる。

事業名	事業内容
市内小学校等におけるパラスポーツ体験講座実施支援業務	パラスポーツの体験を希望する市内小学校や市内施設等を対象に、参加型のパラスポーツ体験講座を実施し、障害者理解について学習する機会を設けるとともに、幅広い世代がパラスポーツに触れる機会を設ける。平成 28 年から市内小学校で順次実施し、令和 3 年度に全校の実施を完了している。 令和 4 年度より市内小学校での実施と並行し、体験実施

事業名	事業内容
	の要望の多いボッチャの体験会を市内施設で実施しており、老人福祉施設やこども文化センター等で開催している。
スポーツセンター等におけるパラスポーツ普及支援業務	かわさきパラムーブメントにおけるレガシーのひとつとして、「誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち」を掲げており、この実現に向けた取組として、障害のある方が身近な地域でスポーツに親しめる環境づくりを進めていくため、各区スポーツセンター等において障害者や介助者等にパラスポーツを楽しんでもらう「障害者スポーツプログラム」を開催する。 令和4年度よりさらに参加者層の裾野を広げるため、中部地域支援室と連携し、既存施設を活用し、パラスポーツの体験会を実施している。
川崎市長杯ボッチャ大会に係る大会運営等業務委託	障害者がスポーツをする機会を創出するとともに、スポーツを楽しみながら障害に対する理解を高めることのできる機会の提供を図るため、川崎市長杯ボッチャ大会を開催する。

#### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

充当する事業については、現在はパラスポーツ普及促進事業全般に充当している。充当額については、寄附の実績等に基づき決定している。

#### (5) 令和5年度の事業費

単位：千円

事業名	事業費	財源			
		合計	スポーツ振興基金繰入金	スポーツ振興基金利子収入	ふるさと納税（ポータルサイト分）
障害者スポーツ普及促進事業	18,794	200	454	1,506	16,634

## 5. 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金

### (1) 基金の概要

基金の名称	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金
所管課	市民文化局市民文化振興室
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成24年3月19日（改定施行日）
設置目的	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業の資金に充てることを目的とする
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	15,000,000円
基金当初設置時財源	株式会社藤子・F・不二雄プロ等からの寄附金
基金設置後積立財源	株式会社藤子・F・不二雄プロ等からの寄附金、川崎市ふるさと応援寄附金（個人）
積立目標額	定めていない
積立方法	寄附金を積み立てる。
取崩方法	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。

### (2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	10,020	11,101	500,000	10,000	10,000
取崩額	5,587	0	27,395	19,470	0

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

藤子・F・不二雄氏の作品の展示等を通じて、作品のメッセージを幅広い世代に伝えることにより、市民の文化芸術活動の振興及び本市の魅力の増進に寄与することを目的に設置された川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムに関する事業を実施する。

#### (事業概要)

- ・ ミュージアムの持続的な運営に向けた取組
- ・ ミュージアムの個性と魅力を活用したまちづくりの推進
- ・ その他ミュージアムに関する取組

具体的な事業内容としては、施設機能の拡充や魅力の向上等が行われており、今後大規模修繕及び開館20周年記念事業（令和13年度）の実施にて多額の取崩しが想定されている。

## 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム

施設概要	<p>長年多摩区に住み、「ドラえもん」「パーマン」「新オバケのQ太郎」など多くの名作を生み出した児童まんが家、藤子・F・不二雄氏の作品を展示・公開する文化施設として、川崎市と株式会社藤子・F・不二雄プロが協力して整備し、川崎市の施設として、多摩区の生田緑地内に平成23(2011)年9月3日に開館した。</p> <p>子どもたちの夢と希望を育み、藤子・F・不二雄氏の「夢」「希望」「友情」「勇気」「大いなる好奇心」そして「人を愛する優しい気持ち」などの大切なメッセージを、全国へそして世界の人々に、また後世の人々に對して発信している。</p> <p>また、川崎市の今後のまちづくりに向けた魅力の発信や地域の活性化の新たな拠点になるよう取り組んでいる。</p> 
------	--

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

緊急性の高い施設維持補修やミュージアム側の要望(新規事業の実施等)を踏まえて充当する事業・充当額を決定する。

### (5) 令和5年度の事業費

令和5年度において、音響設備の入替が行われているが、当該事業に係る支出は全額が一般財源によって賄われているため、基金の事業費への充当はない。基金からの充当が行われなかつた理由は、今後の建物の劣化調査の結果によつては修繕費が発生する可能性があり、当該支出に備えるため、財源として基金を使用しなかつたことによるものである。

## 6. 文化振興基金

### (1) 基金の概要

基金の名称	文化振興基金
所管課	市民文化局市民文化振興室
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	昭和 59 年 4 月 1 日
設置目的	文化振興事業の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	65,000,000 円
基金当初設置時財源	寄附金
基金設置後積立財源	寄附金
積立目標額	基金設置後 5 年間で 5 億円を目標としたが、その後の目標額については特に設定されていない。
積立方法	寄附金を積み立てる。
取崩方法	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
積立額	6,948	2,797	3,349	3,191	1,124
取崩額	6,579	12,231	9,581	12,200	11,777

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

公益財団法人川崎市文化財団が創設（昭和 60 年 3 月）されるに当たり、財団が実施する事業に必要な補助財源の一部にその果実を運用し、市民による多様で豊かな文化活動を推進するための、長期的・安定的な財政の基盤づくりを目指して設置された基金である。

そのため、市民の文化活動の振興を図り、市民生活と新しい市民文化の創造に寄与することを目的として設立された公益財団法人川崎市文化財団の運営費の一部や、小黒恵子氏から遺贈を受けた童謡記念館の整備事業費・運営事業費、芸術のまちイベント事業費等の文化振興事業の資金に充当している。

## 小黒恵子童謡記念館

施設概要	<p>川崎市出身の詩人で童謡作家の故小黒恵子氏が、平成3（1991）年に自宅を改築して開館した記念館である。「この美しい地球に生きる悦びと幸せを、その緑の自然と生き物への愛の心を童謡を通して伝えていきたい」という願いが込められている。</p> <p>木造2階建ての自宅は、明治12（1879）年に建造されたもので、大黒柱や梁などはそのままいかされている。庭には、樹齢400年にもなるケヤキなどの大樹が何本もそびえ立ち、豊かな自然に取り囲まれている。</p> <p>一階の展示物で目を引くものは、高さ2メートルほどの3台の大型オルゴールである。100年以上も前に製造されたものであるが、今でも重厚で繊細な音色を楽しむ事ができる。</p> <p>童謡文化体験と地域の憩い、交流の場としても活用されている。</p> 
------	---

### （4）基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

小黒恵子氏からの寄附及びイオンリテール株と締結した覚書に基づいた寄附金以外の積立金は特に決まりがないため、市の政策的調整、判断を経て充当する事業・充当額を決定する。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

充当事業名	事業費	財源	金額
公益財団法人川崎市 文化財団補助金	368,032	文化振興基金利子収入	1,522
		一般財源	310,589
		アートガーデンかわさき分	42,556
		川崎能楽堂分	8,612
		文化芸術振興費補助金	3,045
		ふるさと納税寄附金	1,706
童話記念館整備事業 費	2,453	文化振興基金繰入金	2,453
童話記念館運営事業 費	29,241	文化振興基金利子収入	972
		文化振興基金繰入金	8,499
		童謡記念館等財産貸付収入	18,223
		著作権収入	1,544
		有償刊行物販売収入	1
芸術のまちイベント 事業費	16,200	文化振興基金繰入金	821
		一般財源	15,378

## 7. 国際交流基金

### (1) 基金の概要

基金の名称	国際交流基金
所管課	市民文化局市民生活部多文化共生推進課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成2年3月1日
設置目的	国際交流事業の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	3億円
基金当初設置時財源	寄附金
基金設置後積立財源	寄附金
積立目標額	3億円
積立方法	寄附金を積み立てる。
取崩方法	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。

### (2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	0	0	0	0	0
取崩額	0	0	0	0	0

### (3) 基金の対象事業

当該基金は、市民からの寄附金を積み立て、その基金から生ずる利息を国際交流のために役立てている。そのため、基金の対象事業は以下のとおりである。

- ・国際交流事業
- ・国際交流に関する企画、調査、研究、研修、情報の収集・提供及び各種行事の開催等
- ・川崎市国際交流協会への運営助成

川崎市国際交流協会の概要は以下のとおりである。

目的	川崎市内の外国人や市民に対する内外の情報の提供及び川崎市の特性を生かした市民レベルでの国際交流活動を推進することにより、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与し、多文化共生社会の実現をめざすこととする。
設立	1989年（平成元年）8月25日

基本資産	3 億円
決算期	毎年 3 月 31 日
主務官庁	神奈川県
市出資額	3 億円 100%
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国の情報及び資料の収集並びに提供</li> <li>・市民レベルでの国際交流に関する事業</li> <li>・国際交流事業の調査及び研究</li> <li>・民間国際交流団体及びボランティアの育成</li> <li>・川崎市国際交流センター事業</li> </ul>

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針  
明確な決まりはないため、市の政策的調整、判断を経て充当する事業・充当額を決定する。

(5) 令和 5 年度の事業費

単位：千円

事業名	事業費	財源	
		合計	基金利子収入
公益財団法人川崎市国際交流協会 補助金事業	22,715	546	22,169

## 8. 競輪施設等整備事業基金

### (1) 基金の概要

基金の名称	競輪施設等整備事業基金
所管課	経済労働局公営事業部総務課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成9年4月1日
設置目的	競輪施設等の整備事業の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	300,000,000 円
基金当初設置時財源	競輪事業特別会計の余剰金
基金設置後積立財源	競輪事業特別会計の余剰金
積立目標額	定めていない
積立方法	余剰金が生じた場合に各会計年度予算に基づき積み立てる。
取崩方法	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。

### (2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	204,506	315,650	346,825	257,166	331,250
取崩額	0	0	16,500	49,741	160,431

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

川崎競輪場及び小向会館（選手宿舎）に対する競輪場再整備の推進、および老朽化する各施設の安全対策のための改修に係る事業を行っている。

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

基金を充当する事業は、競輪場再整備事業や施設の老朽化に対する維持補修に関する事業である。基金からの充当額については基金残高を考慮しながら、今後の整備計画等に基づき実施される事業費等を考慮し、予算編成時に決定する。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

競輪場整備営繕費	160,431
----------	---------

9. 競輪事業運営基金

(1) 基金の概要

基金の名称	競輪事業運営基金
所管課	経済労働局公営事業部総務課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成13年12月28日
設置目的	競輪事業の円滑な運営のための資金に充てる
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	1,313,139,319円
基金当初設置時財源	競輪事業特別会計の余剰金
基金設置後積立財源	競輪事業特別会計の余剰金
積立目標額	定めていない
積立方法	収支状況を勘案し、積立を行う。
取崩方法	収支状況において競輪開催に係る経費が不足した場合に充当を行う。

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	17,322	24,066	43,807	28,073	9,780
取崩額	0	0	0	0	0

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

(3) 基金の対象事業

競輪開催の中止など不測の事態が生じ、競輪事業特別会計の収支状況において競輪開催に係る経費が不足した場合に競輪事業特別会計への充当を行っている。

（4）基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

競輪事業特別会計の収支状況において競輪開催に係る経費が不足した場合にのみ基金を取り崩し、競輪事業特別会計への充当を行っている。

（5）令和5年度の事業費

競輪事業運営基金は競輪事業特別会計の収支状況において競輪開催に係る経費が不足した場合にのみ充当を行っており、令和5年度は経費不足が発生していないため、競輪事業特別会計への充当をおこなっていない。

## 10. 勤労者福祉共済事業基金

（1）基金の概要

基金の名称	勤労者福祉共済事業基金
所管課	経済労働局労働雇用部
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	昭和49年4月1日
設置目的	勤労者福祉共済事業の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	5,000,000円
基金当初設置時財源	共済事業掛金
基金設置後積立財源	決算余剰金を積立
積立目標額	定めていない
積立方法	決算剰余金及び基金運用利子収入等を積み立てる。
取崩方法	中小企業従業員の福利厚生のための資金を取り崩す。

（2）過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	2,559	2,492	0	1,662	0
取崩額	0	0	803	0	6,657

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

勤労者福祉共済事業特別会計の勤労者福祉共済事業費への充当財源として基金が利用されている。勤労者福祉共済事業費で実施されている事業は川崎市勤労者福祉共済である。

川崎市勤労者福祉共済は任意加入制の会員掛金を原資として、市内中小企業従業員へ福利厚生を提供する福利厚生サービスである。



(出所：川崎市勤労者福祉共済ホームページ)

### 川崎市勤労者福祉共済

概要	<p><b>【名称】</b> 川崎市勤労者福祉共済（愛称：かわさきハッピーライフ）</p> <p><b>【運営団体】</b> 川崎市経済労働局労働雇用部</p> <p><b>【設立】</b> 昭和 49 年 7 月</p> <p><b>【事業目的】</b> 市内中小企業に従事する勤労者の福祉の増進を図り、併せて中小企業の振興に寄与すること</p> <p><b>【加入状況】</b> 2024 年 11 月 1 日現在 会員数：12,019 人 事業所数：1,339 事業所</p>
事業の内容	<p><b>【給付事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・祝金（20 歳祝金・結婚祝金・出産祝金・入学祝金）</li> <li>・永年勤続報奨金</li> <li>・見舞金（傷病見舞金・災害見舞金）</li> <li>・弔慰金</li> <li>・結婚 15 年・25 年記念品</li> </ul> <p><b>【厚生事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・余暇支援</li> <li>・生活支援</li> <li>・健康支援</li> <li>・学ぶ：資格取得</li> </ul> <p><b>【貸付事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活資金・福祉資金の貸付</li> </ul>

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

給付事業費（会員へ慶弔に関する給付金を支給する事業）へ決算上の不足額のみ充当している。基金を取り崩し、競輪事業特別会計への充当を行っている。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

事業名	給付事業費	財源	
	合計	掛金収入	基金繰入金
勤労者福祉共済事業	22,707	16,049	6,657

共済システムの置換のため、基金を6,657千円取り崩し、事業に充当している。

## 11. 地域環境保全基金

(1) 基金の概要

基金の名称	地域環境保全基金
所管課	環境局総務部企画課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成2年3月30日
設置目的	地域環境保全に関する知識の普及その他地域環境保全活動の推進を図る事業の資金に充てる。
設置期間	事業の目標達成時まで
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	400,000,000円
基金当初設置時財源	地域環境保全対策費補助金 200,000,000円 一般財源 200,000,000円
基金設置後積立財源	積立なし
積立目標額	定めていない
積立方法	原則積立は行わない。
取崩方法	原則取崩を行わないが、運用益での事業の継続が難しくなった場合は取崩を検討する。

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	0	0	0	0	0
取崩額	0	0	0	0	0

(3) 基金の対象事業

地域環境保全に関する知識の普及その他地球環境保全活動の推進を図るため以下の事業を実施している。

① 幼児環境教育プログラムの作成・配布

幼児環境教育プログラム「つながり楽しむあそび集」を作成し、幼稚園に加え公立保育園および民間保育園に配布することで、幼児環境教育の実施を促す。

② デジタル環境副読本の作成

電子版環境副読本（小学生向け及び中学生向け）および教諭向け指導用手引きを更新し、学校の授業（総合的な学習の時間等）での活用を図り、環境教育・学習の促進を促す。

③ 地域環境リーダー育成講座の開催

市内在住・在勤・在学の市民等を対象とした講座を開催し、地域や職場、学校等での環境教育・学習や環境保全活動を率先して行う人材の育成を図る。

④ その他、市民活動団体、事業者等との協働・連携による環境教育の推進

「川崎市環境教育・学習アクションプログラム」に基づく環境教育の総合的な推進を図る。

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

当該基金は設立目的から地域環境保全に関する知識の普及その他地球環境保全活動の推進を図る事業の資金に充てることとしている。また、基金の運用益の全額を該当事業の事業費に充当し、不足が生じた場合は一般財源等の基金以外の財源を充当している。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

事業名	事業費		
	合計	一般財源等	基金利子収入
幼児環境教育プログラムの作成・配布	588	264	323
デジタル環境副読本の作成	999	449	550
地域環境リーダー育成講座の開催	1,536	691	845
その他の環境教育の推進	166	74	91

事業名	事業費		
	合計	一般財源等	基金利子収入
合計	3,290	1,480	1,810

## 12. 資源再生化基金

### (1) 基金の概要

基金の名称	資源再生化基金
所管課	環境局生活環境部減量推進課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成 5 年 1 月 1 日
設置目的	資源再生化事業の資金に充てる。
設置期間	事業の目標達成時まで
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	100,000,000 円
基金当初設置時財源	一般財源
基金設置後積立財源	一般財源及び特定財源
積立目標額	10 億円
積立方法	寄附金を積み立てる。
取崩方法	原則取崩は行わない。

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
積立額	172	150	190	132	0
取崩額	0	0	0	0	0

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金設置の経緯

当該基金は平成 4 年度において以下に記載の趣旨及び目的、積立目標額、事業が議会において議決され設置されている。積立目標額についても議会決議で定められている。

趣旨及び目的	地球規模的な環境問題が取り上げられている中、市民生活に密着した廃棄物問題が大きくクローズアップされ、その処理のために国、地方自治体、事業者そして住民の 4 者が経済活
--------	---

	<p>動における生産、流通、消費の各段階においてそれぞれ応分の社会的責任を分担し、ごみの減量化と資源の再生化のための行動を行なうことが求められている。また、近年、都市化の進展、市民生活の向上そして生活様式の多様化等が進む中で使い捨ての風潮が続いてきたが、これを見直し、快適で潤いのあるリサイクル型社会の形成を求める市民の声が高まっている。</p> <p>このような環境を考えた市民生活最優先の廃棄物処理を確立するためには、市民及び事業者の参画と協力を得ながら従来あまり手がつけられなかった再生資源の有効利用の分野を推進していく必要がある。</p> <p>本市においても、これまでごみの減量化・再資源化のための分別収集の推進やリサイクルに関する普及啓発等様々な事業を実施してきているところであるが、「ごみ非常事態」を宣言している状況等を踏まえれば、こうした取組を一層強化することが必要となっている。</p> <p>資源再生化基金は、このような状況を背景として、廃棄物処理の段階における資源の再生化方策に関する事業を継続的かつ強力に展開するための財源を安定的に確保するために設置するものである。</p>
積立目標額	10億円（不要物品売り払い収入等一般財源及び特定財源）
事業（令和5年度予定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近なリサイクル活動への支援</li> <li>・資源再生化活動への援助</li> <li>・リサイクル情報誌の発行</li> </ul>

#### （4）基金の対象事業

基金の対象事業として以下の事業を実施している。

##### ・資源集団回収事業

資源集団回収とは町内会・自治会、学校 PTA 等の市民の方で組織された団体が回収業者と協力して資源物を自主的に回収する仕組みであり、資源集団回収登録団体に登録し、「回収の対象となる品目」を回収すると、1キログラムあたり3円の資源集団回収事業登録団体奨励金を市から受けることができる。基金は当該奨励金の原資として使用されている。

#### （5）基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

当該基金は設立目的から資源再生化事業の資金に充てることとしている。また、基金の運用益の全額を該当事業の事業費に充当し、不足が生じた場合は一般財源等の基金以外の財源

を充当している。

(6) 令和5年度の事業費

単位：千円

事業名	事業費	財源		
	合計	資源再生化基金 運用利子	小型家電等 売扱収入	一般財源
資源集団回収推進事業	197,315	4,701	687	191,926

13. 国民健康保険財政調整基金

(1) 基金の概要

基金の名称	国民健康保険財政調整基金
所管課	健康福祉局医療保険部医療保険課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成30年10月18日
設置目的	国民健康保険事業の財政の健全な運営に資するための資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	2,499,493,000円
基金当初設置時財源	前年度繰越金
基金設置後積立財源	前年度繰越金、基金利子収入
積立目標額	定めていない
積立方法	前年度に余剰金が生じた場合、当該余剰金を翌年度に積み立てる。
取崩方法	決算見込みにおいて財源不足が生じたとき及び保険料水準が前年度と比較して大幅に上昇する場合に取り崩す。

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	714,068	369,057	1,335,241	391,197	342,404
取崩額	0	0	0	1,023,041	2,125,251

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### （3）基金の対象事業

平成 30 年度から、国民健康保険の財政運営主体が市町村から都道府県に変わり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を都道府県が担い、制度の安定化を目指すこととなった。

川崎市においては国民健康保険法第 4 条に基づく、神奈川県の定期指導（平成 29 年度）において、基金の設置及び計画的な積み立てを行うよう助言を受け、上記の平成 30 年度の国保制度改革に伴い国保財政を安定的に運営していくため基金を設置している。

前年度決算における剩余金や基金運用に伴う利子収入を原資に積立を行い、取崩に関しては当該年度の保険料収入が見込みを下回る状況があった場合の歳入不足や、保険給付費の増大に伴う納付金の増により、翌年度の保険料が急激に上昇することが見込まれる場合に年度間の保険料水準を平準化するため基金を取崩し、これを原資に県への納付金支払のために活用している。

### （4）基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

主に被保険者から徴収する保険料が原資となっている国民健康保険事業納付金（一般被保険者医療給付費分納付金）に基金の財源を充当しており、保険料率の算定に用いた基金取崩予定額と同額を充当している。また、決算見込において歳入不足が発生した場合は、関係部署と協議し充当額を決定している。

### （5）令和 5 年度の事業費

単位：千円

事業名称	決算額	財源	
		特定財源	一般財源
一般被保険者医療給付費分納付金	27,861,994	22,533,270	5,328,723

上記の事業費のうち、基金充当額は以下のとおりである。

単位：千円

国民健康保険財政調整基金繰入金	2,125,251
-----------------	-----------

## 14. 介護保険給付費準備基金

### (1) 基金の概要

基金の名称	介護保険給付費準備基金
所管課	健康福祉局長寿社会部介護保険課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成 12 年 4 月 1 日
設置目的	介護保険事業の保険給付等の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	1,234,010,000 円
基金当初設置時財源	第 1 号被保険者の保険料
基金設置後積立財源	第 1 号被保険者の保険料
積立目標額	定めていない
積立方法	前年度の第 1 号被保険者の保険料に余剰が生じた場合、当該余剰金を翌年度に積み立てる。
取崩方法	保険料収納必要額に不足が生じたときに取り崩す。

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
積立額	746,180	1,113,155	1,155,294	1,382,091	1,711,099
取崩額	986,866	1,716,424	656,949	1,343,073	1,274,197

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

#### ・介護保険給付事業

高齢化の進展により、毎年着実に増加が見込まれる給付費に対し、3 年間定額で設定された保険料の期間内での過不足に対応するため、介護保険法の趣旨に従い、市町村が設置している基金であり、介護保険特別会計における前年度余剰繰越分を積み立て、保険料収納必要額に不足が生じたときに取崩して介護保険特別会計の事業費に充当している。

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

保険給付費へ充当しており、充当額は他の財源も考慮の上、充当額を決定している。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

	事業費
一般事務経費	850,066
介護サービス費	99,161,860

上記の事業費のうち、基金充当額は以下のとおりである。

単位：千円

介護保険給付費準備基金	1,274,197
-------------	-----------

15. 公害健康被害補償事業基金

(1) 基金の概要

基金の名称	公害健康被害補償事業基金
所管課	健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策担当
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	昭和52年4月1日
設置目的	公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	600,000,000円
基金当初設置時財源	川崎市内の公害関係企業(43社)から受領した拠出金(寄附金)
基金設置後積立財源	積立財源なし
積立目標額	定めていない
積立方法	川崎市と横浜市で協議のうえ積立を行う。
取崩方法	公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの運営費補助金への充当額を取り崩す。

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	0	0	0	0	0
取崩額	18,619	17,143	18,816	14,784	13,933

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

(3) 基金の対象事業

公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの運営費補助金の財源として当該基金が使用されている。 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターは川崎市及び横浜市の認定した公害健康被害者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに広く川崎・横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的として設立された専門施設である。

公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの概要は以下のとおりである。

法人名	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター
目的	川崎市長及び横浜市長が認定した公害健康被害者（以下「被認定者」という。）の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的とする。
実施事業	(1) 大気汚染に係る閉塞性呼吸器疾患についての検査及び検診に関すること。 (2) 被認定者の保健福祉に関すること。 (3) 被認定者の療養に係る資料の収集及び管理に関すること。 (4) 被認定者の応急医療に関すること。 (5) 大気汚染に係る健康被害の予防に関すること。 (6) その他目的を達成するために必要な事業

公益財団法人川崎・横浜公害保健センターで実施している具体的な事業（受託事業）は以下のとおりである。

事業名	対象	事業概要	受託状況
検査・検診事業	被認定者	認定更新及び障害程度の見直しに必要な医学的検査の実施	川崎市・横浜市
呼吸機能訓練	被認定者・地域住民	医師等の講師が療養指導や呼吸機能訓練等を実施	川崎市
呼吸器健康相談	地域住民	医師等が呼吸器疾患に関する	川崎市

事業名	対象	事業概要	受託状況
		る相談及び指導を実施	

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

基本的には公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの運営費補助金の財源に充当される。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

	事業費	財源	
		基金繰入金	基金利子収入
運営費補助金	14,795	13,933	862

## 16. 心身障害者福祉事業基金

(1) 基金の概要

基金の名称	心身障害者福祉事業基金
所管課	健康福祉局障害者社会参加・就労支援課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成元年4月1日
設置目的	心身障害者の総合福祉事業の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	250,000千円
基金当初設置時財源	寄附金
基金設置後積立財源	寄附金
積立目標額	定めていない
積立方法	市民や企業・団体からの寄附金を積み立てる。
取崩方法	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	209,830	3,242	1,180	4,103	865
取崩額	0	0	0	22,000	17,461

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

基金を運用することによって生じる運用益を財源として、市内の社会福祉法人又は団体等が実施する各種の在宅心身障害者援護事業に対して助成を行う。

具体的な実施事業については「川崎市心身障害者福祉事業基金（ふれあい基金）実施要綱」において、当該基金を財源とした助成対象事業が規定されている。

- ① 心身障害者の地域活動に助成を行う等在宅障害者の福祉の向上を図る事業
- ② 家庭、学校、職場及び地域社会等広く市民一般の協力の下に記念行事を開催し心身障害者福祉に関する普及啓発を進める事業
- ③ 障害者の国外及び国内派遣等を図り、国内外の障害者との連携と親睦を深める事業
- ④ 施設等の臨時の経費（備品等）の助成
- ⑤ 施設等の製品の共同受注事業
- ⑥ 施設等で製作された作品の展示及び販売の機会を設定する事業
- ⑦ その他、市民の善意が生かされる事業であって運営委員会で適当と認められた事業

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

充当事業は「川崎市心身障害者福祉事業基金（ふれあい基金）実施要綱」で規定された助成対象事業であり、充当額の決定は川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会での協議による。

### (5) 令和5年度の事業費

事業費	912,820 円
概要	基金を運用することによって生じる果実（運用益）の範囲内において、市内の社会福祉法人又は団体等が実施する心身障害者援護事業の一部を助成
対象事業所	市内の社会福祉法人又は団体等
令和5年度の申請件数	8 件

令和5年度取崩額との差額は他課で実施した事業への充当額である。

助成の決定については、川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会の審議を経て決定される。（川崎市附属機関設置条例）

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	心身障害者福祉事業基金から生ずる収益により助成する事業の選	6人以内	・学識経験者 ・関係団体の役職員	2年

附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
	定、当該基金に対する市民の理解及び協力の促進その他当該基金の適正な運営の確保のために必要な事項について調査審議すること			

## 17. 動物愛護基金

### (1) 基金の概要

基金の名称	動物愛護基金
所管課	健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成 28 年 4 月 1 日
設置目的	動物愛護事業の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	0 円
基金当初設置時財源	該当なし
基金設置後積立財源	市民等からの寄附
積立目標額	定めていない
積立方法	寄附金を積み立てる。
取崩方法	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
積立額	8,843	32,291	27,654	20,000	17,804
取崩額	3,592	3,498	3,597	0	0

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

基金の対象事業は動物愛護事業であり、具体的には以下の事業で構成される。

事業	内容
譲渡推進事業費	収容動物の治療や譲渡促進を行う。
動物愛護推進事業費	動物の適正飼育啓発を行う。
猫の不妊去勢手術補助金交付事業費	猫の不妊去勢手術の推進を行う。
動物愛護センター運営事業費	動物の保護・引取り、飼養管理及び譲渡を行う。

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

「川崎市動物愛護関連事業への寄附に関する事務取扱要綱」第3条（寄附金品等の使途）に沿った事業について、充当を行っている。

#### ・川崎市動物愛護関連事業への寄附に関する事務取扱要綱

##### （寄附金品等の使途）

第3条 受納した寄附金品等は、次に掲げる事業の実施に活用する。

- ・犬猫等の動物の収容や譲渡事業
- ・負傷動物の治療や犬猫の不妊去勢推進事業
- ・犬猫等の動物の適正飼育啓発事業
- ・その他動物愛護関連事業

### (5) 令和5年度の事業費

令和5年度の事業費に基金財源は充当されていない。これは令和5年度に受納した動物愛護寄附金を直接充当したため、基金の取崩は行わなかつたことによるものである。寄附金の充当対象となった事業費内訳は以下のとおりである。

単位：千円

動物愛護管理事業費	887
動物愛護推進事業費	1,348
猫の不妊去勢手術補助金交付事業費	4,842
動物愛護センター運営事業費	10,336

## 18. 大規模災害被災者等支援基金

### (1) 基金の概要

基金の名称	大規模災害被災者等支援基金
所管課	健康福祉局総務部危機管理担当
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成 23 年 4 月 19 日
設置目的	大規模災害の被災者等の支援事業の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	20,000,000 円
基金当初設置時財源	一般財源
基金設置後積立財源	寄附金
積立目標額	定めていない
積立方法	寄附金を積み立てる。
取崩方法	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
積立額	899	477	2,099	70	43,265
取崩額	7,374	4,466	4,631	702	267

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

基金を財源として実施事業は大規模災害の被災者等の支援事業であり、主に東日本大地震及び熊本地震によって被災した方等で、川崎市内で避難生活を送っている方に対する支援のために基金財源を充当する。

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

予算要求時に、健康福祉局総務部危機管理より危機管理本部及び市民文化局あてに、翌年度の要求額を確認し回答の取りまとめを行う。危機管理本部の要求額については被災者等支援事業費で同時に予算要求し、市民文化局の要求額については、市民文化大使事業費として市民文化局が予算要求する。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

事業名	事業費	財源
		基金繰入金
市民文化大使事業	198	198
被災者等支援事業	69	69

19. 長寿社会福祉振興基金

(1) 基金の概要

基金の名称	長寿社会福祉振興基金
所管課	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成4年3月30日
設置目的	地域福祉事業の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	350,000千円
基金当初設置時財源	地方交付税
基金設置後積立財源	寄附金、介護老人福祉施設等運営費貸付金償還金
積立目標額	2,000,000千円
積立方法	寄附金および介護老人福祉施設等運営費貸付金償還金により積立を行う。
取崩方法	介護老人福祉施設等運営費貸付金の財源として活用する。

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	126,091	86,424	86,793	185,482	60,781
取崩額	66,686	12,819	15,949	158,767	21,774

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

#### ① 民生児童委員活動支援事業

令和7年12月以降の民生委員児童委員一斉改選を見据えて、中長期的な民生委員児童委員の確保、活動環境の整備に向けた以下の方策を推進し、充足率の向上を目指す。

民生児童委員活動支援事業の概要	仮)地域人財づくりツアーリ
	川崎市版地域版活動強化方策の作成、活動の見える化
	広報用アニメーション動画の作成
	好事例の活動紹介動画の作成・活用
	他都市の民生委員児童委員を取り巻く状況の調査

#### ② 地域福祉計画策定事業

川崎市の地域福祉の推進に関する事項として、令和2年度に策定した「第6期川崎市地域福祉計画」について、その推進、進捗状況の管理等を実施していくことで、「地域社会の生活課題」解決に向けた地域力の向上に寄与するものである。

地域福祉計画策定事業の概要	令和5年度は、第6期（令和3年度～令和5年度）地域福祉計画を見直し、第7期地域福祉計画（令和6年度～令和8年度）を策定する。
---------------	--

#### ③ 介護福祉老人施設等運営費貸付金

長寿社会福祉振興基金の積み立てを、平成21年度より取り崩して介護老人福祉施設等運営費貸付金（高齢者事業推進課が所管）に充当している。そしてこの貸付金の償還金を長寿社会福祉振興基金に積み立てるというサイクルで運営している。（令和5年度は貸付なし）

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

地域福祉事業の資金に充てるという設置目的に照らし、関係部署と調整のうえ、重要度の高い事業に充当していく。

### (5) 令和5年度の事業費

単位：千円

事業名	事業費	財源				
		基金繰入金	基金利子	一般財源	寄附金	諸収入
民生児童委員活動支援事業	21,795	21,860	-	-	-	220
地域福祉計	20,300	-	6,542	6,450	7,903	-

事業名	事業費	財源				
		基金繰入金	基金利子	一般財源	寄附金	諸収入
画策定事業						

※財源欄には予算額を記載している。

## 20. 民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金

### (1) 基金の概要

基金の名称	民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金
所管課	健康福祉局地域包括ケア推進室
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	昭和 49 年 10 月 8 日
設置目的	民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	67,000,000 円
基金当初設置時財源	国が松下電器産業株式会社からの寄附金 50 億円分を各都道府県・政令市に配分。うち川崎市分 (67,000 千円) を原資として基金を設置。
基金設置後積立財源	積立は行わない
積立目標額	定めていない
積立方法	積立は行なわない。
取崩方法	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
積立額	0	0	0	0	0
取崩額	0	0	0	0	0

### (3) 基金の対象事業

市内の民間社会福祉施設従事者の福利厚生の充実及び資質向上のため、市内の民間社会福祉施設へ補助金を交付する事業である。

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

基金条例で定めがあるとおり、民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる（民間社会福祉施設従事者福利厚生費の財源として活用）。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

事業費	金額	財源	
		基金利子収入	一般財源
民間社会福祉施設従事者福利厚生費	1,934	303	1,630

## 21. 子ども・若者応援基金

(1) 基金の概要

基金の名称	子ども・若者応援基金
所管課	こども未来局総務部企画課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成30年4月1日
設置目的	頑張る子ども・若者を応援する事業の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	該当なし
基金当初設置時財源	該当なし
基金設置後積立財源	寄附金、他会計繰出金、利子
積立目標額	定めていない
積立方法	寄附金等を積み立てる。
取崩方法	頑張る子ども・若者を応援する事業の財源として取り崩していく。

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	32,398	40,932	55,901	170,350	74,303
取崩額	27,157	31,201	41,372	44,401	52,830

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

頑張る子ども・若者の更なる応援や、機会格差をなくす取組、子どもの健やかな育ちを地域全体で支える取組を事業として実施している。具体的な事業は以下のとおりである。

#### ① 社会的養護奨学給付金

里親家庭や児童養護施設等の退所者等を対象に、大学等進学時の奨学金や資格取得に要する経費に対し、給付金を支給する。

大学等進学奨学金	大学等の学資に充てるための給付金 (国公立大学等：月額3万円、私立大学等：月額5万円)
資格取得給付金	一般教育訓練講座の受講経費に対する給付金 (対象講座の修了に必要な入学料、受講料、教材費)

#### ② 学習支援費

里親家庭や児童養護施設等の児童に対して、児童の個性に応じた学習支援を行うための費用を支給する。

地域人材・NPO 法人等を活用	団体実施の学習支援を利用する場合や施設等に招いて学習支援を行う場合の経費
教材等を活用	里親や施設で、市販の教材等を活用して学習支援を行う場合の経費
塾及び家庭教師	塾や家庭教師を利用する場合の経費

#### ③ Stanford e-Kawasaki

スタンフォード大学の国際異文化教育プログラム（SPICE）と連携し、「多様性」と「アントレプレナーシップ（起業家精神）」をテーマに、高校生向けのプログラム「Stanford e-Kawasaki」を開講している。プログラムは全て英語で実施しており、約半年間、事前課題の提出、ゲストスピーカーによる講演、グループディスカッションを繰り返し、最後は自ら選んだ研究テーマのプレゼンテーションを実施している。

#### ④ かわさきジュニアベンチャースクール

次世代を担う若い人たちに、失敗を恐れずに新しいことに挑戦できる能力を身に付けてもらうための講座を開催している。

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

当該基金は、川崎市基金条例において、頑張る子ども・若者を応援する事業の財源に充てる目的で設置され、基金の運用方針として、①頑張る子ども・若者の更なる応援、②機会格差をなくす取組、2つの柱を定めており、基金残高を考慮しながら、運用方針に合致する事業に充当することとしている。また、優先順位は特に定められていない。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

	事業費	財源	
		基金繰入金	一般財源
社会的擁護奨学給付金	19,920	19,920	-
学習支援費	16,364	16,364	-
Stanford e-Kawasaki	11,548	11,538	10
かわさきジュニアベンチャースクール	5,008	5,008	-

22. 災害遭児等援護事業基金

(1) 基金の概要

基金の名称	災害遭児等援護事業基金
所管課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成元年3月1日
設置目的	災害遭児等援護事業の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	不明
基金当初設置時財源	不明
基金設置後積立財源	寄附金、利子
積立目標額	定めていない
積立方法	寄附金を積み立てる。
取崩方法	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。

(2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	3,401	751	1,765	547	3,633
取崩額	0	0	0	0	0

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### （3）基金の対象事業

当該基金を財源として実施している事業は災害遺児等援護事業である。内容は川崎市災害遺児等福祉手当支給条例に定める支給要件に該当し、受給者台帳に登載されている児童に祝金を贈呈するというものである。

- ・川崎市災害遺児等援護事業実施要綱

（事業）

第3条 基金から生じる果実及び寄附金収入をもって、次の事業を行うものとする。

小学校入学児童	5万円相当の祝金品を贈呈
中学校入学児童	5万円相当の祝金品を贈呈
中学校卒業児童	10万円相当の祝金品を贈呈
上記に該当しない児童	1万円相当の祝金品を贈呈

### （4）基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

川崎市災害遺児等援護事業実施要綱第3条で定めるとおり、基金の運用収入及び寄附金収入を災害遺児等援護事業に充当する。

### （5）令和5年度の事業費

単位：千円

	事業費	財源
		基金利子収入
災害遺児等援護事業	1,170	1,170

## 23. 都市整備事業基金

### (1) 基金の概要

基金の名称	都市整備事業基金
所管課	まちづくり局総務部企画課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成4年4月1日
設置目的	都市計画事業及び都市施設の整備事業の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	信託配当金 262,653,625 円 利子 9,113,987 円
基金当初設置時財源	信託配当金
基金設置後積立財源	転出補償金や開発協力負担金、寄附金等
積立目標額	定めていない
積立方法	転出補償金、事業協力金、寄附金等を積み立てる。
取崩方法	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。

### (2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	124,409	125,484	203,204	117,097	113,804
取崩額	246,821	405,206	254,056	961,893	1,984

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

京急川崎駅周辺地区整備事業など、各拠点における都市計画整備事業及び都市施設の整備事業に充当している。具体的な令和5年度の基金充当事業は以下のとおりである。

#### 京急川崎駅周辺地区整備事業費

##### (事業目的・概要)

京急川崎駅とJR川崎駅を北口自由通路開業により、両駅間のアクセス向上の機運が高まっている。川崎駅周辺は、京急川崎駅による羽田空港、京急横浜駅等へのアクセスや、JR川崎駅による東京駅やJR横浜駅等へのアクセスがあることから、多様な来街者期待できる地理的優勢を有している。しかしながら、都市基盤が脆弱であることから賑わいの創出に課題を有している。そこで川崎駅周辺を官民連携で、建物の機能更新における高度利用すること

により、都市基盤の再整備を一体的に進めようとしている。

京急川崎駅周辺基盤整備については、京急西街区をリーディングプロジェクトとした周辺街区を取込む再開発事業等の推進を図るとともに、それらの再開発事業と連携した効果的・効率的な基盤整備を実施してくため、令和 2 年度に「『京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針』に基づく京急川崎駅西口地区の戦略的な整備誘導の考え方について」をとりまとめ、これに基づき事業を推進している。

#### （4）基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

充当事業は、予算要求時に関係部署で事前調整を行ったのち、局内で取り扱いを確認し、決定している。

充当方法については、以下のとおりである。

- ・基金は、特定の事業区域内で捻出された基金（転出補償金、協力負担金等）を除き、市域全体に係る都市計画事業及び都市施設の整備事業に充てる。
- ・特定の事業区域内で捻出された基金は、事業区域内で効果を発現させることが望ましいため、当該区域内の都市計画事業及び都市施設の整備事業に優先的に充当する。
- ・特定の事業区域内における事業が概ね完了し、効果が発現した場合は、他地区へ波及効果をもたらす観点から、他地区的整備事業へ充当を展開する。

#### （5）令和 5 年度の事業費

##### 事業費内訳

単位：千円

京急川崎駅周辺地区道路改良工事費	82,392
京急川崎駅周辺地区道路等設計業務委託料	990
その他経費	333

##### 財源別内訳

単位：千円

京急川崎駅周辺地区整備事業費補助	8,600
都市整備事業基金繰入金	1,984
前年度繰越金	14,810
京急川崎駅周辺地区整備事業債	54,000
一般財源	4,320

財源別内訳の都市整備事業基金繰入金が基金からの充当額であり、事業債や一般財源との組み合わせで事業費を賄っている。

## 24. 鉄道整備事業基金

### (1) 基金の概要

基金の名称	鉄道整備事業基金
所管課	まちづくり局交通政策室
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成6年4月1日
設置目的	鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置及び駅改良の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	100,000,000円
基金当初設置時財源	一般財源
基金設置後積立財源	一般財源（～平成20年度）、基金運用益
積立目標額	定めていない
積立方法	一般財源及び寄附金を積み立てる。
取崩方法	基金の目的である事業が実施されるときに取り崩す。

### (2) 過去5年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	48,776	51,314	47,385	39,642	39,366
取崩額	92,775	12,242	42,022	106,332	0

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

持続可能な都市の骨格を形成する鉄道ネットワークの形成に向けて、新規鉄道の整備や新駅設置、既存の鉄道を活用した交通機能の強化等の施策を事業として実施している。

主な充当（予定）事業	具体的事業
鉄道ネットワークの形成に向けた主な取組	横浜市高速鉄道3号線の延伸など
既存駅施設の強化などに向けた主な取組	南武線駅アクセス向上等整備事業、小杉駅周辺交通機能整備事業費など

基金設置当初は、川崎縦貫鉄道計画（地下鉄）をはじめとする鉄道の新規整備や既存鉄道

への新駅設置に要する資金に充当することを目的としていたが、市民ニーズを踏まえて条例を改正し、平成28年4月以降は交通機能の強化に資する駅改良の資金に充てるなど早期効果発現を図る鉄道基盤整備を推進しており、近年は、南武線駅アクセス向上等整備事業、小杉駅周辺交通機能整備事業など既存駅施設の機能強化を進めている。

今後は新たな鉄道ネットワークの形成に向け、コロナ禍を契機とした社会変容に対応し、横浜市高速鉄道3号線の延伸や臨海部の公共交通機能の強化の取組など各施策の進捗・調整状況などを踏まえて、効率的かつ効果的な鉄道基盤整備を進めていく方針としている。

#### （4）基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

川崎市総合都市交通計画に位置づけのある都市の骨格を形成する鉄道ネットワークの形成に向けた取組や既存駅施設の機能強化など効率的かつ効果的な鉄道基盤整備に資する鉄道関連事業に関する事業費に基金を充当することとし、予算要求時に決定する。

鉄道関連事業は、多大な事業費を要するため、事業の進捗状況、鉄道事業者や関係自治体との調整状況や本市の財政状況を踏まえて、基金を計画的に活用していく必要があると考えられている。

#### （5）令和5年度の事業費

事業費への充当は都市計画税を優先しているため、基金からの充当はない。

## 25. 市営住宅等修繕基金

### (1) 基金の概要

基金の名称	市営住宅等修繕基金
所管課	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	昭和 61 年 4 月 1 日
設置目的	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の修繕の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	3,575,000 円
基金当初設置時財源	不明
基金設置後積立財源	住宅使用料・駐車場使用料・基金利子収入等
積立目標額	定めていない
積立方法	住宅使用料・駐車場使用料・基金利子収入等を積み立てる。
取崩方法	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の大規模修繕等の資金に充当する。

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
積立額	12,962	133,326	5,426	83,274	113,165
取崩額	131,369	13,050	0	200,000	24,990

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

基金の充当事業の概要は以下のとおりである。

#### ① 住宅管理事務

市営住宅管理事務を円滑に遂行するため入居者への各種通知、市営住宅等の敷地借上げ等管理業務や、住宅使用料の滞納者等に対する文書・電話・訪問等による指導と併せ、住宅の明渡等の法的措置の対応を強化し、迅速な対応と機能的・効率的な収納対策等を実施する。

## ② 特定公共賃貸住宅管理事務

特定公共賃貸住宅は、中堅所得者に居住環境が良好な賃貸住宅として提供するとともに、市営住宅の収入超過者等の住替え用住宅としての活用などを図っており、また、社会経済状況の変化に合わせ、子育て世帯の居住の場を提供するべく効果的な入居者の募集、適正な負担額の設定を行うなど、建物の維持・修繕、財産等の管理を実施している。

当経費については、特定公共賃貸住宅で一定程度の空家(10%超)が発生した場合に、各入居者の共益費（エレベータ・廊下電灯等）の負担軽減等を目的として負担金の交付を行うものである。

## ③ 特定公共賃貸住宅管理業務委託事業

特定公共賃貸住宅を管理するための委託事業費であり、特定公共賃貸住宅の修繕・施設維持管理（給排水施設・電気施設等の点検等）の実施や募集事務・入居者管理等を行うもので、市営住宅との一体的な管理の必要性などから、川崎市住宅供給公社への委託により実施している。

募集事務としては、チラシの作成及び配布・民間不動産業者を活用して不動産検索サイトに掲載する等の特定公共賃貸住宅入居促進業務を委託により継続して実施している。

## (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

大規模修繕、緊急修繕等の資金が必要となったときに取崩を行う。充当事業及び充当額は、関係部署と事前調整を行ったのち、決定する。

## (5) 令和5年度の事業費

単位：千円

事業名	事業費	財源	
		使用料手数料	1,430
住宅管理事務経費	52,836	財産収入	7,385
		繰入金（基金）	24,990
		諸収入	19,030

## 26. 市営住宅等敷金基金

### (1) 基金の概要

基金の名称	市営住宅等敷金基金
所管課	まちづくり局住宅整備推進課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	昭和 30 年 4 月 1 日
設置目的	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	不明
基金当初設置時財源	不明
基金設置後積立財源	敷金収入
積立目標額	定めていない
積立方法	敷金収入額を積み立てる。
取崩方法	敷金返金額を取り崩す。

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
積立額	34,581	43,969	59,445	54,727	45,740
取崩額	28,796	30,366	35,574	39,812	37,118

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

市営住宅、特定公共賃貸住宅の入居時に徴収した敷金の返還業務を目的としたものであり、退去時に、市営住宅等敷金基金から取り崩しをし、口座振込みにより敷金を返還している。つまり、市営住宅に入居する際に納付された敷金を積立金として積み立て、退去する際に繰入金として入居者へ返還する。

また、当該基金の運用益は市営住宅の使用者の共同の利便を図るための事業及び特定公共賃貸住宅管理事業の財源に充当している。

### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

市営住宅に入居する際に納付された敷金を積立金として積み立て、退去する際に繰入金として入居者へ返還する。また、運用益は市営住宅の使用者の共同の利便を図るための事業及び特定公共賃貸住宅管理事業の財源に充当している。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

事業名	事業費	財源			
		使用料手数料	財産収入	基金繰入金	諸収入
市営住宅敷金返還金	34,935	0	0	34,935	0
特定公共賃貸住宅敷金返還金	2,182	0	0	2,182	0
住宅管理事務経費	3,775	0	3,775	0	0
特定公共賃貸住宅管理事務経費	113	0	113	0	0
特定公共賃貸住宅管理業務委託事業費	127	0	127	0	0

27. 緑化基金

(1) 基金の概要

基金の名称	緑化基金
所管課	建設緑政局みどり・多摩川協働推進課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	昭和60年4月
設置目的	都市緑化推進事業の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	0円
基金当初設置時財源	二次開発等に関する公共的空地整備の代替え措置、市民・企業からの寄附
基金設置後積立財源	住宅建設における公園提供の代替え措置、市民・企業からの寄附
積立目標額	定めていない
積立方法	寄附金を積み立てる。
取崩方法	対象事業を実施したときに取り崩す。

(2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
積立額	82,000	71,000	124,000	471,000	167,000
取崩額	212,967	172,933	230,397	201,588	213,582

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

(3) 基金の対象事業

事業名	緑化推進事業補助金
根拠法令・関連計画等	川崎市緑の推進事業補助金交付要綱 公益財団法人川崎市公園緑地協会から、民有地を含む都市緑化や市民が自主的に行う緑地等の維持管理等を推進する団体に対して助成金を交付する。
事業内容	昭和 61 年 3 月、川崎市緑化基金の設立（昭和 60 年 4 月 1 日）に伴い、基金の果実を運用し、民有地緑化を図ることを目的に、財団法人川崎市緑のまちづくり協会（現在：公益財団法人川崎市公園緑地協会）が設立され、事業を開始。川崎市緑化基金の運用益等を財源とし、公益財団法人川崎市公園緑地協会への補助金の交付を行い、緑地保全助成事業、民有地緑化を含む都市緑化推進事業、普及啓発事業を行っている。

事業名	150 万本植樹事業費
根拠法令・関連計画等	川崎市緑の推進事業補助金交付要綱 公益財団法人川崎市公園緑地協会から、民有地を含む都市緑化や市民が自主的に行う緑地等の維持管理等を推進する団体に対して助成金を交付する。
事業内容	ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上、市街地での緑化の推進等を図るため、市民、事業者との協働により、植樹運動を展開する。 平成 17 年度から市民緑化運動として毎年 1 万本の植樹を目指し「市民 10 万本植樹運動」を推進し、市民、事業者との協働により、平成 21 年度までに約 5 万本の植樹を実施した。平成 22 年度からは、第 61 回全国植樹祭かながわ 2010 川崎サテライトを契機に、市制 100 周年の節目の年にあたる令和 6 年度までに 100 万本の植樹を目指す「市民 100 万本植樹運動」を展開し、

	令和元年12月に目標の100万本に到達したため、令和2年度からは150万本の植樹を目指す「市民150万本植樹運動」として事業を推進し、引き続き植樹に取り組む。
--	---

事業名	地域緑化等推進事業費
根拠法令・関連計画等	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例、緑の基本計画
事業内容	市民生活の場である市街地における緑化の推進というおいあるまちづくりを進めることを目的として、各地域の緑化に関する目標や自主的な取組をまとめた計画（地域緑化推進計画）を市民との協働によって策定し、地域緑化推進地区として指定している。指定した地区に対して花苗の提供等の支援を行うとともに、新規地区の認定に向けた取組を推進し、市街地での緑の創出・育成及び緑化意識の向上を図る。また、身近な緑化としてゴーヤー等による「かわさき緑のカーテン」を推進する。

事業名	臨海部緑のストック再生事業費
根拠法令・関連計画等	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例、川崎市緑の基本計画、川崎市臨海部土地利用誘導ガイドライン、かわさき臨海のもりづくり緑化推進計画
事業内容	<p>(目的)</p> <p>川崎市緑の基本計画では、臨海部を東京湾の緑の一翼を担う「東京湾軸」として位置づけ、本市の顔となる「臨海のもり」の創造を目指すとしている。よって、平成24年6月策定の「かわさき臨海のもりづくり緑化推進計画」に基づき、行政・事業者・市民それぞれの主体別の取組を進める。</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年6月「かわさき臨海のもりづくり緑化推進計画」策定</li> <li>・平成24～25年度 短期事業として、殿町夜光線の植栽帯補修、小島新田公園の施設補修を実施</li> <li>・平成26～28年度 中長期事業として、殿町夜光線の環境整備を実施</li> <li>・平成29年度～中長期事業として、東扇島1号線の環境整備を実施</li> </ul> <p>(事業効果)</p>

	効果的な緑化を推進し、防草対策等、環境改善や景観の向上を図る。
--	---------------------------------

事業名	都市緑化整備事業費
根拠法令・関連計画等	川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第9条の規定に基づく公園等整備指針第4条
事業内容	緑化基金協力金の還元事業として、本来であれば事業者の設置する公園を利用できた近隣住民のために、住宅建設事業が実施された場所の近隣において既存の公園の再整備を実施する。協力金納入額の50%を、納入から2年後以降の整備事業費に還元する。

事業名	緑のボランティアセンター運営事業費
根拠法令・関連計画等	都市公園法、川崎市都市公園条例、川崎市緑の基本計画、川崎市緑の推進事業交付要領、川崎市「わがまち花と緑のコンクール」実施要綱
事業内容	緑のボランティアの活動支援と育成をするとともに、市民との協働による公園緑地の維持管理や樹林地の保全・育成を進め、地域コミュニティ形成を図り、市民の緑化意識の高揚を促進する。

事業名	特別緑地保全地区等指定事業費
根拠法令・関連計画等	川崎市緑の基本計画、都市緑地法、都市計画法、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例
事業内容	市域に残された良好な樹林地等の緑地を保全するため、川崎市緑の基本計画に提示された緑の将来像の形成を目標として、都市緑地法、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定を行う。

#### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

基金を充当する事業・充当額の決定方法については、川崎市緑化基金の運用に関する要領、川崎市緑化基金の運用に関する取り扱い基準に従い決定する。優先順位の付け方に関する方針は特にない。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

事業名	事業費	財源		
		利子収入	市債・その他（※）	基金繰入金
緑化推進事業補助金	51,028	10,059	2,291	38,678
150万本植樹事業費	2,356	-	2,029	327
地域緑化等推進事業費	5,496	-	-	5,496
臨海部緑のストック再生事業費	4,290	-	3,000	1,290
都市緑化整備事業費	26,602	-	9,000	17,602
緑のボランティアセンター運営事業費	52,784	-	-	52,784
特別緑地保全地区等指定事業費	12,905	-	-	12,905
全国都市緑化フェア参加経費	2,500	-	-	2,500
全国都市緑化フェア事業費	403,726	-	321,726	82,000

（※）その他は、森林環境譲与税、緑化基金寄附金、ふるさと納税、国・県支出金、一般財源である。

28. 等々力陸上競技場整備基金

(1) 基金の概要

基金の名称	等々力陸上競技場整備基金
所管課	建設総合局緑政部みどりの管理課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成21年12月24日
設置目的	等々力陸上競技場整備の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	0円
基金当初設置時財源	寄附金

基金設置後積立財源	寄附金、基金運用利子収入
積立目標額	定めていない
積立方法	寄附金を積み立てる。
取崩方法	対象事業を実施したときに取り崩す。

## (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
積立額	3,640	6,396	11,446	19,864	10,493
取崩額	0	0	0	0	0

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

## (3) 基金の対象事業

等々力陸上競技場整備の資金に充てるために、積立基金として等々力陸上競技場整備基金が設置されている。

等々力緑地は再編整備事業を進めており、陸上競技場を球技専用スタジアム化する整備を実施予定である。当該基金は、陸上競技場の整備に利用する目的であって、球技専用スタジアムへの整備に充当を行う予定であり、整備期間は令和 11 年度までとなっていることから、その間に基金を充当する予定である。

### ・等々力緑地再編整備事業

#### 【概要】

等々力緑地は、緑と水のうるおいの空間を有し、良好な都市環境を形成するための重要な役割を担うとともに、多数の運動施設、市民の憩いの場など多面的な機能を有する市民に親しまれている総合公園である。一方、施設の老朽化や防災対策の充実、社会環境の変化への対応など新たな課題が顕在化していた。

このため、令和 4 年 2 月に等々力緑地再編整備実施計画を改定し、令和 5 年 4 月から PFI 法に基づく事業手法を活用し再編整備と管理運営を一体の事業とした等々力緑地再編整備・運営等事業を開始した。

#### 【検討経緯】

- 令和 5 年 4 月 再編整備に向けた基本設計に着手  
各種調査、法令・条例に基づく協議・検討を開始
- 令和 5 年 5 月 オープンハウス型事業説明会開催  
環境配慮計画書説明会開催
- 令和 5 年 8 月 整備対象施設利用団体等へのヒアリングを開始

令和6年3月 外周園路整備に関する説明会開催

【今後の予定】

令和7年夏前後 再編整備工事着手（予定）

令和12年3月 再編整備工事完了（予定）

（4）基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

当該基金は、陸上競技場の整備に利用する目的であることから、充当する事業については、等々力緑地再編整備・運営等事業となる。充当額の決定については、陸上競技場の整備期間が不確定であるため、令和11年度までの再整備期間の中で決定していくこととなる。利用優先順位については、当該基金が陸上競技場の整備に利用するということを前提に適宜判断していく。

（5）令和5年度の事業費

該当なし

## 29. 墓地整備事業基金

（1）基金の概要

基金の名称	墓地整備事業基金
所管課	建設緑政局緑政部靈園事務所
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	平成31年4月1日
設置目的	墓地整備事業の資金に充てる。
設置期間	墓地整備事業が終了するまで
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	なし
基金当初設置時財源	なし
基金設置後積立財源	墓地整備事業特別会計剩余金
積立目標額	定めていない
積立方法	墓地整備事業特別会計の剩余金を積み立てる。
取崩方法	墓地整備事業の事業費に充当するために取り崩す。

(2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
積立額	182,094	122,736	214,766	126,619	79,556
取崩額	0	0	0	0	0

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

(3) 基金の対象事業

計画的な墓地の整備を図り墓地を必要とする市民に供給する。具体的には 2 か所の霊園を運営している。墓地整備事業特別会計によって、事業が運営され、墓地事業の歳入財源は大きく利用者から徴収する使用料と市債発行であった。これまで余剰金を基金として積み立てているものの、取崩しの実績はなかった。しかしながら、早野聖地公園も緑ヶ丘霊園も老朽化や墓地利用者増加予測によって将来の支出に備える必要があるため、基金を設けている。なお、指定管理者「川崎市営霊園パートナーズ（代表企業 西武造園株式会社／構成員 横浜緑地株式会社）」が平成 26(2014)年 4 月 1 日から令和 7(2025)年 3 月 31 日まで管理運営をする予定である。

① 早野聖地公園

昭和 44 年に川崎市営第 2 霊園として都市計画決定され、昭和 54 年川崎市麻生区早野に開設された。豊かな自然環境の保全を進めながら、一般墓所のほか新形式墓所が整備され、現在約 1 万 3 千基の墓所を供給している。

② 緑ヶ丘霊園

昭和 18 年高津区下作延に開設され、良質で低廉な墓所を整備するとともに、緑の保全やレクリエーション機能を併せもつ墓地公園として、整備された。現在墓所整備は概ね完了し、現在約 2 万 5 千基の墓所が供給されている。

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

これまで充当事業はないため、現状は決まっていない。

(5) 令和 5 年度の事業費

単位：千円

早野聖地公園墓地整備事業費	148,556
緑ヶ丘霊堂整備事業費	1,552
緑ヶ丘霊園墓地整備事業費	68,622
緑ヶ丘霊園無縁墳墓対策事業費	3,282
公債費	17,252

内、墓地整備事業基金からの財源充当はなし

### 30. 港湾整備事業基金

#### (1) 基金の概要

基金の名称	港湾整備事業基金
所管課	港湾局庶務課
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	昭和 56 年 10 月 2 日
設置目的	港湾整備事業に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	118,740 千円
基金当初設置時財源	使用料及び手数料、繰越金
基金設置後積立財源	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 港湾整備事業特別会計剩余额</li><li>・ 貸付金利子積立金</li><li>・ 東扇島堀込部建設負担金収入積立金（東扇島堀込部土地造成事業に係る J R 東海建設負担金）</li><li>・ 基金運用利子収入</li></ul>
積立目標額	定めていない
積立方法	港湾整備事業特別会計に剩余额が生じた場合に各会計年度予算に基づき積み立てる。
取崩方法	港湾施設の整備等により資金が必要になったとき及び東扇島土地造成事業の実施をするときに取り崩す。

#### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
積立額	1,883,247	80,192	362,466	102,092	92,158
取崩額	3,898,727	1,621,380	140,988	1,302,085	30,397

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

(3) 基金の対象事業 基金へ積み立てられた資金は、港湾整備事業特別会計に繰り出され、当該特別会計で実施する上屋、モータープール及びコンテナターミナルを中心とした港湾施設整備事業並びに東扇島堀込部土地造成事業へ充当されている。

事業への充当方針については、東扇島堀込部土地造成事業は、基金に積み立てているJRからの負担金を財源としているため、すべて基金財源から充当される。その他の事業に関しては、支出額が大きいものを中心に充当される。

### 【東扇島堀込部土地造成事業】

#### 1 事業目的

川崎港の物流機能強化に資する港湾関連用地等を確保するため、建設発生土を埋立用材として受入れ、新たに海面埋立による土地造成を行います。

#### 2 事業概要

- 事業主体: 川崎市
- 事業期間: 平成29年度～令和9年度
- 埋立区域: 東扇島地先の公有水面
- 埋立面積: 約13.2ha
- 埋立用材: 建設発生土
- 埋立土量: 約140万m<sup>3</sup>



事業名	種別	概算額	備考
護岸築造工事費	128億円		
埋立事業	埋立管理費	71億円	JR東海負担
	事務費	1億円	
基盤整備事業費	40億円	川崎市負担	
合計	240億円		

※リニア中央新幹線堀ヶ谷非常口から搬出される建設発生土を埋立用材として受入れ、受入れに必要となる護岸築造工事及び埋立管理等の費用は、東海旅客鉄道株式会社の負担とします。  
(平成30年3月基本協定締結)

#### 3 事業進捗状況

- 護岸築造工事は、海上からの建設発生土の搬入に必要な開口部を除き、令和4年度末に完了
- 令和6年度は、リニア中央新幹線堀ヶ谷非常口から搬出される建設発生土を受入れ、埋立工事を推進します。
- 埋立免許における竣工期限が令和7年7月16日のため、竣工期限の変更手続きを今後行う予定です。



(出所: 川崎市提供資料)

#### (4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

東扇島堀込部土地造成事業は、基金に積み立てているJRからの負担金を財源としているため、すべて基金から充当し、それ以外の事業については、支出額が大きいものを中心で充当している。

#### (5) 令和5年度の事業費

単位: 千円

港湾整備事業特別会計への繰出金	30,397
-----------------	--------

## 31. 災害救助基金

### (1) 基金の概要

基金の名称	災害救助基金
所管課	危機管理本部危機管理部
根拠法令等	災害救助法第 22 条、川崎市基金条例
設置年月日	平成 31 年 4 月 1 日
設置目的	災害救助法に基づく費用の支弁の財源に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	1,021,917,000 円
基金当初設置時財源	一般財源
基金設置後積立財源	一般財源及び特定財源
積立目標額	当該救助実施市を包括する都道府県の当該年度の前年度の前 3 年間の収入額の決算額の平均年額の 5/1000 に相当する額に、当該救助実施市に係る救助実施市人口割合を乗じて得た額
積立方法	法で定められた基準を満たす額を積み立てる。
取崩方法	救助に要した費用や給与品の事前購入に必要な費用を支出する場合は取崩を行う。

### (2) 過去 5 年間の積立額・取崩額

単位：千円

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
積立額	1,021,917	264,754	5,591	4,697	4,715
取崩額	223,441	33,037	0	0	0

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

### (3) 基金の対象事業

災害救助法に基づく費用の支弁であり、基金から支出することができる費用が定まっている。

基金から支出することができる費用	基金から支出することができる費用 ① 法による救助に要した費用 ② 法による給与品の事前購入に必要な費用（基金による備蓄物資） ③ 基金の管理に必要な費用（基金の管理に直接必要な手数料、保管料）
------------------	--

	等の費用をいい、都道府県等の職員人件費の類は含まれない。) 災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金から支出できない。
--	---

(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

災害救助法により、基金から支出することができる費用は、災害救助法による救助に要した費用、災害救助法による給与品の事前購入に必要な費用、基金の管理に必要な費用と定められている。

(5) 令和5年度の事業費

基金から支出することができる費用の支出がなかったため、該当なし。

## 32. 獎学事業基金

(1) 基金の概要

基金の名称	奨学事業基金
所管課	教育委員会事務局総務部学事課
根拠法令等	川崎市基金条例、川崎市高等学校奨学金支給条例
設置年月日	昭和46年4月1日
設置目的	奨学事業の資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	不明（記録なし）
基金当初設置時財源	寄附金
基金設置後積立財源	寄附金
積立目標額	定めていない
積立方法	寄附金を積み立てる。
取崩方法	原則取崩は行わない。

(2) 過去5年間の積立額・取崩額の内訳

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	0	0	0	0	0
取崩額	0	0	0	0	0

### （3）基金の対象事業

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）及び専修学校の高等課程を含む。）に在学する生徒で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な者に対し奨学金を支給することを目的とする高等学校奨学生事業の財源として、積み立てが行われている。

#### 【充当事業名称】

川崎市高等学校奨学生事業（川崎市高等学校奨学生）

#### 【制度概要】

- ・ 能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難なものに、奨学金を支給する制度。（給付型の制度であり、貸付ではない）
- ・ 高等学校に在学する者に支給する「学年資金」と、高等学校への入学を許可された者（主に中学3年生）に支給する「入学支度金」の制度がある。
- ・ 高等学校には、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校の高等課程を含む。

#### 【高等学校奨学生資格要件】

次のいずれにも該当する者

- ・ 川崎市内に住所を有する高校生であること
- ・ 学業成績について、全履修科目的評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上
- ・ 前年の合計所得金額が、生活保護法による保護の基準に従い算定した基準額以下

#### 【支援内容】

申請書の受付期間を過ぎてからの申請はできない。ただし、世帯員が死亡した場合や、火災、震災、風水害があった際に申請を受け付ける緊急採用という制度はある。

##### 支給額

- ・ 学年資金 ※支給時期は前期8月、後期2月

学年	国公立	私立
1学年	36,000円	60,000円
2学年	61,000円	85,000円
3学年	46,000円	70,000円

- ・ 入学支度金 ※支給時期は3月下旬

国公立に進学：45,000円 私立に進学：70,000円

### （4）基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

川崎市高等学校奨学生事業支給条例第2条に基づき、奨学事業基金の運用利子収入と一般財源を川崎市高等学校奨学生事業に充当している。

・川崎市高等学校奨学金支給条例

(奨学金)

第2条 奨学金は、奨学事業基金から生ずる利子及び一般歳入をもって充てる。

(5) 令和5年度の事業費

単位：千円

	支給額	財源		
		基金利子収入	諸収入	一般財源
高等学校奨学金補助金 (川崎市高等学校奨学 金)	50,233	180	4,482	45,561

33. 学校給食運営基金

(1) 基金の概要

基金の名称	学校給食運営基金
所管課	教育委員会事務局健康給食推進室
根拠法令等	川崎市基金条例
設置年月日	令和3年4月1日
設置目的	学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てる。
設置期間	無期限
基金の種別	積立基金
基金当初設置額	168,880,190 円
基金当初設置時財源	公益財団法人川崎市学校給食会が保有する資金
基金設置後積立財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用益</li> <li>・公益財団法人川崎市学校給食会が回収した令和2年度以前の滞納分学校給食費</li> <li>・川崎市が回収した令和3年度以降の滞納分学校給食費</li> <li>・前年度の学校給食費の余剰分（入札差金等による）</li> </ul>
積立目標額	定めていない
積立方法	前年度の学校給食費徴収金に剩余金が生じた場合、当該余剰金相当額を翌年度に積み立てる。
取崩方法	材料費に係る支出の財源として、当該年度の学校給食費徴収金だけでは不足する場合に、基金を取り崩し、充当する。

(2) 過去5年間の積立額・取崩額の内訳

単位：千円

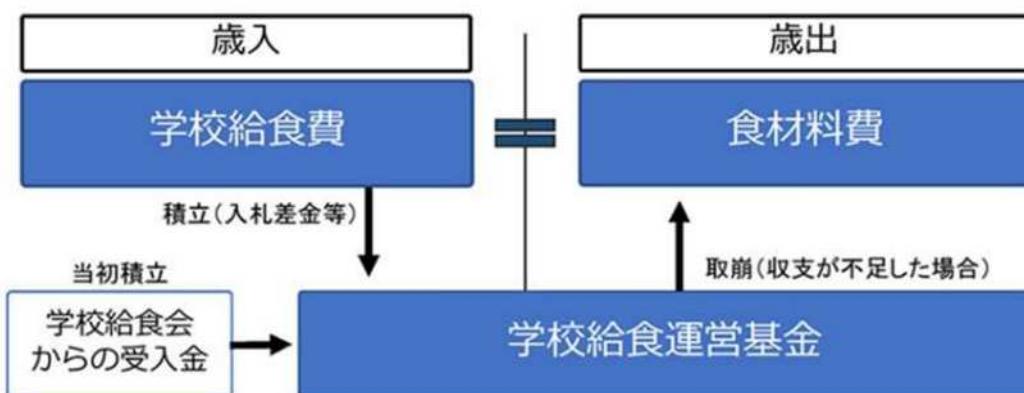
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立額	-	-	168,880	155,148	42,415
取崩額	-	-	0	0	0

※出納整理期間の積立額・取崩額を含む。

(3) 基金の対象事業

基金の対象事業は予期せぬ食材価格の変動への対応である。

学校給食費は、学校給食法や川崎市学校給食費の管理に関する条例に基づく、食材料費に充当する特定財源であることから、余剰分の学校給食費については基金に積むこととし、予期せぬ食材価格の変動があった場合には、基金からの取崩しを行うことで、学校給食の安定的な実施と保護者等から徴収した学校給食費を確実に食材料費に充当する。



(4) 基金を充当する事業・充当額の決定方法、優先順位の付け方に関する方針

基金を充当する事業は学校給食物資購入事業であり、充当額の決定方法は歳入が歳出を下回った場合に、その差額を補填するために基金を取り崩す。

(5) 令和5年度の事業費

該当なし

## VII. 監査の結果及び意見

### (1) 監査の結果について

今回の包括外部監査では、これまで川崎市の包括外部監査では一度も監査テーマとされたことがなかった基金を監査対象とした。

基金に関する事務については、監査を通じて法令、条例、規則、要綱等に抵触する事項は少ないとわかったため、今回は、市民にとってあまりなじみがないものと思われる基金の全体像を明らかにし、厳しい財政状況の中で基金をより有効に活用するための意見を行うことを主眼にして監査を行った。

監査の実施結果については、基金の管理及び運用に関する財務事務の執行について合規性の観点から大きな問題は発見されなかった。

なお、川崎市では基金を一般財源等の他の財源との組み合わせで活用しているため、大部分の基金で積立方針、積立目標額が設定されていない。そのため、基金をどの程度活用するかは毎年の予算編成の過程で決定されるものであり、基金財源単独での事業実施を想定していない以上、他団体とは異なり基金の積立方針や積立目標額の設定については監査要點としたものの、指摘や意見の対象とはならなかったことを補足する。

意見については、前述のとおり厳しい財政状況に対して、川崎市が財政処理上のツールとして基金を有効活用するための提案等を行っている。

はじめに基金の運用面において、現状、市は複数の基金を一体のものと捉え、基金を一元的に管理し、運用する手法である一括運用を採用しているが、有価証券での運用は減債基金の資金に該当する部分になっているため、減債基金以外の資金についても、より期間が長い預金又是有価証券による運用を検討してもよいのではないかと提案した。

また、基金利子収入をもって事業の財源としている基金において実施している事業では、これまでの低金利も影響し、事業費全体に占める基金財源（基金利子収入）の割合は低く、一般財源等他の財源の投入割合が多くなっている。そのため、寄附等によって資金を集めやすい基金については、他の寄附集めの好事例を横展開し、基金及び実施事業に関する情報開示をより充実させること、電子マネーでの寄附等、寄附手法を増やすことで、基金による財源確保を図ることも考えられる。

加えて、減債基金に関連して、一般会計の収支不足の補填として、減債基金からの借入を行っているが、令和6年3月末で借入の累積額が517億円と多額になっており、当該借入については減債基金への返済が適切に実施されないと、将来における市債の償還金不足が生じる可能性があり、計画的かつ確実な返済が望まれる。

さらに、基金に関する財務事務についても適正性を確保しながら、業務の効率性を図ることができるよう、基金管理簿での管理からシステム化の検討を提言している。

その他、市の基金を統括している財政局資金課では毎年、基金概況調査を行い、所管課が

考える基金に関する現状の問題点、今後の課題を把握している。当該基金概況調査に記載されている現状の問題点、今後の課題については、今回の包括外部監査でも所管課へのヒアリング等で確認することができた。このような調査を毎年行い、所管課が考える問題点、課題を把握することは市の基金全体をモニタリングするという点で良い取組みであると考える。今後は寄附の好事例の横展開など、把握した問題点、課題について、PDCAによる機能を発揮し、解決に向けた横断的取組が可能なものは積極的に実施していくことで基金の更なる有効活用につながると考える。

基金は「会計年度において支出する経費の財源はその年度の収入をもってこれに充てる」とする会計年度独立の原則の例外であり、年度を超えた機動的な財政出動を可能とするものである。財政処理上のツールとして更なる活用ができるよう期待する。

## (2) 監査対象の基金、指摘及び意見

「I. 包括外部監査の概要 (5) 包括外部監査の対象・実施期間 ①対象」に記載のとおり、令和5年度末に設置されている川崎市の全ての基金を監査対象としている。

監査の結果発見された指摘、意見を監査対象の基金ごとに整理すると以下のとおりである。

No.	指摘・意見	基金名	内容
1	意見	－	減債基金以外の基金の運用手法の検討について
2	意見	奨学事業基金	寄附金増額に向けた取組の検討について
3	意見	減債基金	減債基金からの借入の確実な返済について
4	意見	－	基金収支状況集計表のシステム化について
5	意見	文化振興基金	基金の活用方針について
6	意見	文化振興基金	寄附金増額に向けた取組の検討について
7	意見	国際交流基金	基金充当事業の検討について
8	意見	競輪施設等整備事業基金	中長期の積立計画の作成について
9	意見	市営住宅等敷金基金	基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合について
10	指摘	等々力陸上競技場整備基金	募金の回収手続について
11	意見	等々力陸上競技場整備基金	募金箱のあり方の検討について

### (3) 指摘及び意見

#### ① 【意見】減債基金以外の基金の運用手法の検討について

令和 5 年度における基金の運用においては、有価証券での運用は減債基金に対応する部分のみとなっており、令和 6 年 3 月 31 日時点における減債基金残高は 266,977 百万円で、有価証券残高は 156,501 百万円である。

減債基金に対応する部分のみ有価証券で運用している理由は、減債基金は市債償還に合わせて取崩を行っており、償還時点までは取崩が生じないことから、長期間の運用を前提とした有価証券での運用に適していることによるものである。減債基金以外の基金については、一般財源等の他の財源との組み合わせで事業に充当するという財政処理上のツールとして利用している実態から、毎年度の予算策定時に基金からの充当額が決まるところ、急な取崩や場合によっては基金自体の廃止による一般会計への繰戻が生じる可能性もあり、長期間の運用を前提とした有価証券での運用に適さないとのことであった。そのため、令和 5 年度までは、減債基金以外の部分は、主に 1 か月以内の短期の定期預金による運用が行われていた。

しかしながら、減債基金以外の基金の取崩の実態を確認したところ、前年度の基金残高に対する基金取崩の割合（取崩率）は過去 3 年間では平均して 9.4% で、取崩額の平均は約 48 億円であった。

単位：千円

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	平均
前年度残高（※）	47,521,646	48,744,124	53,475,948	49,913,906
新規積立（※）	5,017,849	7,626,213	5,049,395	5,897,819
利子積立額（※）	205,227	197,371	193,560	198,719
取崩額（※）	4,000,606	3,091,771	7,360,292	4,817,556
取崩率	8.4%	6.3%	13.7%	9.4%

※基金収支状況集計表から減債基金を除いた金額を集計

減債基金部分以外の残高は過去 3 年の平均で約 499 億円であり、取崩額の平均が約 48 億円であることを考慮すれば、減債基金部分以外についても、より期間の長い預金、有価証券での運用を検討する余地はあると考える。仮に取崩額平均の 5 年分程度は急な取崩・廃止等に備えて、これまでどおり短期の預金で運用するとしても、残り 250 億円程度は、より期間の長い定期預金、有価証券による運用は可能と考える。

また、減債基金部分は市債償還の時期も考慮し、10 年債、20 年債、30 年債といった長期の有価証券で運用されているが、減債基金部分以外はこのように長期に渡って基金資金の

固定化が生じる可能性は低いことから、運用期間については減債基金部分より短くなることが想定されるものの、運用期間には十分に留意したうえで、より期間の長い定期預金、有価証券による運用は可能と考える。

川崎市は基金運用の方法として一括運用を採用している。一括運用のメリットとしては、基金全体で流動性を確保することで、全体の運用効率性を高めることが可能であるという点が挙げられる。過去の取崩の実態から一定の流動性を確保したうえで、減債基金部分以外についても、より期間の長い預金や有価証券による運用を検討することが望まれる。今後、金利が上昇することも予想され、基金を有効活用することで機会損失を回避し、川崎市の健全な財政運営に寄与する改善提案とする。

## ② 【意見】寄附金増額に向けた取組の検討について

### (奨学事業基金)

当該基金はその利子収入を事業費に充当する財源としているが、近年の低金利による利子収入の減少により、一般財源等の他の財源の事業費に占める割合が高くなっている。そのため、将来的に渡って事業を安定的に実施するうえで、当該基金の周知や寄附金の募集に関する通知などによって寄附金を増額し、基金積立の充実を図ることが課題になっていると言える。

同じ市の基金である子ども・若者応援基金においては寄附の募集に関するホームページで「川崎市子ども・若者応援基金のリーフレット」という区分を設け、過年度における基金を活用した事業の取組が詳細に記載されており、当該基金を財源とした事業が分かりやすく紹介されている。

また、他の公的組織の独立行政法人においても厳しい財務状況の中、自己収入の拡大に向けた取組として寄附金収入拡大に向けた取組が行われている。

その中でも特に寄附を行いやすくなるための工夫として、いつどこでも少額から行える寄附として、コンビニのマルチメディア端末からの寄附、クレジットカードによるオンライン決済、クレジットカードのポイント利用、電子マネーによる寄附が紹介されている。

さらに、寄附ポータルサイトを作成し、法人の基金など寄附に関する情報を集約し、寄附者が寄附を行いやすい仕組みを構築している。

このような好事例を参考に、奨学事業基金においても寄附金増額に向けた取組の検討を行ってもよいと考える。

## 【独立行政法人の寄附金収入拡大に向けた取組】

**寄附を行いやすくするための工夫**

- 本de寄付⇒親しみやすく、参加しやすい寄附  
読み終わった本、CD等を大手中古書店業者に買い取っていたり、その買取金額が寄附金となる。高齢者の利用が多いことから、高齢者向け情報誌に広告を掲載するなどの工夫をしている。
- 企業協働プロジェクト⇒手間なく社会貢献できる寄附  
企業からの寄附金を直接、特定の活動の支援に充てるプログラム。企業の社会貢献活動への考え方の変化に対応し、寄附を行った企業自身の貢献度を見えやすくする。企業が関連の深い分野・地域を選び、企業のプロジェクトとしてPR可能。  
機構が支援先の募集・審査・支払等を行うため、企業は手間なく環境保全活動に参画可能。
- 地球環境基金サポーター⇒継続的に見える寄附  
寄附者が継続的に寄附を行えるよう2種類の寄附方法（毎月、毎年）を用意。
- 電子マネーによる寄附⇒どこでも少額から見える寄附  
若者の利用が多い電子マネーの普及に鑑み、2021年から「J-Coin Payのぽちっと寄金」「メルカリ寄付」による電子マネーを利用した寄附の受付を開始。  
※ 以前からの常設募金箱や金融機関からの振込に加え、クレジットカードのオンライン決済やポイントを利用した寄附など、多様な寄附方法を用意（右図）

**寄附金事業の認知度向上の工夫をしている事例**

- SNSの活用等により認知度の向上に努めている事例  
【国立成育医療研究センター】  
→ p 4
- ホームページへの掲載を工夫している事例  
【理化学研究所】  
【宇宙航空研究開発機構】  
→ p 5, 6

(出所：第38回独立行政法人評価制度委員会資料)

## 【独立行政法人国立文化財機構 寄附ポータルサイト】

**寄附ポータルサイト**

施設からさがす 寄附事業をさがす 会員制度をさがす 運営寄附 寄附をお考えの方へ

ホーム / 寄附・会員制度をさがす

**寄附事業一覧**

東京国立博物館 博物館事業への寄附 1,000円～

京都国立博物館 文化財保護基金 1,000円～

奈良国立博物館 文化財修理保存基金 1,000円～

奈良国立博物館 リサイクル基金 査定額による

(出所：独立行政法人国立文化財機構ホームページ)

### ③ 【意見】減債基金からの借入の確実な返済について

減債基金の繰替運用については、年度末に一度、繰戻を行うものの、再度、翌年度に繰替運用を予算計上し実行することで、繰替運用額が累積し、実質的に長期借入を行うことと同様の状況になっている。この減債基金からの借入金については、令和 5 年度末で 517 億円と多額になっている。

減債基金への返済額については、市の「今後の財政運営の基本的な考え方（令和 4 年 3 月改定）」において、「減債基金借入金については、当面の措置として、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っているが、早期の解消が必要であることから、市民サービスの安定的な提供と、財政状況のバランスに配慮しながら、毎年度の予算編成や決算の中で、借入額の圧縮と早期の返済に努める」旨が記載されている。そして、収支フレームにおいては、財政状況を踏まえ、令和 10 年度以降に毎年の返済額を 20 億円として仮計上している。

当該借入については減債基金への返済が適切に実施されないと、将来における市債の償還金不足が生じる可能性があり、計画的かつ確実な返済が望まれる。また、市の収支フレームでは、令和 10 年度以降、毎年 20 億円の返済が記載されているが、当該収支フレームを踏まえ確実な返済を行うことが望まれる。

## (収支フレーム)

(単位 億円)

	収支フレーム期間					収支見通し期間					
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
国庫支出金	1,467	1,621	1,487	1,516	1,507	1,544	1,544	1,522	1,559	1,542	1,530
市債	628	861	636	578	489	538	583	543	697	505	421
その他特定財源	1,020	1,087	1,103	1,086	1,079	1,098	1,081	1,083	1,084	1,081	1,079
一般財源合計	4,155	4,321	4,382	4,393	4,460	4,504	4,514	4,547	4,579	4,590	4,582
歳入合計	7,270	7,890	7,608	7,573	7,535	7,684	7,722	7,695	7,919	7,718	7,612
減債基金借入金返済	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20
投資的経費	959	1,324	1,097	1,008	875	988	1,019	943	1,166	946	819
未定枠	0	0	0	0	0	0	0	0	180	145	135
大規模な投資的経費(新規分)	1	2	6	45	55	128	150	139	267	127	101
大規模な投資的経費(継続分)	411	805	467	272	153	188	225	192	172	188	123
基礎的な投資的経費	547	517	624	691	667	672	644	612	547	486	460
一部の社会保障関連経費	2,277	2,374	2,445	2,465	2,520	2,549	2,561	2,574	2,589	2,604	2,615
高齢者福祉	401	425	428	427	429	440	446	453	462	471	476
障害者福祉	513	541	568	567	585	579	585	591	597	603	609
生活保護	578	578	578	578	578	578	578	578	578	578	578
保育事業(待機児童対策)	739	784	825	847	882	906	906	906	906	906	906
小児医療費助成	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
公債費(諸費を除く)	707	725	734	730	720	701	695	695	675	691	688
管理的経費・政策的経費	3,613	3,706	3,538	3,490	3,469	3,436	3,439	3,445	3,454	3,440	3,453
職員給与費	1,468	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476	1,476
管理的経費	684	694	694	669	667	667	665	663	662	662	665
政策的経費(中学校給食(PFI分)含む)	1,461	1,536	1,368	1,345	1,326	1,293	1,298	1,306	1,316	1,302	1,312
歳出合計	7,556	8,129	7,814	7,693	7,584	7,674	7,714	7,677	7,904	7,701	7,595
収支	▲ 286	▲ 239	▲ 206	▲ 120	▲ 49	10	8	18	15	17	17
減債基金からの借入残高	813	1,052	1,258	1,378	1,427	1,427	1,427	1,407	1,387	1,367	1,347

## 決算見込ベース

減債基金からの新規借入 (返済は△表記)	129	194	161	75	4	△ 55	△ 53	△ 83	△ 80	△ 82	△ 82
減債基金からの借入残高	656	850	1,011	1,086	1,090	1,035	982	899	819	737	655

※決算における収支改善を見込む(年45億円H24-R2平均・R3はR4.3月補正後の現計予算)

※退職手当債・行政改革推進債を一般財源として扱っています。

(出所：今後の財政運営の基本的な考え方(令和4年3月改定))

#### ④ 【意見】基金収支状況集計表のシステム化について

川崎市が保有する全ての基金の現在高等を把握し、管理する資料として「基金収支状況集計表」が財政局資金課において作成されている。当該集計表は基金名称、所管局、増減高、増減内訳（積立額、処分額）、会計年度末の現在高及び保管方法が記載されており、市が保有する基金の状況を一覧できる資料となっている。

現状、当該基金収支状況集計表は Excel による手作業での作成となっている。具体的には前会計年度末現在高を基礎に会計年度期間中の増加額については、各基金所管からの報告及び財務会計システムにおける積立の伝票から把握した新規積立、利子積立の計数を Excel に手入力し、減少額についても同様に、各基金所管からの報告及び財務会計システムにおける取崩の伝票から把握した処分額の計数を Excel に手入力することで、当該会計年度末の現在高を算定している。当該作業を全ての基金において実施しているが、手入力のため非効率であり、入力誤りのリスクもある。さらに入力誤りがあった場合の発見についてであるが、単純な金額の入力誤りであれば、会計年度末の現在高合計が基金運用先の預金や有価証券の残高証明書等の合計額と一致せず発見可能と考える。しかしながら、各基金の増減額の入力において入り繰りによる入力誤りがあった場合、個別基金の現在高には誤りが生じるが、基金合計額では残高証明書等と一致することから誤りは発見できない。

以上から、基金の増減高、現在高に誤りが生じるリスクの回避、業務効率性の観点から、可能なかぎり計数の手入力が生じないよう、将来的には、例えば財務会計システムから出力したデータを取り込みことにより、基金の増減額が手入力ではなく作成されるなど、基金収支状況集計表のシステム化を検討してもよいと考える。

#### ⑤ 【意見】基金の活用方針について

##### (文化振興基金)

川崎市出身の詩人・童謡作家であり、高津区諷訪で小黒恵子童謡記念館（以下「童謡記念館」という。）を開設して、童謡文化の普及啓発に取り組んだ小黒恵子氏が平成 26 年 4 月に逝去し、童謡記念館の土地や建物、展示資料などの財産を川崎市に遺贈すると遺言を遺された。市ではこれらの遺贈を受け、基金に積み立て、童謡文化の普及啓発と地域の憩い、交流の場とすることを目的として、童謡記念館を運営している。

そのため、当該基金の内訳として小黒恵子氏からの寄附の積立金は、童謡記念館の管理運営に活用されている。小黒恵子氏の遺贈部分の基金残高は 207,127 千円（令和 6 年 5 月 31 日時点）であるが、当該遺贈部分の基金は童謡記念館の収支補填のために取り崩されており、令和 5 年度の取崩額は 10,952 千円である。

このままの取崩では遺贈部分の基金残高は 20 年程度で枯渇することになるため、基金残高が十分にある現時点において、当基金の活用方針を検討することが必要と考える。

## ⑥ 【意見】寄附金増額に向けた取組の検討について

### (文化振興基金)

上述のとおり、当該基金では小黒恵子氏からの寄附の積立金は、童謡記念館の管理運営に活用されているが、現状の取崩額が続く場合、基金残高は20年程度で枯渇することになる。この点、基金残高の枯渇を防止する方法として、寄附金増額に向けた取組の検討が考えられる。

現状、文化振興基金に関するホームページでは寄附金募集と文化振興基金の仕組みの紹介のみで、童謡記念館の管理運営といった基金を財源とした事業の紹介はなされていない。

同じ市の基金である子ども・若者応援基金においては寄附の募集に関するホームページで「川崎市子ども・若者応援基金のリーフレット」という区分を設け、過年度における基金を活用した事業の取組が詳細に記載されており、当該基金を財源とした事業が分かりやすく紹介されている。

また、他の公的機関である独立行政法人においても厳しい財務状況の中、自己収入の拡大に向けた取組として寄附金収入拡大に向けた取組が行われている。

その中でも特に寄附を行いやすくするための工夫として、いつどこでも少額から行える寄附として、コンビニのマルチメディア端末からの寄附、クレジットカードによるオンライン決済、クレジットカードのポイント利用、電子マネーによる寄附が紹介されている。

さらに、寄附ポータルサイトを作成し、法人の基金など寄附に関する情報を集約し、寄附者が寄附を行いやすい仕組を構築している。

このような好事例を参考に、寄附金増額に向けた取組の検討を行ってもよいと考える。

## 【独立行政法人の寄附金収入拡大に向けた取組】

**寄附を行いやすくするための工夫**

- 本de寄付⇒親しみやすく、参加しやすい寄附  
読み終わった本、CD等を大手中古書店業者に買い取っていたり、その買取金額が寄附金となる。高齢者の利用が多いことから、高齢者向け情報誌に広告を掲載するなどの工夫をしている。
- 企業協働プロジェクト⇒手間なく社会貢献できる寄附  
企業からの寄附金を直接、特定の活動の支援に充てるプログラム。企業の社会貢献活動への考え方の変化に対応し、寄附を行った企業自身の貢献度を見えやすくする。企業が関連の深い分野・地域を選び、企業のプロジェクトとしてPR可能。  
機構が支援先の募集・審査・支払等を行うため、企業は手間なく環境保全活動に参画可能。
- 地球環境基金サポーター⇒継続的に見える寄附  
寄附者が継続的に寄附を行えるよう2種類の寄附方法（毎月、毎年）を用意。
- 電子マネーによる寄附⇒どこでも少額から見える寄附  
若者の利用が多い電子マネーの普及に鑑み、2021年から「J-Coin Payのぽちっと寄金」「メルカリ寄付」による電子マネーを利用した寄附の受付を開始。  
※ 以前からの常設募金箱や金融機関からの振込に加え、クレジットカードのオンライン決済やポイントを利用した寄附など、多様な寄附方法を用意（右図）

**寄附金事業の認知度向上の工夫をしている事例**

- SNSの活用等により認知度の向上に努めている事例  
【国立成育医療研究センター】  
→ p 4
- ホームページへの掲載を工夫している事例  
【理化学研究所】  
【宇宙航空研究開発機構】  
→ p 5, 6

(出所：第38回独立行政法人評価制度委員会資料)

## 【国立文化財機構 寄附ポータルサイト】

**国立文化財機構 寄附ポータルサイト**

施設からさがす 寄附事業をさがす 会員制度をさがす 運営寄附 寄附をお考えの方へ

ホーム / 寄附・会員制度をさがす

**寄附事業一覧**

東京国立博物館 博物館事業への寄附 1,000円～

京都国立博物館 文化財保護基金 1,000円～

奈良国立博物館 文化財修理保存基金 1,000円～

奈良国立博物館 リサイクル基金 査定額による

(出所：独立行政法人国立文化財機構ホームページ)

## ⑦ 【意見】基金充当事業の検討について

### (国際交流基金)

当該基金の設置目的は川崎市基金条例第3条第1項に記載のとおり、「国際交流事業の資金に充てる」ことであり、基金を財源として実施される可能性がある事業としては、「国際交流事業の資金、国際交流に関する企画、調査、研究、研修、情報の収集・提供及び各種行事の開催等並びに国際交流の実施」、「川崎市国際交流協会への運営助成」である。

当該基金の仕組みとして、「積み立てた基金から生じる利息を広く国際交流のために役立てるもの」となっており、基金の取崩がない状況であるが、今後5年間の資金計画では外国人住民が増えていく中で、社会的ニーズに合った取組等に充当する予定として年間5百万円の取崩が計画されている。

このように、資金計画では基金の取崩が計画されているものの、取崩による充当事業については「今後、外国人住民が増えていく中で、社会的ニーズに合った取組等に充当する予定」との方針はあるものの具体的に充当が予定される事業が決まっているわけではない。

財政処理上のツールとして基金を有効活用する意味でも、具体的な基金充当事業については引き続き検討が必要と考える。

## ⑧ 【意見】中長期の積立計画の作成について

### (競輪施設等整備事業基金)

現状、当該基金の毎年度の積立額については、競輪事業特別会計で生じた余剰金を基礎に、一般会計への繰出金との調整によって決まる仕組みである。また、今後の施設・設備の整備スケジュールについては令和13年度まで作成されている状況である。

今後の基金の充当先としては、川崎競輪場再整備基本計画に基づく競輪場再整備事業や施設の老朽化に対する維持補修に関する支出となるが、このような施設の再整備、老朽化対策に関する支出は多額となり、再整備等を行う年度の競輪事業の収益のみでの対応は難しく、基金財源との組み合わせで対応する予定のことである。この点については基金を財政処理上のツールとして利用するという市の方針に従った運用であるが、実際の整備や補修の実施年度において潤沢な事業収益があることは保証されておらず、施設の再整備、老朽化対策に関する支出は多額となることも考慮し、基金財源の確保が必要と考える。

特に当該基金の積立財源は競輪事業特別会計で生じた余剰金であり、寄附金を積立財源としているような基金とは異なり、中長期的な積立計画の作成が可能で、そのような積立計画に従った基金財源の確保を検討することも可能と考える。

基金はあくまでも財政処理上のツールであり、事業実施時における当該年度の事業収益のみでは不足する金額について、基金財源で対応するという考えであるが、当該実施事業は施設整備等により多額の支出が見込まれるもので、基金財源の確保も重要であり、かつ特別

会計で生じた余剰金が積立原資であることから、寄附金を積立財源としている基金より積立計画が立てやすいと考える。また、そのような中長期の積立計画があることにより、事業費のうち、どれくらいを基金財源で賄うかの目安となり、財政処理上のツールとしての基金の有効活用にもつながると考える。

以上から、当該基金については基金財源を確保するための中長期的な積立計画の作成を検討してもよいと考える。

なお、令和 6 年度において財政局との予算編成の調整も経た上で、中長期的な計画の作成に向けて具体的な作業に着手している。

#### ⑨ 【意見】基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合について

##### (市営住宅等敷金基金)

当該基金については特定の事業を行うために積立・取崩が行われるものではなく、入居者からの敷金を返還時まで積み立てておく、いわば預り金の性質を有するものである。そのため、市営住宅への新規入居者から敷金の受領があった場合、市営住宅管理システム上、敷金の入金処理を行い、敷金の返還が行われた場合、敷金の返還処理を行っており、一方、基金では年に一度、敷金の受領金額を積み立て、返還金額を取り崩していることから、システム上の敷金残高と基金残高は基本的には一致することになる。

仮に市営住宅管理システムの入力処理に誤りがあった場合や、基金の管理上の誤りがあった場合、両者は一致しなくなる可能性がある。そのような誤りを早期に発見するためにも定期的に基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合を行うことは有効と考える。

また、基金の実在性の検証でも記載したとおり、ストック情報としての基金の実在性を確認する意味でも、さらに当該基金は退去時に入居者へ返却が必要な点で債務性を有するものである点からも残高照合は重要と考える。

以上から、定期的に基金残高と市営住宅管理システムの敷金残高の照合を行うことを検討する必要があると考える。

#### ⑩ 【指摘】募金の回収手続について

##### (等々力陸上競技場整備基金)

等々力陸上競技場整備基金は等々力陸上競技場の改修に役立てることを目的として積み立てられているため、等々力陸上競技場、等々力陸上競技場をホームグラウンドとして活動しているサッカーチーム川崎フロンターレの事務所、公式グッズショップ、川崎フロンターレが運営するフットサルコートであるフロンタウン鷺沼に当該基金への募金箱が設置されている。

募金箱の寄附金については、定期的に市職員によって回収されているが、現状、回収作業

は職員1人で行っているため、盗難・紛失のリスクは回収を複数人で行った場合に比べて高いと言える。また、川崎市募金箱の方法による寄附金の収納に関する要綱では、「募金箱内の収納額を確認する場合は、複数の金銭取扱員等の立ち合いのもとを行う」ことが定められているため、当該要綱に従った回収作業となっていない。

募金箱の寄附金自体は少額であるが、盗難・紛失といった事故が起った場合、その影響は大きいことから、募金箱の寄附金の回収は寄附金の収納に関する要綱に従い複数人で行う必要があると考える。

(11) 【意見】募金箱のあり方の検討について

(等々力陸上競技場整備基金)

同基金における寄附の主な手段は、団体からの寄附やふるさと納税であり、当該募金箱における寄附金が少額であること、また、回収や収納に関する職員の負担が収納金額に比べて大きくなっていることから、費用対効果も踏まえた募金箱のあり方を検討することが望まれる。

7 川監公第2号

令和7年2月3日

令和5年度包括外部監査の結果に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、令和5年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、川崎市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項を公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 川 上 善 行

同 石 田 康 博

同 かわの 忠 正



6川総コ第158号

令和7年1月21日

川崎市監査委員 大村 研一 様

同 川上 善行 様

同 石田 康博 様

同 かわの 忠正 様

川崎市長 福田 紀彦

令和5年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて提出された  
意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、令和6年2月6日付で包括外部監査人 小俣 雅弘氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありました。このことについて、同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。



## 令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況

### 【監査テーマ】

業務委託に関する財務事務の執行及び民間活用による効率化について

#### 【指摘1】情報の複写及び複製に関する書面による確認について

##### 〔業務委託名〕

プラチナ音楽祭2022運営業務委託

##### 〔指摘の要旨〕

当該委託業務では機密性区分I又はIIの情報があるが、情報の複写及び複製をしていないことについて、書面による確認は行われていない。

情報セキュリティ基準にもとづき書面による確認を行う必要がある。

##### 〔措置の内容〕

指摘事項については、情報の複写及び複製をしていないことについて書面による確認を行いました。

今後は、再発防止のため、本事業のみならず全業務委託について、契約締結時に機密性区分I又はIIの情報の有無及び取扱方法について担当ライン複数名で確認し、取扱いがある業務委託については、情報の複写及び複製に関する書面による確認を徹底して実施していきます。

(市民文化局市民文化振興室)

#### 【指摘2】情報資産の受渡しに関する証憑の保管について

##### 〔業務委託名〕

プラチナ音楽祭2022運営業務委託

##### 〔指摘の要旨〕

当該委託業務で委託業者に提供した情報は機密性区分Iに該当し、情報資産の提供・返却又は廃棄については受渡票等を作成する必要があるが、受渡票等は作成されていない。この点、情報資産はメールでの提供のため、メールの記録が情報資産の受渡しの記録になっているとのことであった。ただし、業務完了後は当該メールを削除しており、記録が残っていない。

情報を貸与する場合の受渡票等の書類は紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとされていることから、受渡票を作成し管理する必要がある。

##### 〔措置の内容〕

指摘事項については、令和6年度の同委託契約において、委託事業者から受渡票を受領し管理を行う運用に改めました。

今後は、再発防止のため、本事業のみならず全業務委託について、契約締結時に機密性区分I又はIIの情報の有無及び取扱方法について担当ライン複数名で確認し、取扱いがある業務委託については、受渡票の受領及び管理を徹底して実施していきます。

(市民文化局市民文化振興室)

## 【指摘 3】情報資産の受渡管理及び情報の複写・複製に関する書面による確認について

### 〔業務委託名〕

農商工等連携推進事業実施委託

### 〔指摘の要旨〕

川崎市では、情報を貸与する場合の受渡票等の書類は紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとされているところ、メールにより管理していることは望ましくない。また、委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類を作成していない場合には、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要であることから、誓約書と委託業務完了届の提出をもって代用することは適切ではない。

したがって、機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報を貸与する場合には、セキュリティ基準に基づき、情報を貸与する場合の受渡票等の書類を用いる必要がある。また、委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する受渡票等の書類を作成しなかった場合には委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要である。

### 〔措置の内容〕

指摘事項については、委託業務完了届の備考欄への記載がなかったため、令和4年度の農商工等連携推進事業実施委託については、事業者への電話確認を行い、委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認しました。

今後は、業者との間に秘密保持等に関する誓約書を作成のうえ、機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報を取扱う際には受渡票を作成して管理を行うとともに、契約目的物の作成のために委託先事業者が保有した使用済みデータ（受信又は媒体内の記録情報のみ）は、複写・複製をしていないことを確認した上で、全て削除し、その処理結果について、「使用済みデータ処分報告書」により報告を行うこととして、再発防止の取組を進めています。

（経済労働局都市農業振興センター農業振興課）

## 【指摘 4】情報資産の受渡票への資料提供日及び廃棄日の記載漏れについて

### 〔業務委託名〕

令和4年度特定生産緑地等データ更新等業務委託

### 〔指摘の要旨〕

川崎市が提供する特定生産緑地の更新情報が記録された紙媒体又は電子媒体は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅱに該当する情報と考えられる。

情報の貸与及び委託業務終了後に廃棄したことを確認する受渡票が作成され、担当者、確認者の署名・捺印はあるものの、資料提供日及び廃棄日が記載されておらず十分ではない。

したがって、機密性区分Ⅱに該当する情報を貸与した場合には、受渡及び廃棄を確認した日付を記載することが必要である。

### 〔措置の内容〕

指摘事項については、委託業者に資料提供日及び廃棄日を確認し、補記するととも

に、再発防止のため、事務引継ぎ文書に、情報資産の受渡票には資料提供日及び廃棄日を記載することを追記しました。

今後は、記載漏れの防止に努めます。

(経済労働局都市農業振興センター農地課)

#### 【指摘5】情報資産の受渡管理及び情報の複写・複製に関する書面による確認について

##### 〔業務委託名〕

川崎じもと応援券（第2弾）発行運営業務

##### 〔指摘の要旨〕

当委託業務において、応援券の購入申込の際に購入希望者がハガキやWebサイトに記載する氏名・住所・電話番号等は機密性区分I、店舗が登録申込の際に提供する法人情報は機密性区分IIに該当している。

川崎市では、委託業務終了後に機密性区分I又はIIに該当する情報を廃棄する場合の確認は受渡票等の書類は紙又は電子による受渡票（表形式）として管理されていることが望ましいとされているところ、メールにより管理していることは望ましくない。

また、委託業務終了後に廃棄したことを確認する受渡票等の書類を作成していない場合には、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要であることから、誓約書と委託業務完了届の提出をもって代用することは適切ではない。

したがって、委託業務終了後に機密性区分I又はIIに該当する情報を廃棄したことの確認はメールではなく、受渡票等の書類で行うことが望ましい。また、当委託業務では受渡票等の書類は作成していないため、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を作成することが必要である。

##### 〔措置の内容〕

指摘事項については、委託業者が取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面の提出を受けました。

今後は、機密性区分I又はIIに該当する情報を取扱う際に、当該情報を廃棄する際には受渡票を作成して管理を行います。

(経済労働局観光・地域活力推進部)

#### 【指摘6】積算根拠資料の記載誤りについて

##### 〔業務委託名〕

令和4年度 廃タイヤ収集運搬・処分業務委託（第2回）

##### 〔指摘の要旨〕

本委託業務は随意契約であるが、随意契約において予定価格は契約金額を決定するための基準となるものであり、予定価格の設計は重要である。また、設計根拠の記載は予定価格算定にあたっての根拠を示すものであり、設計根拠の記載が不正確であれば予定価格算定の信頼性を損なう可能性もある。今回の記載誤りは予定価格に影響を与えるものではないが、予定価格算定の根拠である設計根拠の記載には誤りがないよう留意する必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、車両管理に関する委託業務の決裁文書を回議する際は、副担当を設け回議ルートに設定し、設計根拠を副担当が確認することでチェック体制の強化を図りました。

(環境局生活環境部収集計画課)

【指摘 7】セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

〔業務委託名〕

おなかま保育室事業委託契約

〔指摘の要旨〕

当委託契約は、認可外保育園として児童を保育することから、保護者及び児童に関する個人情報を取扱う業務であり、委託先が取扱う情報は、セキュリティ基準における機密性区分 I に該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に定められている書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外で利用しないよう、さらには情報の流出を行わないように、セキュリティ基準で定められている書類について委託先から提出を受ける必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、セキュリティ基準について改めて課内で共有するとともに、セキュリティ基準で定められている書類を委託先から確実に提出を受けるよう、複数人で確認することを徹底するなど確認体制の強化を図りました。

(こども未来局保育・幼児教育部保育第 2 課)

【指摘 8】特定業務委託契約における台帳の未入手について

〔業務委託名〕

子育て世帯への臨時特別給付金事務処理センター業務委託

〔指摘の要旨〕

特定業務委託契約に該当する場合、対象労働者ごとの作業報酬と基準額を比較し、作業報酬の支払いが適正に行われているか確認するために、対象労働者の労働時間、作業報酬等を記載した市の指定様式による台帳を作成し、市に提出することを「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引き（以下「特定業務委託契約手引き」という。）では求められている。しかし、当該契約では台帳の作成、提出を受けていない。

特定業務委託契約手引きに基づき台帳の提出を受ける必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、職員用の契約業務チェックリストを作成し課内で共有するとともに、「台帳請求を業者に対して行う」という項目を設け、担当及び係長の複数人で確認することを徹底するなどチェック体制の強化を図りました。

(こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当)

### 【指摘 9】借用書の返納時欄の記載漏れについて

〔業務委託名〕

川崎市垂直写真・斜め写真複製業務委託

〔指摘の要旨〕

当該業務では市から委託業者に対して物品（斜め写真データHDD）を貸し付けています。委託業務期間中の貸与物品については、委託仕様書の第6条で貸与資料に関する記載があり、亡失等がないよう厳重な管理を行わなければならない旨が記載されているため、借用書を作成し、委託業務終了後に物品の返還を受けた場合には借用書の返納時欄に、返還を受けた日付と担当者名の記載及び押印を行うことが要求されている。

借用書を確認したところ、返納時欄の記載が空欄となっていた。貸与物品については確かに返還を受けたとのことであるが、返還を受けた証跡として返納時欄への記載を漏れなく実施する必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、借用書の返納時欄の記載漏れについては修正するとともに、再発防止のため、資料を貸与・返還を受ける際には借用書の記入漏れがないか、及び貸与物品が揃っているかについて、複数人で確認することを徹底するなど、チェック体制の強化を図りました。

（まちづくり局計画部都市計画課）

### 【指摘 10】情報の複写及び複製に関する書面による確認について

〔業務委託名〕

自転車等保管所管理運営業務委託

〔指摘の要旨〕

当委託業務では機密性区分Iの情報を業者が取得しているが、情報の複写及び複製をしていないことについて、口頭による確認のみであり、書面による確認は行われていない。

情報漏えいのリスクや情報が悪用されるリスクに対応するため、情報の複写及び複製をしていないことについて、セキュリティ基準にもとづき書面で確認する必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、令和5年度以降の同契約については、受託者が年度末に情報の複写及び複製をしていないことの確認書を作成し、本市に提出する運用に改めました。

（建設緑政局自転車利活用推進室）

### 【指摘 11】情報の複写及び複製に関する書面による確認について

〔業務委託名〕

令和4年度川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業実施委託

#### 〔指摘の要旨〕

当委託業務の契約書には「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」が設けられており、個人情報の適正管理等について定めている。業務で委託先に提供する情報には機密性区分Ⅰ（個人に関する情報。特定個人情報は含まない）の情報が含まれるが、申請者（依頼元）から委託先への直接提供となり、委託先が個人情報にかかる紙媒体の返却や資料の廃棄を適切に行っているか否かに関する川崎市の確認は口頭にとどまっている。

また、「川崎市情報セキュリティ基準」において、「情報管理責任者は、委託業者が借用又は取得した機密性区分Ⅰ又はⅡの情報の複写及び複製をしていないことについて、書面により確認を行う」とこととされているが、書面での確認は実施していない。

委託先は、通訳・翻訳のボランティアを広く利用していることから、個人情報が漏洩するリスクや悪用されるリスクが一定程度あるものと推察される。個人情報にかかる紙媒体の返却、資料の廃棄及び複写・複製等をしていないことについて、契約書の特記事項ないし「川崎市情報セキュリティ基準」に準拠し、今後は委託先から書面で確認する必要がある。

#### 〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、令和6年4月から、全従事予定者から「個人情報の適切な取扱いに関する誓約書」を年度当初に徴取するよう、契約時に委託業者に依頼し、個人情報の適正な取扱いについて理解した上で業務にあたるよう周知徹底しました。

また、毎月の実施報告の様式を変更し、書面で誓約書の徴取状況や個人情報が記載された資料の返却・廃棄状況、資料の複写・複製をしていないことについて、確認を行っています。

今後も適正な情報セキュリティ基準等の遵守状況等の確認に努めます。

(川崎区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課)

#### 【指摘12】書類の名称誤りについて

##### 〔業務委託名〕

令和4年度中原区子育て支援者養成事業業務委託

##### 〔指摘の要旨〕

委託業務の完了後に仕様書に記載された事項が適切に履行されたかどうかを確認し、その結果を記載した検査確認書を作成することになっているが、履行確認の結果、作成した書類の名称が業務完了報告書となっていた。

検査確認書は履行確認の結果を記載する重要な書類であり、適切な名称に修正する必要がある。

##### 〔措置の内容〕

指摘事項については、令和5年度から当該書類の名称を「検査確認書」に修正しました。また、再発防止のため、指摘内容について課内周知を図るとともに、課内の各種委託業務について点検を実施し、書類名称に誤りがないことを確認しました。

(中原区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課)

### 【指摘 1 3】再委託の事前申請について

〔業務委託名〕

ヘリコプター 1 号機の 4 , 100 時間定期整備業務委託

〔指摘の要旨〕

本業務は再委託がなされているが、再委託にあたり発注者である川崎市の承諾が得られていない。

契約書において、委託業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託することは原則として禁止されており、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託承諾申請書によって川崎市の承諾を受ける必要がある旨が定められている。

このような事前の承諾がない再委託を防止するため、①契約時には再委託の予定の有無を確認する、②再委託については再委託承諾申請書による事前の承諾が必要であることを業者に周知する等の対策を行う必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再委託承諾申請書を受領し再委託承諾書を送付するとともに、再発防止のため、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制の強化を図ってまいります。

また、委託業者に対して再委託を行う場合には事前の承諾が必要であることの周知を図るとともに、再委託承諾申請書の提出依頼及び再委託承諾書の送付を適切に実施します。

（消防局警防部航空隊）

### 【指摘 1 4】「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付漏れについて

〔業務委託名〕

ヘリコプター 1 号機の 4 , 100 時間定期整備業務委託

〔指摘の要旨〕

本業務は個人情報を取扱う業務の委託に該当する。そのためセキュリティ基準に従い、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を添付する必要があるが、添付されていなかった。

個人情報を取扱う業務の委託の際には、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を忘れずに添付する必要がある。

〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、今後は委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制の強化を図るとともに、業務が個人情報を取扱う場合には契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を添付するように周知徹底するなどの取組を行っていきます。

（消防局警防部航空隊）

### 【指摘 1 5】セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

〔業務委託名〕

## ヘリコプター1号機の4、100時間定期整備業務委託

### 〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分I又はIIに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に定められている書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

### 〔措置の内容〕

本業務委託の機密保持等に関する誓約書を、令和5年12月に受領しました。また、委託業者から、委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書類の提出を受けました。

今後は、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制の強化を図るとともに、セキュリティ基準が要求する書類について、委託先から提出を受けることを徹底し再発防止の取組を進めてまいります。

(消防局警防部航空隊)

## 【指摘16】情報資産の受渡管理について

### 〔業務委託名〕

ヘリコプター1号機の4、100時間定期整備業務委託

### 〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分I又はIIに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確實に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

### 〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、委託先に提供するセキュリティ情報を貸与する場合、「インベントリーリスト」により相互確認し、情報資産授受管理簿により授受状況の管理を行います。また、委託業務終了後に市に返却または廃棄したことを確認する場合、書面による確認を行うとともに、「個人情報の取り扱いについて」の書類を作成し提出を依頼します。

今後は、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制による強化を図ってまいります。

(消防局警防部航空隊)

## 【指摘 17】再委託の事前申請について

### 〔業務委託名〕

ヘリコプター2号機の1, 750時間定期整備業務委託

### 〔指摘の要旨〕

本業務は再委託がなされているが、再委託にあたり発注者である川崎市の承諾が得られていない。

契約書において、委託業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託することは原則として禁止されており、業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託承諾申請書によって川崎市の承諾を受ける必要がある旨が定められている。

このような事前の承諾がない再委託を防止するため、①契約時には再委託の予定の有無を確認する、②再委託については再委託承諾申請書による事前の承諾が必要であることを業者に周知する等の対策を行う必要がある。

### 〔措置の内容〕

指摘事項については、委託業者に対して、事前の承諾が必要であることの周知を図るとともに、再委託承諾申請書の提出依頼及び再委託承諾書の送付を適切に実施します。

今後は、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人でのチェック体制の強化を図ってまいります。

（消防局警防部航空隊）

## 【指摘 18】「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付漏れについて

### 〔業務委託名〕

ヘリコプター2号機の1, 750時間定期整備業務委託

### 〔指摘の要旨〕

本業務は個人情報を取扱う業務の委託に該当する。そのためセキュリティ基準に従い、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を添付する必要があるが、添付されていなかった。

個人情報を取扱う業務の委託の際には、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を忘れずに添付する必要がある。

### 〔措置の内容〕

指摘事項については、業務に個人情報を取扱う場合は、契約書に「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」の添付を徹底します。

今後は、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制の強化を図る等、再発防止の取組を進めてまいります。

（消防局警防部航空隊）

## 【指摘 19】セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

### 〔業務委託名〕

ヘリコプター2号機の1, 750時間定期整備業務委託

#### 〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分I又はIIに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に定められている書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

#### 〔措置の内容〕

指摘事項については、機密保持等に関する誓約書及び委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書類の提出を受けました。

今後は、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し複数人によるチェック体制の強化を図るとともに、セキュリティ基準が要求する書類について、委託先から提出を受けることを徹底し再発防止の取組を進めてまいります。

(消防局警防部航空隊)

#### 【指摘20】情報資産の受渡管理について

##### 〔業務委託名〕

ヘリコプター2号機の1, 750時間定期整備業務委託

##### 〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分I又はIIに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、以下の受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確實に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

##### 〔措置の内容〕

指摘事項については、委託先に提供する密性区分I又はIIに該当する情報を貸与する場合、「インベントリーリスト」により相互確認し、情報資産授受管理簿により授受状況の管理を行うとともに、委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する場合、「個人情報の取り扱いについて」の書類を作成し、提出を依頼します。

今後は、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し複数人によるチェック体制の強化を図ってまいります。

(消防局警防部航空隊)

#### 【指摘21】セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

##### 〔業務委託名〕

事業用操縦士限定変更訓練（A S 3 6 5型）業務委託

#### 〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分I又はIIに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に定められている書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

#### 〔措置の内容〕

指摘事項については、機密保持等に関する誓約書及び委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書面を受領しました。

今後は、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制の強化を図るとともに、セキュリティ基準が要求する書類について、委託先から提出を受けることを徹底し、再発防止の取組を進めていきます。

(消防局警防部航空隊)

### 【指摘22】情報資産の受渡管理について

#### 〔業務委託名〕

事業用操縦士限定変更訓練（AS365型）業務委託

#### 〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分I又はIIに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確實に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

#### 〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、委託先に提供する密性区分I又はIIに該当する情報を貸与する場合委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する「送付書・受領書」、「個人情報の取扱いについて」及び「情報資産授受管理簿」の書類を作成し、相互に確認するとともに、過去の委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制の強化を図ってまいります。

(消防局警防部航空隊)

### 【指摘23】セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

#### 〔業務委託名〕

事業用操縦士限定変更訓練（BK117）業務の委託

#### 〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に定められている書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

#### 〔措置の内容〕

指摘事項については、機密保持等に関する誓約書及び委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていないことの書類を受領しました。

今後は、過去の委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し複数人でのチェック体制の強化を図るとともに、セキュリティ基準が要求する書類について、委託先から提出を受けることを徹底するなど再発防止の取組を進めてまいります。

(消防局警防部航空隊)

### 【指摘24】情報資産の受渡管理について

#### 〔業務委託名〕

事業用操縦士限定変更訓練（BK117）業務の委託

#### 〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確實に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

#### 〔措置の内容〕

指摘事項については、再発防止のため、委託先に提供する密性区分Ⅰ又はⅡに該当する情報を貸与する場合委託業務終了後に市に返却又は廃棄したことを確認する「送付書・受領書」、「個人情報の取扱いについて」及び「情報資産授受管理簿」の書類を作成し、相互に確認するとともに、今後は過去の委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制の強化を図っていきます。

(消防局警防部航空隊)

### 【指摘25】セキュリティ基準が要求する書類の未提出について

#### 〔業務委託名〕

## 川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託

### 〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分I又はIIに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に定められている書類等を作成し、委託先から提出してもらう必要があったが、提出を受けていなかった。

委託先が業務上知り得た情報を業務目的外に利用しないよう、さらには情報の流出を行われないように、セキュリティ基準が要求する書類について委託先から提出を受ける必要がある。

### 〔措置の内容〕

指摘事項については、機密保持等に関する誓約書及び委託業者が借用又は取得した情報の複写及び複製をしていない書面の提出を受けました。

今後は、再発防止のため、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し、複数人によるチェック体制の強化を図っていきます。

(消防局警防部救急課)

### 【指摘26】情報資産の受渡管理について

#### 〔業務委託名〕

川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託

#### 〔指摘の要旨〕

本業務で川崎市が委託先に提供する情報は、セキュリティ基準における機密性区分I又はIIに該当する情報となる。そのため、セキュリティ基準に基づくと川崎市から委託先へ情報を貸与する場合、委託業務終了後、当該情報が委託先から川崎市へ返却又は廃棄したことを確認する場合、受渡票等を作成し、委託先とのやり取りを行う必要があったが、当該受渡票等は作成されていなかった。

委託先が川崎市から提供を受けた情報について、委託業務終了後に確實に返却又は廃棄が行われたことを受渡票等の書類を作成し、確認することは情報の流出を防止するうえで重要である。よって、セキュリティ基準が要求する受渡票等を作成し、情報資産の管理を行う必要がある。

#### 〔措置の内容〕

指摘事項については、各種応急手当講習及び患者等搬送乗務員定期講習実施日に委託先が提供を受けた情報について、委託業務終了後に返却が行われたことの書類を作成し、委託業者から提出を受けました。

今後は、再発防止のため、委託契約事務執行時の注意事項を記載した新たなチェックシートを活用し複数人によるチェック体制の強化を図っていきます。

(消防局警防部救急課)

### 【指摘27】委託業務完了届の記載誤りについて

#### 〔業務委託名〕

川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託

#### 〔指摘の要旨〕

本業務は各種応急手当講習及び患者等搬送乗務員定期講習の委託であり、毎月、講習の実施回数が記載された委託業務完了届が委託業者から提出され、検査確認後、委託料の支払いが行われているが、令和4年5月6日に提出された令和4年4月分の委託業務完了届の講習実施回数、受講者数の記載の欄が令和3年度という表記になっていた。

記載されている講習実施回数、受講者数は令和4年4月の実績数値であり、単純に年度の誤りとのことであるが、委託業務完了届の提出をもって検査を行い委託料の支払いが行われるという点では、委託業務完了届は業務が完了したことの報告に関する重要な書類であると言える。

委託業務完了届の記載誤りについては、委託業者に修正を求める必要がある。

#### [措置の内容]

指摘事項については、再発防止のため、委託業者からの提出後、所管課職員が複数名で確認することとし、チェック体制の強化を図りました。

(消防局警防部救急課)

#### 【指摘28】委託仕様書で定められた証明書類の未入手について

##### [業務委託名]

川崎市立特別支援学校スクールバス車両の運転等業務委託（令和3～5年度）

##### [指摘の要旨]

本委託業務はスクールバスの運転の委託であり、受注者は自動車保険（任意保険）に加入し、事前に保険内容に関する証明書類を発注者に提出しなければならない旨が委託仕様書において受注者の責務として定められているが、当該証明書類が入手されていなかった。

スクールバスの運転の委託という性質上、受注者が保険に加入していることの確認は重要である。委託仕様書の記載に従い事前に保険内容に関する証明書類を入手する必要がある。

##### [措置の内容]

指摘事項については、委託仕様書の記載に従い、一般自動車保険保険契約明細書の写しを、受注者から受領しました。

今後は、再発防止のため、受注者が契約している保険契約は、1年ごとの自動更新となります。事前の保険契約明細書の写しの提出について、市と受注者双方で確認するようにいたします。

(教育委員会事務局学校教育部支援教育課)

## 令和5年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

### 1. 総括的意見

#### 【総括的意見1】再委託について

##### 〔意見の要旨〕

委託契約約款第5条第1項では「受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。」旨が規定されている。業務の全部又は業務の主要な部分が委託されていないことを再委託の決裁者が判断する上でも「再委託して処理する内容」の記載の充実を図ることは重要であると考える。例えば、再委託申請書の参考様式を修正し、「再委託して処理する内容」について仕様書等に照らして、より具体的な記載となるような工夫を検討する必要がある。

さらに、これらの対策については、各局において漏れなく実施されるよう、契約事務の手引き等に記載し周知することを検討する必要がある。

##### 〔措置の内容〕

再委託する業務の範囲については、再委託の注意事項として、「仕様書のどの部分を再委託するのかが分かる具体的な記載とする」よう入札・契約事務研修等を通じて、各局に周知しました。

また、契約時に使用する共通様式においても、仕様書に照らした具体的な内容を記載するよう追記しました。

#### 【総括的意見2】情報資産の取扱いに関する運用方法の明確化について

##### 〔意見の要旨〕

今回の包括外部監査で抽出した委託業務では受渡票は作成せず、受渡の記録としてメールによって代替しているものがあり、さらに当該メールの記録については、委託業務完了後に削除しているケースもあった。これは受渡票の様式が職員に認知されていないことが原因のひとつであるため、制度所管課において受渡票の様式等について定期的に周知を図ることが望ましい。

また、セキュリティ基準で定めた事項について、実際の実務上の運用を明確にし、全庁横断的に周知し管理徹底することの検討が望まれる。

さらに、情報漏えい等の事故が絶えず生じている昨今の状況においては、情報漏えい等のリスクを事前に防止する必要があり、セキュリティ基準で定めた情報資産の取扱いが徹底されているか、川崎市全体でのモニタリングを徹底することを検討することが望まれる。

##### 〔措置の内容〕

令和6年6月25日に全庁あてに発出した「個人情報を扱う委託業務及び指定管理者が行う業務等の適正な管理について（通知）」において受渡票の参考様式等を添付し活用促進を図るなど、改めて情報資産の管理徹底を周知しました。

また、これまで市全体として、毎年、情報資産の棚卸しや自己点検を行うとともに、情報セキュリティ内部検査等の機会を捉えて、管理徹底に取り組んできました。今年度につきましては、委託業務等における情報管理を徹底するため、令和6年7月

8日に全庁あてに発出した「個人情報等を扱う委託業務等の緊急点検の実施について（依頼）」において、委託業務等における個人情報等の扱いに関する緊急点検を実施しました。

今後も、セキュリティ基準に基づく情報資産の適正な管理に取り組んでまいります。

#### 【総括的意見3】モニタリング対象の検討について

##### 〔意見の要旨〕

金額的に重要性があったり、複数年度の契約が締結されていたり、同じ業者への随意契約が長期に渡って行われているなど、委託業務の効果検証及び課題把握について、市全体の委託業務に関して横断的かつ定期的に制度所管課が確認した方がよいと思われる案件が含まれている可能性がある。特に民間活用による業務効率化といった効果の検証については、所管課だけでなく、制度所管課が第三者視点で評価を行うことは、評価が所管課による自己評価で完結することなく、委託業務に関する効果の検証における評価の客観性が保持され、モニタリングの精度を高める点からも重要である。

そこで、上記のモニタリング等の仕組みに含める範囲について、例えば、①プロポーザル方式で事業者を選定した業務、②長期継続契約、③単年度契約の委託業務のうち、3年以上同一業者を継続して指定をしている随意契約について、「民間活用（川崎版PPP）推進方針（2020年3月）」を参考にしたモニタリング等の仕組みの構築を検討することが望まれるが、業務負担等を考慮すると、実行するためには新たな体制整備が必要になることもあります、まずは契約別のデータ分析や公表に向けた取組について検討されたい。

##### 〔措置の内容〕

監査人から指摘があった随意契約については、透明性や公正性を確保するため、各発注部局において指名選定委員会やプロポーザル評価委員会等に諮り、妥当性について審議した上で、その適否を判断しているため、所管課だけの評価で契約を決定しているものではないと考えています（少額随意契約を除く。）。

しかしながら、各局において適正な契約事務を行うため、契約状況等のデータを分析できる環境整備は必要であると考えていますので、次期行政情報システムにおいて、汎用的なEUC機能により、様々な情報がデータ出力できるよう、システムベンダー等と調整を進めてまいります。

また、契約情報については、入札情報かわさきにおいて一定の情報を公表しているところですが、今後も適切な情報の公表について検討していきます。

#### 【総括的意見4】委託料を契約単位で把握できる仕組みの必要性について

##### 〔意見の要旨〕

今後、民間活用としての委託を推進していくにあたり、契約の透明性、公平性の観点から、随意契約の公表範囲を拡大していく取組の検討を川崎市でも進めていくことが望まれる。そのためにも、契約方法別の情報を容易に取得できる仕組みの構築について検討することは有用と考える。

しかしながら、現在の財務会計システムでは、委託料を契約単位別に把握する場合や、局別の委託料を把握する場合も、一定の加工・集計作業が必要となり、非効率で

あり、上述のような委託業務のモニタリングや随意契約の公表への対応が必要となつた場合でも直ちに対応することは困難である。

一定の加工・集計作業を行えば、委託料を契約単位別に把握することも可能であるが、この方法は集計作業に時間を要し、また集計誤りが発生する可能性もあり、恒常的な仕組みとすることは非効率である。そのため、例えば川崎市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プランの取組に合わせて、将来的には、財務会計システム等により委託料の内訳を契約単位で容易に把握できる仕組みを検討することが必要と考える。

#### 〔措置の内容〕

総合財務会計システムにおいて、契約管理システムを使用して契約手続きを行っている案件につきましては、契約単位での案件の抽出も可能です。ただし、業者登録や債権者登録等がない業者との契約等については、契約管理システムを使用できないため、抽出が困難な状況となっています。

意見のとおり、契約状況等を適切に把握することは重要であることから、次期行政情報システムにおいては、システムベンダー等と調整し、可能な限り契約管理システムを活用した契約が行えるよう、調整を進めてまいります。

なお、契約管理システムを含む次期行政情報システムは令和9年度中の稼働に向けて、現在、機能要件等を整理しており、システムのライフサイクルコスト全体を抑制するため、パッケージシステムをできるだけカスタマイズせずに導入することをシステム再構築の方針としています。

こうした現状を踏まえ、次期行政情報システムでは、汎用的なEUC機能により、様々な情報が必要な時にデータ出力でき、容易に集計が可能となるよう、機能要件定義を行ってまいります。

### 【総括的意見5】予定価格の適切な算定について

#### 〔意見の要旨〕

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要となるが、今回の包括外部監査のサンプルの中で、予算策定時に業者から入手した参考見積書の金額がそのまま予定価格として使用されているケースが見受けられた。また、そのまま予定価格として使用されていない場合でも、一者からの参考見積書を基礎に予定価格を算定しているケースも見受けられた。

川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであることを考慮し、民間活用の手段である委託契約の透明性、競争性、公正性、経済性の観点からも、予定価格の決定方法の精緻化が求められる。具体的には、予定価格の決定方法として、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めると規定している契約規則に基づき、参考見積書の価格をそのまま予定価格として使うのではなく、参考見積書をベースに契約規則で定める視点を考慮して積算を行うなど、予定価格の積算の精度を高めることが必要と考える。また、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精度を高めることについても必要と考える。

#### 〔措置の内容〕

積算に係る基準があるものについては、技術者の職種に応じた単価や資材の単価等が設定されており、国の労務費調査や、資材単価の市場調査を基に、見直しがなされ、予定価格に反映されている状況です。積算の基準がないものにつきましては、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮した積算となるよう、原則複数者から見積書を徵取することとしております。

今後も予定価格の適切な設定につきましては、各種通知や研修を通じて、庁内に周知してまいります。

#### 【総括的意見 6】随意契約ガイドラインについて

##### 〔意見の要旨〕

今回の包括外部監査では、財政局資産管理部契約課が作成している随意契約ガイドラインとは別に、局独自に作成されたガイドラインが存在することが判明した。具体的には、まちづくり局の「委託等業務審査委員会付議案件における随意契約ガイドライン」である。随意契約は、特定の業者との契約となるため、入札に比べて競争の原理が働きにくく、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、透明性、競争性、公正性、経済性の観点からも、最も厳格に取り扱う契約形態である。局独自のガイドラインと市全体のガイドラインとの間で記載が相違する部分があることに起因して、随意契約の判断に影響を与える可能性があるため、独自のガイドラインを制定している場合は、最新のガイドラインと整合しているか各局が確認を徹底するとともに、独自のガイドラインについては、本当に必要性があるのかについても随時検討することが望ましい。また、制度所管課についてもガイドラインを更新する際は、局独自のガイドラインが存在することに留意して、内容の相談等に対応しながら、更新内容が徹底されるよう周知を工夫されたい。

##### 〔措置の内容〕

財政局資産管理部契約課が作成している随意契約ガイドライン（以下、「市ガイドライン」という。）とまちづくり局独自のガイドライン（以下、「局ガイドライン」という。）については、現時点では、随意契約の判断に影響を与えるような不整合な部分はないものと考えていますが、市ガイドラインは本市が締結する全ての契約を対象としていることなどを踏まえ、令和6年12月に局ガイドラインを廃止しました。

なお、市ガイドラインが改定された際は、研修等を通じて、全庁に周知徹底してまいります。

## 2. 各論

#### 【意見 1】委託契約約款にもとづく業務日程表の提出について

##### 〔業務委託名〕

プラチナ音楽祭2022運営業務委託

##### 〔意見の要旨〕

委託契約約款第2条では業務日程表の提出を受ける旨が記載されているが、業務日

程表の提出を受けていない。

約款は、不特定多数の者と同一の契約を迅速・効率的に行うために作成された定型的な内容の取引条項であり、日程表の提出についても定型的な内容の取引条項として記載されていると考えられる。そのため、当該委託業務においては日程表の提出がなかったとしても業務の遂行に支障をきたす可能性は低いと思われるが、約款として記載されている以上、日程表の提出を受ける必要があったと考える。仮に日程表の提出が必要ではないと判断された場合、次回の同内容の契約では、契約書の約款について削除する等、業務の実態に応じた対応を行うことが望まれる。

〔措置の内容〕

当該委託契約については、業務日程表の提出を受ける必要がないと判断したため、令和6年度の同委託契約では、委託契約約款から削除しました。

(市民文化局市民文化振興室)

【意見2】複数業者からの参考見積書の入手について

〔業務委託名〕

岡本太郎美術館 常設展示室等壁面整備業務委託

〔指摘の要旨〕

予定価格の算定にあたり、一者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。そして、参考見積書提出業者が契約を締結する業者に決定され、委託積算書で積算した予定価格と契約金額が一致している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。一者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

〔措置の内容〕

館内会議の場で、可能な限り複数の事業者から参考見積書を取得するよう周知徹底しました。

今後も会議等の場で定期的に周知を行うなどし、積算の精緻化に努めます。

(市民文化局川崎市岡本太郎美術館)

【意見3】複数業者からの参考見積書の入手について

〔業務委託名〕

国際交流センターほか5施設アスベスト分析調査業務委託

〔意見の要旨〕

予定価格の算定にあたり、一者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定

が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。一者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

〔措置の内容〕

課内会議の場で、可能な限り複数の事業者から参考見積書を取得するよう周知徹底しました。

今後も会議等の場で定期的に周知を行うなどし、積算の精緻化に努めます。

(市民文化局市民生活部企画課)

【意見 4】契約方法の統一について

〔業務委託名〕

国際交流センターほか5施設アスベスト分析調査業務委託

〔意見の要旨〕

当該委託業務と同じアスベスト含有懸念建材の試材を採取し、アスベスト含有の有無を把握することを目的とした業務である、「川崎区役所大師支所ほか1施設アスベスト分析調査業務」が同じ年度である令和4年度に市民文化局の区政推進課において契約方法として一般競争入札を採用している。

市内中小企業者への優先発注の徹底に関する府内通知が発出されていることから、当該委託業務については市内中小企業者である業者を指名選定したことであるが、同内容の業務について同じ局内の他課では一般競争入札が行われていることから、今後は他課での実施状況を確認し、透明性及び公正性の点から一般競争入札が可能なものは一般競争入札の実施を検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

今後は、市内中小企業への優先発注とのバランスを勘案しつつ、他課での実施状況や業務内容に応じて、一般競争入札の実施を検討してまいります。

(市民文化局市民生活部企画課)

【意見 5】複数業者からの参考見積書の入手について

〔業務委託名〕

川崎区役所大師支所ほか1施設アスベスト分析調査業務

〔指摘の要旨〕

予定価格の算定にあたり、一者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。一者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映するこ

とが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

〔措置の内容〕

係長ミーティングの場で、可能な限り複数の事業者から参考見積書を取得するよう周知徹底しました。

今後も会議等の場で定期的に周知を行うなどし、積算の精緻化に努めます。

(市民文化局コミュニティ推進部区政推進課)

【意見 6】積算根拠過程の文書化について

〔業務委託名〕

郵送請求事務進捗管理システム構築等業務委託

〔意見の要旨〕

予定価格の算定にあたっては参考見積書を入手し、当該見積書を基礎として予定価格を算定している。予定価格算定の根拠資料である「郵送請求事務センター業務委託積算」を閲覧したところ、参考見積書の金額が7,000,000円であるのに対し、積算した予定価格は9,000,000円と2,000,000円の差異が生じていた。

当該差異の原因について確認したところ、コロナ禍の折、人員の確保や電子部品の調達に不透明な部分があったことから、不調のリスクを低減するため、予算額の範囲内で余裕のある予定価格の積算をとっているとのことであった。

差異原因については理解できるが、当該差異原因について積算根拠資料において記載がなされていない。本委託業務は一般競争入札であるが、競争入札において予定価格は契約金額を決定するための基準となるものであり、予定価格の設計は重要である。また、設計根拠の記載は予定価格算定にあたっての根拠を示すものである。今後はそのような積算過程については可能な限り文書化し、予定価格の積算過程について、より明確なものとすることが望まれる。

〔措置の内容〕

課内会議の場で、予定価格の算定にあたっては、積算した過程を記載した資料を可能な限り文書化するよう周知徹底しました。

今後も会議等の場で定期的に周知を行うなどし、積算根拠過程の文書化に努めます。

(市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課)

【意見 7】業務完了届の統一について

〔業務委託名〕

令和4年度 川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託

〔意見の要旨〕

委託契約は「令和4年度川崎市マイナンバーカードセンター運用支援業務委託」に関するもの1つであるが、業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書については2つ作成されている。

業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書が2種類作成されている理由であるが、個人番号カード交付センター運営委託料と情報化施策推進室から予算令達されたマイキーID設定支援委託料の科目が異なっていたため、分けて作成したことである。

使用する科目が異なる場合でも、契約としては1本であり、業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書も1つでよかったものと思われる。

〔措置の内容〕

課内会議の場で、契約ごとに業務完了届及び業務完了報告書兼検査確認書を作成するよう周知徹底しました。

今後も会議等の場で定期的に周知を行うなど、適正な事務執行に努めます。

(市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課)

【意見8】複数業者からの参考見積書の入手について

〔業務委託名〕

令和4年度若者の参加促進事業実施委託

〔意見の要旨〕

予定価格の算定にあたり、一者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。そして、参考見積書提出業者が契約を締結する業者に決定し、委託積算書で積算した予定価格と契約金額が一致している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。一者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

〔措置の内容〕

課内会議の場で、可能な限り複数の事業者から参考見積書を取得するよう周知徹底しました。

今後も会議等の場で定期的に周知を行うなどし、積算の精緻化に努めます。

(市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課)

【意見9】参加意向申出書の提出期間について

〔業務委託名〕

令和4年度若者の参加促進事業実施委託

〔意見の要旨〕

公募型プロポーザルにより業者を選定しているが、参加意向申出書の配布・提出期間が令和4年1月18日（火）から令和4年1月27日（木）と8営業日になっている。公募してきた業者も一者であり、多くの業者に参加してもらうためには、参加意向申出書の配布・提出期間について公募全体のスケジュールから、10営業日程度に設定してもよかったと思われる。

今後同様の公募型プロポーザルにより業者を選定する場合には、より多くの業者に周知され、業者が業務内容を理解し、参加の意思決定ができるよう、参加意向申出書の配布・提出期間について検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

検討の結果、参加意向申出書の配布・提出期間について、令和5年度は8開庁日としていたところ、令和6年度は10開庁日に変更しました。

今後も適正な契約事務に努めます。

(市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課)

【意見10】複数業者からの参考見積書の入手について

〔業務委託名〕

令和4年度多様な主体との人材マッチング事業実施委託

〔意見の要旨〕

予定価格の算定にあたり、一者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。そして、参考見積書提出業者が契約を締結する業者に決定し、委託積算書で積算した予定価格と契約金額が一致している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。一者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

〔措置の内容〕

課内会議の場で、可能な限り複数の事業者から参考見積書を取得するよう周知徹底しました。

今後も会議等の場で定期的に周知を行うなどし、積算の精緻化に努めます。

(市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課)

【意見11】機密保持等に関する誓約書の入手について

〔業務委託名〕

川崎駅北口行政サービス施設コンシェルジュ業務委託

〔意見の要旨〕

当委託業務では、受注者が直接個人情報を取扱うものではないものの、申請書等の記入方法の案内等の補助を行うことで個人情報を閲覧し、知りうる可能性がある業務である。

当委託業務をセキュリティ基準に照らすと、受注者が直接個人情報を取扱うものではないため個人情報の取扱いを伴う事務事業に該当しない可能性がある。しかし、受注者が個人情報を知りうる業務の場合には、個人情報を取扱う業務と同様に対応することが情報セキュリティの観点からは望まれる。当該契約では、個人情報を取扱う業

務に添付する個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項は添付されていましたことから、機密保持等に関する誓約書の提出を受けることが望ましいと考える。

〔措置の内容〕

受注者から機密保持等に関する誓約書の提出を受けました。

今後も、適正な契約事務の執行に努めます。

(経済労働局観光・地域活力推進部)

【意見 1 2】広報戦略及び広報に係る委託費の負担の在り方について

〔業務委託名〕

川崎競輪開催業務等包括委託業務

〔意見の要旨〕

当委託業務には広報宣伝業務が含まれている。当委託業務の主要な目的の1つとして「市民に親しまれる競輪場の運営」を掲げており、市民や近隣地域の住民等の新しいターゲット層に訴求するためには、積極的な広報戦略が必要だと考えられる。しかし、現状では売上金額に対し一定率の委託費が支払われる契約になっており、広報宣伝費も委託費に含まれている。委託費には上限額が設定されているため、委託先が費用対効果の不確実な広報戦略を積極的に行い、先行して広報費を負担するインセンティブは生じにくくと推察される。

市が競輪事業の収益の安定的な確保が課題と考えている中で、競輪事業にかかる広報戦略及び広報に係る委託費の負担の在り方について、継続的に検討することが望まれる。具体的には、委託先によりインセンティブが生じやすい契約形態とすることや、市が広報戦略を策定したうえで、現地での広報活動は委託することなどが考えられる。

〔措置の内容〕

当該委託契約については、車券の売上が増加すれば、支払われる委託費も増加する契約となっているため、意見のとおり変更した場合、委託先が広報費を負担するインセンティブは一定生じるものと考えられますが、競輪事業については既に国等も含めて様々な広報が実施されていることから、現状の広報戦略について検証し、令和9年度からの第3期包括業務委託へ向けて、広報戦略等について市が主体となって継続的に検討していきます。

(経済労働局公営事業部総務課)

【意見 1 3】複数業者からの参考見積書の入手について

〔業務委託名〕

令和4年度北部市場汚水処理場修繕業務委託

〔意見の要旨〕

当業務は、北部市場内で修繕が必要な汚水処理場の更新及び修繕を数年かけて順次実施するものであり、令和3年度～令和5年度まで同一の業者へ委託している。なお、委託先は、北部市場の施設保守管理業務委託業務において、再委託を受けて汚水処理施設の運転業務を担っている先と同一である。

一般競争入札となっているが、汚水処理施設の運転業務を担う先が継続して業務を

提供している。また当該委託先からの参考見積書の金額を予定価格としており、他の入札者がいないため、川崎市において、契約金額の水準が市場と照らして妥当であるかが十分に検討できていない。他の業者からも参考見積書を入手するなどして、予定価格の算出にあたり金額の妥当性を検討することが望まれる。

〔措置の内容〕

当該委託契約については、令和6年度実施の入札から参考見積として複数者の見積書を徴取し、予定価格の金額の妥当性を検討することとしました。

(経済労働局北部市場管理課)

【意見14】一者応募の改善について

〔業務委託名〕

川崎市消費生活相談員業務委託

〔意見の要旨〕

当委託業務は令和2年度より公募型プロポーザル方式を行っているが、継続して現在の契約者一者のみの参加となっている。また、令和2年度以前は特命随意契約において現在の契約者と平成19年から平成31年まで継続して委託を行っていた。

この点、市担当者によれば、本業務には消費生活相談員資格が必要であり、当該資格を所持している人材を確保している団体が限られていることから、他団体に公募参加可能かヒアリング等を行っているものの、現時点で他に公募を受ける団体がないとのことである。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

〔措置の内容〕

令和6年度は複数年契約の最終年度にあたることから、次年度以降の事業者公募に向けて、業務を引き受けことが可能と考えられる業者に対してヒアリングを実施して状況を確認するとともに、仕様の見直しの余地があるか確認を行っています。

(経済労働局消費者行政センター)

【意見15】一者応募の改善について

〔業務委託名〕

川崎市勤労者福祉共済厚生事業等業務委託

〔意見の要旨〕

当委託業務は平成21年度より現在の契約者に委託を行っており、公募型プロポーザルへの応募も現在の契約者一者のみの参加となっている。

この点、市担当者によれば、同様の業務を請け負っている団体は他にもあるものの、

業務内容の規模が大きく引き受けが可能な団体が限られていることから、他団体に公募への参加可能かヒアリング等を行っているものの、現時点で他に公募を受ける団体がないことである。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

#### [措置の内容]

当該事業の受託可能性がある福利厚生代行サービス事業者のうち事業シェアの高い2者に対して、当該事業の公募を行う旨と入札参加に当たっての課題などをヒアリングしました。

今後は、ヒアリング結果等を踏まえ、業務仕様等の見直しについて検討してまいります。

(経済労働局労働雇用部)

### 【意見16】一者応募の改善について

#### [業務委託名]

川崎市生活文化会館管理運営委託

#### [意見の要旨]

当委託業務は公募型プロポーザルへの応募が一者のみの参加となっている。

この点、市担当者によれば、過去の公募実施時には複数の参加があったこともあるものの、直近の公募時には他に公募に参加した団体はないとのことであった。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

#### [措置の内容]

当該委託契約についてこれまで応募をいただいた事業者等に、応募の意向や応募に当たっての課題などについてヒアリングを行い、採算や人員確保などが困難との意見を受けました。

今後は、指定管理業務受託経験のある事業者を含め、幅広く募集対応を行うことなどにより、一者応募の改善に向けて取り組んでまいります。

(経済労働局労働雇用部)

## 【意見 17】決裁文書へ添付する資料の誤りについて

〔業務委託名〕

王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託

〔意見の要旨〕

本業務は公募型プロポーザルによって業者選定を行っており、業者選定の企画提案書評価委員会開催にあたって、企画提案書評価委員会の開催通知、企画提案書評価委員会委員名簿、企画提案書評価委員会設置要綱等の関連書類を添付したうえで、回議書「王禅寺エコ暮らし環境館運営管理業務委託に係る企画提案書評価委員会の開催について（伺い）」において決裁を受けているが、添付書類の1つである企画提案書評価委員会委員名簿について、誤って過去（2018年）の名簿が添付されていた。その結果、回議書には企画提案書評価委員会設置要綱で規定されている委員の所属と名簿の委員の所属が異なっている。

実際に開催された企画提案書評価委員会には、企画提案書評価委員会設置要綱で規定されている所属の委員が出席しており、業者選定に影響はないが、回議書に添付する資料は決裁の判断資料となり得るものであり、添付資料に誤りがないよう留意する必要がある。

〔措置の内容〕

プロポーザル方式の契約文書を回議する際は、副担当を設け回議ルートに設定するなど、資料の確認を徹底していきます。

（環境局施設部処理計画課）

## 【意見 18】変更契約の締結時期について

〔業務委託名〕

基幹相談支援センター運営業務委託（川崎市中部基幹相談支援センター）

〔意見の要旨〕

本委託契約では、契約額について90,000円増額の変更契約を締結している。変更理由は相談員1名が令和5年1月に相談支援専門員資格を取得したため、基幹相談支援センター運営業務委託仕様書「15委託料の追加支払について」の規定に基づき、当該職員が相談支援専門資格を取得した日の属する月から相談支援専門員資格加算を算定することとし、当初支払額から不足する分を追加支払するためである。

変更事由が生じたのは令和5年1月であるが、変更契約が締結されたのは委託業務期間の最終日である令和5年3月31日となっている。その理由としては、年度途中の資格取得や欠員等が頻繁に生じる可能性があり、その都度変更契約を締結するのは煩雑であるからとのことである。

このように都度の変更契約締結は煩雑だとしても、変更事由が生じた場合には速やかにその内容を契約内容に反映させることは、契約相手方との法的なトラブルが生じるリスクを回避するうえでも重要と考える。

今後は変更事由が生じた場合には、速やかに変更契約を締結することを検討すべきと考える。

#### 〔措置の内容〕

変更事由が生じた時期に合わせた変更契約の締結を検討しましたが、本委託契約は概算払で支払いとしていることから、年度途中での変更契約は馴染まないため、精算処理のタイミングで、追加支払いが生じた際に変更契約の締結を行います。

なお、変更事由が生じた際には、10日以内に変更事由の届出をさせるとともに変更内容について契約相手方に確認を行ったうえで受理する対応をしています。

今後も、適正な契約事務の実施に努めます。

(健康福祉局地域包括ケア推進室)

#### 【意見19】選考委員会設置要綱の改定について

##### 〔業務委託名〕

川崎市自立支援センター日進町管理運営委託

##### 〔意見の要旨〕

本業務は公募型プロポーザルによって業者選定を行っており、業者の選定にあたり「川崎市自立支援センター日進町管理運営事業委託法人選考委員会」が開催されている。また、当該選考委員会の運営について必要な事項は「川崎市自立支援センター日進町管理運営事業委託法人選考委員会設置要綱」において定められている。

当該設置要綱を閲覧したところ、選考委員会の委員について、実際の選考委員会の委員とは異なる記載となっていた。具体的には設置要綱では「川崎区役所保健福祉センター所長若しくは副所長（福祉事務所長を充職とする者）」と規定しているところ、実際に開催された選考委員会の委員は「川崎区役所地域みまもり支援センター所長」であった。相違している理由は平成31年度に保健福祉センターは地域みまもり支援センターに改称されているためである。

設置要綱で委員を規定している趣旨としては、業者選定に際し、適切な判断ができる知見・経験を有する人物を選考に関与させることで、業者選定の公正性・適切性を担保するためである。本業務における設置要綱の記載との相違理由は組織改称であり、実際に開催された選考委員会では適切な人物が選考委員として関与しているため、実質的に業者選定の公正性・適切性に影響を与えるものではないが、設置要綱で規定する選考委員と異なる人物が選考に関与するリスクを回避するため、組織改称も含めた設置要綱の改定が必要な事象が生じた場合には速やかに改定を行うことが望まれる。

##### 〔措置の内容〕

選考委員の組織名称改正漏れについては、要綱改正を行いました。

今後も、適正な事務手続に努めます。

(健康福祉局生活保護・自立支援室)

#### 【意見20】予定価格の積算根拠の検証について

##### 〔業務委託名〕

令和4年度生活づくり支援ホーム下野毛（分館含む。）設置及び管理運営委託

##### 〔意見の要旨〕

本委託業務の予定価格の積算根拠を閲覧したところ、下野毛土地建物リース料とし

て30,000,000円が計上されていた。当該リース料は、本委託業務において使用する891.35m<sup>2</sup>の土地と約50人が宿泊まりできる570.38m<sup>2</sup>の建物を1年間確保するための費用であり、土地及び建物については、受託先が所有しているため、リース料は平成28年度に受託先と協議のうえ決定した金額とのことである。

平成28年度に受託先と協議した際の資料を確認したが、リース料については市側で独自の積算が行われており、定員50人を前提に1人あたり家賃額は生活保護における住宅扶助基準額を基礎に積算が行われている。積算額としての年間賃料は29,826,000円となっている。

このように積算根拠のリース料については受託先との協議により30,000,000円として、これを委託料全体の積算額に含め、予定価格を算定しているが、リース料のみに着目すると、積算額としての年間賃料29,826,000円を上回る30,000,000円が委託料全体の積算額を算定する際の金額として使用されており、敷地内の駐車スペースやプレハブ倉庫、緊急時に使用する個室などの確保に要する費用を含んだ金額であるとのことであるが、積算額として適切な金額なのか疑問が残る。

年間賃料29,826,000円は平成28年度における業者とのリース料を交渉する際の見積に過ぎず、予定価格の算定基礎ではないと言えるが、見積額を上回る30,000,000円が積算根拠として使用されている点には違和感があるので、次の予定価格積算時には再度年間賃料の積算を行い、積算に使用している現状の30,000,000円が積算額として適切な金額なのか検証を行う必要があると考える。

#### 〔措置の内容〕

令和7年度の契約に向けて、住宅扶助基準額を基に50人を定員として再度年間賃料の積算を行ってまいります。この算定額を基に適切な金額で契約を執行します。

(健康福祉局生活保護・自立支援室)

#### 【意見21】過去の実績を基礎とした予定価格の算定について

##### 〔業務委託名〕

川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託

##### 〔意見の要旨〕

当委託契約は、児童虐待等の通報受付、相談対応業務であることから、保護者及び児童に関する個人情報を取扱う業務である。また、直近3年間の相談件数及び契約金額は以下のとおりであるが、仕様書では相談想定件数は5000件程度とされており、令和4年度川崎市児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル及び児童・青少年電話相談業務委託業者募集要項に記載の参考価格は相談想定件数5000件に基づいた金額算定となっている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	2,858件	2,972件	2,546件
契約金額	27,500千円	27,500千円	27,500千円

参考価格（予定価格）の算定に当たっては、重大な虐待事事故案等の防止のため、

24時間365日、確実な相談・通告受理体制を確保し得る推定件数に基づくべきであるが、過大な見込みとはならないよう、過去の実績を考慮して毎年十分に精査することが必要である。

〔措置の内容〕

令和6年度の当該業務委託に係る予定価格については、令和5年度において相談電話等の受付数が前年度比約1.5倍増となり、外部からの相談・通告電話がつながらないといった重大な支障が生じたことを踏まえた相談電話のチャンネル数の増に取り組み、また過去の相談等の実績では、最も多い年度と最も少ない年度を比較するとおよそ3,000件の開きがあるため、こうした実績を踏まえ、チャンネル数の増による件数の増を見込むなどの精査をした上で算定を行いました。

今後も、適切な予定価格の算定に努めてまいります。

(こども未来局南部児童相談所)

【意見22】一者応募が続く委託業務における事業継続性の検討について

〔業務委託名〕

川崎市社会的養護自立支援事業業務委託

〔意見の要旨〕

当該業務は、平成30年度から委託を開始した。開始当初から公募型プロポーザル方式であったものの、これまでも株式会社パソナのみが参加している。業務の性質上、児童に対する継続的な支援が重要であることから、事業を利用する児童それぞれに、委託業者職員が担当制で対応すること、また、年度をまたぐ場合も担当を変更することはなく、継続的な支援を行うことに努めている。

当該業務のように、一定の期間、継続することが重要な業務では、委託先が頻繁に変更されることは利用者にとって有益ではない一方で、委託開始当初から現在の委託先1社しか参加者がいない現状は、当該委託先が受注しなかった場合に業務継続性が危ぶまれる状況である。こうした契約に対して、長期継続契約を締結する方法や他の受託可能事業者をあらかじめ探しておくななど、事業継続性を検討することが必要である。

〔措置の内容〕

当該委託契約については、同じ業者が支援を継続することが利用者にとって有益と考え、令和6年4月より委託先との契約期間を従来の2年契約から、3年契約と契約期間を延長し、事業の継続性を確保しました。

(こども未来局児童家庭支援・虐待対策室児童福祉担当)

【意見23】委託契約約款にもとづく業務日程表の提出について

〔業務委託名〕

令和4年度デジタルエックス線画像処理装置保守点検業務委託

〔意見の要旨〕

委託契約約款第2条では業務日程表の提出を受ける旨が記載されているが、業務日程表の提出を受けていない。

業務日程表の提出を受けていない理由としては、当該委託業務は1年に1回（例年3月頃）の点検業務のため、点検前に担当者と委託業者で日程調整を行っていることから、当該日程調整が業務日程表の提出に代替するものであると判断していることによるものである。

約款は、不特定多数の者と同一の契約を迅速・効率的に行うために作成された定型的な内容の取引条項であり、日程表の提出についても定型的な内容の取引条項として記載されていると考えられる。そのため、当該委託業務においては日程表の提出がなかったとしても業務の遂行に支障をきたす可能性は低いと思われるが、約款として記載されている以上、日程表の提出を受ける必要があったと考える。仮に日程表の提出が必要ではないと判断された場合、次回の同内容の契約では、契約書の約款について削除する等、業務の実態に応じた対応を行うことが望まれる。

#### 〔措置の内容〕

当該委託契約については、委託業者と担当者による日程調整により適切な業務の遂行が可能であるため、業務の実態に合わせ、令和6年度の同内容の契約から約款中の業務日程表の提出に係る条項を削除しました。

（中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）衛生課）

#### 【意見24】変更契約の締結時期について

##### 〔業務委託名〕

なかはら世紀越え記念カプセル開封等イベント業務委託

##### 〔意見の要旨〕

当該委託業務については、途中で委託業務の内容に「映像オペレータの手配 イベント会場の映像オペレータを手配すること」が追加されたことから変更契約が締結されているが、変更契約日は令和4年12月9日となっており、イベント開催日の令和4年9月23日より後の日付となっている。

追加の業務内容については川崎市と委託先との間で口頭による合意はなされており、イベント開催日に履行されない可能性は低いとも言えるが、変更契約書において追加の業務内容を明確にし、イベント開催前に変更契約を締結しておくことが委託先の履行義務及び責任を明確にするという点でも望ましいと考える。

変更事由が生じた場合には、速やかに変更契約を締結することが望まれる。

##### 〔措置の内容〕

契約変更の内容について、契約規則や契約事務の手引きに基づき、速やかに手続きを行うよう課内への周知・共有を行いました。今後は、同様の事例が発生しないよう更なる徹底を図り、適正な業務契約に努めます。

（中原区役所まちづくり推進部地域振興課）

#### 【意見25】一者応募の改善について

##### 〔業務委託名〕

消防業務用無線機（陸上移動局）その1保守点検業務委託

##### 〔意見の要旨〕

当委託業務は、一般競争入札への参加が一者のみとなっており、当該状況は平成31年から継続している。この点、市担当者によれば、消防業務用無線機は特殊な機器のため、業務を完う可能な業者は限られるとの回答があった。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

#### 〔措置の内容〕

当該委託契約については、過年度参加業者等、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対してのヒアリングを行う等の参加を促す取組を実施してまいります。

(消防局警防部指令課)

#### 【意見 26】一者応募の改善について

##### 〔業務委託名〕

消防業務用無線機（陸上移動局）その3保守点検業務委託

##### 〔意見の要旨〕

当委託業務は、一般競争入札への参加が一者のみとなっており、当該状況は平成28年から継続している。

この点、市担当者によれば、消防業務用無線機は特殊な機器のため、業務を完う可能な業者は限られるとの回答があった。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

#### 〔措置の内容〕

当該委託契約については、過年度参加業者等、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対してのヒアリングを行う等の参加を促す取組を実施してまいります。

(消防局警防部指令課)

#### 【意見 27】一者応募の改善について

##### 〔業務委託名〕

川崎市応急手当普及啓発活動事業に関する業務委託

#### 〔意見の要旨〕

当委託業務は、一般競争入札への参加が一者のみとなっており、当該状況は平成29年から継続している。

この点、市担当者によれば、他に見積依頼を行った業者からは「講習の指導経験がある応急手当指導員の確保が難しい」との理由で応募を断られたとの回答があった。

業務を受託できる団体が限られるという事情があるものの、一者応募は、結果として特命随意契約と同等となり、川崎市の契約における財源は税金によって賄われるものであるため、民間委託化を推進する上で重要な透明性、競争性、公正性、経済性の観点からしても、より業務内容の競争性を確保するため、今後も一者応募解消に向けた努力が必要である。具体的には、過年度には複数業者の参加もあったことから、業務を引き受けることが可能と考えられる業者に対して今後も定期的にヒアリング等を実施し状況を確認したり、業務仕様等の見直しの余地があるか確認したりするなどの検討が望まれる。

#### 〔措置の内容〕

令和5年度に複数の事業者に見積もりを依頼しましたが、本市の考える規模の委託を実施できるだけの指導員の確保が難しいとの理由で断られました。また、仕様書で定めている指導員は国の要件に準じたものとなっており、消防局としては変更することはできません。そのため、令和6年度の契約については、随意契約にて契約手続きを行いました。

今後も、業者からのヒアリングを行うなど、継続して検討を行ってまいります。  
(消防局警防部救急課)

#### 【意見28】複数業者からの参考見積書の入手について

##### 〔業務委託名〕

A.Iを活用した救急隊の現場到着時間の短縮に係る業務委託

##### 〔意見の要旨〕

予定価格の算定にあたり、一者から入手した参考見積書を基礎に予定価格を算定している。

予定価格は契約金額を決定し適正な契約を行うため、適正かつ客観的な金額の設定が必要であり、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める旨が川崎市契約規則で規定されている。一者からの参考見積書のみでは取引の実例価格を反映することが困難となる可能性がある。

そのため、可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手することによる積算の精緻化に努めることが望まれる。

#### 〔措置の内容〕

当時実績のある事業者が二者しかなく、見積もりの要求には一者しか対応してもらえなかつたため、一者から参考見積を取りました。現在は複数社あることから、今後は可能な限り複数の事業者から参考見積書を入手し対応します。

(消防局警防部救急課)

## 【意見29】最低制限価格制度が適用される業務範囲の検討について

### 〔業務委託名〕

学校小荷物専用昇降機保守点検業務

### 〔意見の要旨〕

小荷物専用昇降機を含むエレベーターの維持管理業務は、市が定める業種・種目ににおける施設維持管理業務のエレベーター保守点検にあたり委託業務に該当する。委託業務における最低制限価格設定対象業務は、川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要領で定められているが、エレベーター保守点検は対象に含まれていない。

そのため、本業務の落札率（入札価格/予定価格）は、Aブロックが56.7%、Bブロックが54.5%、Cブロックが56.1%と低くなっているが、入札自体は有効なものとして成立している。

最低制限価格制度の趣旨としては、落札となるべき入札価格が著しく低価格である場合には、契約の履行が不確実になる可能性もあり、不測の損害を被る恐れや品質の低下を招く可能性があることから、これを防止することにある。本業務の目的・趣旨は、仕様書の冒頭にある通り「川崎市立学校に設置している給食用小荷物専用昇降機を、安全かつ良好な状態に維持し、事故等を未然に防止するための点検を行う」ことであり、一定の品質が保証される必要がある。実際に神奈川県ではエレベーター保守管理委託を最低制限価格制度が適用される業務に含めている。

以上から、エレベーター保守点検についても、業務所管課において最低制限価格制度の適用の必要性について事実確認を行ったうえで、制度所管部署と連携しながら検討することが考えられる。

### 〔措置の内容〕

最低制限価格適用の必要性については、モデルとなった他の施設所管局など関係局と連携し、財政局に申し出を行うべきか検討してまいります。

（教育委員会事務局教育環境整備推進室）